

令和7年9月定例会

商工建設分科会会議録

令和7年9月29日～10月1日

場 所 第5委員会室

令和7年9月29日(月曜日)

午後1時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第25号 令和6年度宮崎県歳入歳出決算
の認定について

出席委員(6人)

主　　査	内　田　理　佐
副　　主　　査	山　口　俊　樹
委　　員　　員	日　高　博　之
委　　員　　員	福　田　新　一
委　　員　　員	岩　切　達　哉
委　　員　　員	脇　谷　のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

労働委員会事務局	
労働委員会事務局長	渡　邊　世津子
調整審査課長	米　村　文　明

商工観光労働部

商工観光労働部長	児　玉　浩　明
商工観光労働部次長	松　浦　好　子
企業立地推進局長兼 企　業　立　地　課　長	今　村　俊　久
觀光経済交流局長	鬼　塚　保　行
商　工　政　策　課　長	河　村　直　哉
経営金融支援室長	長谷川　誠
企　業　振　興　課　長	徳　地　清　孝
先端技術産業推進室長	加　藤　和　樹
雇用労働政策課長	湯　浅　聰
觀　光　推　進　課　長	矢　越　智　郁

スポーツランド推進課長	渡　邊　陽　生
国際・経済交流課長	牧　　浩　一
工業技術センター所長	鍋　島　宏　三
食品開発センター所長	黒　木　俊　幸
県立産業技術専門校長	守　部　丈　博

事務局職員出席者

議　事　課　主　査	春　田　拓　志
政策調査課主任主事	岩　倉　有　希

○内田主査 ただいまから、決算特別委員会商工建設分科会を開会いたします。

まず、分科会の日程についてであります。

分科会の日程については、御覧のとおりでありますか、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、そのように決定いたしました。

次に審査方針についてであります。

審査方針につきましては、決算特別委員会において決定のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

次に、本日開催されました主査会における協議内容について御報告いたします。

まず、審査における執行部の説明についてであります。分科会審査説明要領を御覧ください。

決算事項別の説明は、目の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90%未満のものについて、また、主要施策の成果は、主なものについて説明があると思いますので、審査に当たりましてはよろしくお願ひいたします。

最後に、審査の進め方についてですが、商工観光労働部と県土整備部は2班編成とし、班ごとに説明及び委員質疑を行い、最後に部全体の総括質疑を行いたいと存じます。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午後1時1分休憩

午後1時2分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

令和6年度決算について執行部の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○渡邊労働委員会事務局長 労働委員会事務局の令和6年度決算の概要について御説明いたします。

決算特別委員会資料の2ページを御覧ください。

表の上から2段目、(款)労働費の欄のとおり、予算額9,013万1,000円に対しまして、支出済額8,774万8,637円となり、不用額238万2,363円、執行率97.4%となっております。

次に、執行率が90%未満の目はありませんので、執行残が100万円以上の目について御説明いたします。

その主なものは、節の一番上の報酬83万9,900円であります。これは、斡旋等の件数が見込み件数を下回ったため、労働委員会委員15名の日額報酬が執行残となったことなどによるものであります。

なお、主要施策の成果に関する報告書への掲載、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

決算に関する説明は以上でございますが、令和6年度の業務実績の概要につきまして、調整審査課長から御説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○米村調整審査課長 それでは、令和6年度の

業務実績につきまして御説明いたします。

決算特別委員会資料3ページを御覧ください。

まず、(1)不当労働行為審査事件についてでございます。これは、労働組合や組合員に対する使用者側の行為が、労働組合法で禁止されている不当労働行為に該当するか否かの審査を行うものであります。

最終的に、不当労働行為に該当すると判断した場合は、その是正を命じる救済命令を、不当労働行為に該当しないと判断した場合は、棄却命令を発することになりますが、審査手続の中で、労使間での話し合いによる解決の機運が生じた場合には、双方に和解を勧め、合意に達すれば和解協定書を締結し、事件は解決することになります。

令和6年度は、令和5年度からの繰越しが1件、新規申立が1件ございました。前年度繰越分は申立人による取下げにより終結しております。

新規申立は、今年の2月に申立のあったものですが、審査の手続上、当事者双方の主張や証拠を調査・整理して争点を明らかにしていくなど、審査に時間を要しますため、次年度に繰り越しております。

続きまして、資料の4ページを御覧ください。

(2)労使紛争あっせん事件についてでございます。

まず、①集団的事件についてであります。これは、労働組合と使用者との間に生じた労働関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことで、紛争の解決に努めるものでありますが、令和6年度は、取扱事件はございませんでした。

次に、②個別的事件についてであります。これは、労働者個人と使用者との間に生じた労働

関係に関する紛争について、労働委員会が間に入り、双方の歩み寄りを促すことにより、紛争の解決に努めるものであります。

アの取扱件数ですが、令和6年度は、新規の申請が5件ございました。終結状況としましては、解決が3件、被申請者があっせんに応じなかつたことによる打切りが2件となっております。

事件の内容につきましては、イの内容別件数のとおりであります。最も多いのは解雇・雇止め及び退職の各3件となっております。

続きまして、資料の5ページを御覧ください。

(3) 労働相談についてでございます。労働相談は、職場での様々なトラブルで悩んでいる相談者に対しまして、労働関係法令に関する情報提供や助言を行うとともに、内容によりましては、先ほど御説明しましたあっせん制度を紹介するものであります。

まず、①相談者別件数ですが、令和6年度は、292件の相談があり、そのうち269件は労働者個人からの相談となっております。

次に、②内容別件数ですが、これは、欄外にありますように、1件の相談に複数の内容を含む場合がありますので相談者別件数とは合計が一致しませんが、パワハラ・嫌がらせに関する相談が106件と最も多く、次いで、退職、年休、労働契約に関する相談が多く寄せられております。

○内田主査 執行部の説明が終了しました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○福田委員 資料5ページに、退職の件数が41件あるんですけども、退職については具体的にどういう内容で揉めるんですか。

○米村調整審査課長 退職も様々だと思いますけれども、例えば、辞めたいのに辞めさせても

らえないというような相談もあるかもしれませんし、退職するんだけれども、年休分のお金がもらいたいとかです。また、解雇に近いような形でパワハラがあって、やはり辞めたいとかいうようなこともあります。

複数に絡む場合もありますし、単独で辞めたいんだけれどもどうしたらいいかというような相談もあるかと思います。

○山口副主査 予算のところで、不用額が生じた理由が、相談件数が予定より少なかったということでした。実際、見込みは何件だったんですか。

○米村調整審査課長 補正予算を組むときに、今までの件数は置いておいて、今後、不当労働行為事件が1件出るのではないかとか、あっせん事件が数件出るのではないかとかいうようなことを加味して見込みを立てていたところです。

前回見込みを立てているときには、不当労働行為が1件、集団的なあっせん等について1件、個別のあっせんについて1件あるのではないかということで予定していたところです。

○内田主査 ほか、ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、以上をもって、労働委員会事務局を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後1時11分休憩

午後1時13分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

令和6年度決算について、部長の概要説明を求めます。

○児玉商工観光労働部長 商工観光労働部の令和6年度決算につきまして御説明いたします。

まず、総合計画の施策体系表に基づきまして、主要施策の成果について御説明いたします。

決算特別委員会資料の右下のほうに決算3と書いてありますが、3ページを御覧ください。

この施策体系表につきましては、県総合計画の分野別施策のうち、商工観光労働部に関連するものを記載したものであります。当部では、「人づくり」、「産業づくり」の分野において、事業を実施してきたところでございます。

まず、「人づくり」の分野についてであります、一人ひとりが尊重され、共感し合い活躍できる社会づくりを進めるため、「宮崎県人会活性化・ネットワーク化」など、グローバル化への対応に取り組んだところであります。

次に、「産業づくり」の分野ですが、経済・交流を支える基盤の整備を進めるため、「半導体関連人材育成」や「働きやすい職場「ひなたの極」強化」など、みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保に取り組んだところであります。

4ページを御覧ください。

地域に根ざした企業・産業の振興を図るため、「小規模事業者パワーアップ支援」や、5ページ目になりますけれども、「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」、「半導体関連企業誘致加速化」など、経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展に取り組んだところでございます。

6ページを御覧ください。

こちらにありますように、「みやざき地域課題解決型起業支援」や「みやざき新ビジネス創出支援」、「製造業脱炭素推進モデル育成」など、競争力強化のためのチャレンジ支援にも取り組んだところでございます。

次に、活発な観光・交流による活力の維持・

創出を図るため、「宿泊業の生産性・サービス向上支援」や、7ページになりますが、「スポーツキャンプ総合窓口等設置」、「市町村スポーツ施設等整備強化」など、観光の振興に取り組んだところでございます。

主な施策の概要については、以上であります。

次に、資料8ページを御覧ください。

令和6年度歳出の決算状況につきまして御説明します。

一般会計は、下から5段目の計の欄になりますが、予算額512億498万2,841円、支出済額443億1,747万2,943円、明許繰越額13億517万2,000円、不用額55億8,233万7,898円、執行率86.5%で、翌年度繰越額を含めた執行率は89.1%となっております。

次に、特別会計は、下から2段目の計の欄になりますが、予算額5億392万1,000円、支出済額3億3,332万8,968円、明許繰越額5,026万8,000円、不用額1億2,032万4,032円、執行率66.1%で、翌年度繰越額を含めた執行率は76.1%となっております。

一般会計と特別会計をあわせました部の合計は、一番下の欄になりますが、予算額517億890万3,841円、支出済額446億5,080万1,911円、明許繰越額13億5,544万円、不用額57億266万1,930円、執行率86.4%、翌年度繰越額を含めた執行率は89.0%となっております。

次に、資料9ページを御覧ください。

監査における指摘事項については記載のとおりでございます。

また、監査委員から提出されました令和6年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、3件の意見・留意事項等がございました。これらについては、後ほど、関係課長から説明いたします。

○内田主査 部長の概要説明が終了いたしました。これより、商工政策課、企業振興課、雇用労働政策課、企業立地課の審査を行います。

令和6年度決算について、各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○河村商工政策課長 商工政策課の令和6年度決算につきまして、御説明いたします。

当課は、一般会計と特別会計がございまして、まず、一般会計について説明いたします。

資料10ページを御覧ください。

表の上から2段目、一般会計のところでございますが、予算額は425億7,243万6,000円、支出済額は367億17万1,162円、翌年度への繰越額は8億3,273万円、不用額は50億3,953万4,838円、執行率は86.2%、翌年度繰越額を含む執行率は88.2%でございます。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、及び執行率が90%未満のものについて御説明いたします。

資料11ページを御覧ください。

上から3段目の（目）商業総務費であります。不用額が117万3,838円となっております。

不用額の主なものにつきましては、上から7つ目の共済費の部分でございまして、不用額82万1,850円となっております。こちらにつきましては、令和7年1月30日付で職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和6年4月1日に遡及して引き下げられたことによりまして、執行残が生じたものでございます。

資料12ページを御覧ください。

（目）商業振興費でございます。不用額が50億3,510万9,540円となっております。

主なものといたしましては、下から4つ目の負担金、補助及び交付金が不用額3,290万9,422円、その下の貸付金が不用額50億円となっております。

このうち、負担金、補助及び交付金につきましては、「中小企業融資制度利子補給」において、利子補給件数が見込みを下回ったこと、また、令和5年度からの繰越事業であります「小規模事業者パワーアップ支援」におきまして、事業期間中の申請の取り下げなどにより執行残となったものでございます。

また、貸付金の50億円の部分ですが、こちらについては、大規模な自然災害や急激な景気の悪化等へ対応するため、緊急対策枠として中小企業融資制度の原資預託金を50億円確保していたものでございまして、こちらについては対応が不要であったことから全額が執行残となったものであります。

14ページを御覧ください。

一番上の（目）工礦業振興費でございますが、不用額が163万6,918円となっております。

これは主に、説明欄に事業名を記載しておりますが「みやざき地域課題解決型起業支援」におきまして、補助対象事業者の補助金額の確定に伴い執行残となったものでございます。

15ページを御覧ください。

特別会計について御説明いたします。

一番上段の小規模企業者等設備導入資金でございますが、予算額は2億7,680万円、支出済額は1億6,657万9,388円、不用額は1億1,022万612円、執行率は60.2%、翌年度繰越額を含む執行率についても同様に60.2%となっております。

こちらについては上から4段目の（目）小規模企業者等設備導入事業助成費において、不用額が1億1,022万612円となっております。こち

らにつきましては、次年度以降の貸付原資などとして令和7年度に繰り越すものでございます。

次に特別会計の歳入決算について、御説明いたします。

16ページ目を御覧ください。

令和6年度小規模企業者等設備導入資金特別会計歳入歳出決算書でございます。

ページ中ほどの歳入合計の欄を御覧ください。

まず、調定額については4億564万6,400円、その右の収入済額については2億8,400万920円、1つ飛んで収入未済額につきましては1億2,164万5,480円となっております。

特別会計の歳入決算につきましては以上でございます。

次に、17ページ目を御覧ください。

主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

「産業づくり」の「2 地域に根ざした企業・産業の振興」の「(1) 経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」でございます。

この表にあります施策推進のための主な事業及び実績について、主要なものを説明いたします。

18ページを御覧ください。

こちらに3つの事業を記載しておりますが、各事業については、中小企業等への支援を促進するため、県中小企業団体中央会や商工会等に対する人件費及び事業費等への補助をはじめ、事業者に対して、事業の強化や新分野進出などに関する助言や指導を行うなど、経営基盤の強化を支援したものであります。令和6年度におきましても、巡回指導など多くの経営指導等を実施したところでございます。例えば、表の中段にありますとおり、「小規模事業経営支援事業費補助金」の実績内容のところにございます

が、商工会等における経営改善普及事業といしまして、巡回指導2万7,389件、窓口指導4万3,817件となっておりまして、幅広く事業者への支援が実施できたものと考えております。

19ページを御覧ください。

上段、「商工会事務局体制強化」につきましては、市町村と連携いたしまして商工会の事務局長が不在となっている商工会に対して事務局コーディネーターを設置し、経営指導員等が経営改善普及事業に専念できる体制を整備するものでございまして、11市町村の16商工会に対して支援を行ったところでございます。

下段の「中小企業BCP策定等緊急支援」につきましては、防災・減災設備の導入に係る経費を補助したほか、BCP策定のハードルを下げるため、「宮崎県版BCPひな形」、「宮崎県版BCPひな形ライト」等を作成・公表するとともに、経営指導員向け研修会も実施したところでございます。

20ページを御覧ください。

上段の「地域をつなぐ！みやざき商店街人材育成」でございますが、商店街などの課題解決をリードする人材育成を目的とするものでございまして、開催した講座には32名の方に御参加いただいたところでございます。

下の、「小規模事業者パワーアップ支援」につきましては、新事業展開、販路開拓や生産性向上等に取り組む小規模事業者に対しまして、機械設備等の導入などに係る経費を補助するものでございまして294者の事業者に対して支援を行いました。

少し補足ですが、25ページを御覧いただければと思います。

こちら、施策の成果と書いておりますが、①の成果指標が今説明を差し上げた「小規模事業

者パワーアップ支援」にかかるものでございます。成果指標といたしまして、①の括弧部分にあります。対前年同月比売上高5%増の事業者数、あるいは事業所内の最低賃金を5%引き上げるという目標を掲げております。それぞれこのパワーアップ支援事業を受けた事業所の5割以上において、この目標を達成したという実績になっているところです。

21ページを御覧ください。

一番上の、「物価高騰等対策プレミアム付商品券等発行」につきましては、こちら令和5年度2月補正で措置したものを、令和6年度に繰り越して実施したものでございます。物価高騰などの対策としての消費喚起施策として、地域の実情に応じたプレミアム付商品券や地域通貨ポイントの付与など、消費喚起策に取り組む市町村を支援したところでございます。

なお、令和7年度への繰越額として5億9,040万円を記載しております。こちらについては、令和6年度2月補正予算において措置したものを令和7年度に全額繰り越したもので、現在、同様の事業を実施しているものです。

その他、2つを下段に記載しておりますが、これらの事業につきましては、中小企業金融対策といたしまして、厳しい経営環境にある企業ですとか、新事業に積極的に取り組む企業に対しまして、事業資金を安定的かつ円滑に供給するための原資の預託や信用保証料の補助等を行ったものです。

主な実績といたしましては、中ほどの「中小企業融資制度貸付金」の欄にありますとおり、新規融資実績が2,065件、377億3,180万円となっているところでございます。

22ページを御覧ください。

一番下の「中小企業再生支援強化」でござい

ますが、県内中小企業者の経営改善等を図るため、経営改善計画及び再生計画の策定に要する経費の一部を補助したものです。令和6年度の実績は記載のとおり、経営改善計画が27件、再生計画は9件となっております。

23ページを御覧ください。

一番上の、「中小企業支援ネットワーク経営支援強化」は、中小企業者の経営改善や事業再生を促進するため、支援を行う側である商工団体等のスキルアップや多職種の外部専門家の連携を図るもので、経営支援スキルアップ研修を11回実施したほか、多職種専門家連携では14件の支援を実施したところです。

また、一番下の、「プロフェッショナル人材戦略拠点」につきましては、県内企業と都市部のプロ人材とのマッチングを支援するものでございまして、令和6年度の成約件数は62件となっております。

27ページを御覧ください。

こちらは「（2）競争力強化のためのチャレンジ支援」でございますが、表にあります「みやざき地域課題解決型起業支援」については、本県の様々な社会的課題の解決に取り組む起業者に対しまして、開業費用の補助や伴走型支援を行うもので、8件を支援したところでございます。

主要施策の成果については、以上でございます。

29ページを御覧ください。

29ページにつきましては、令和6年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明します。

（1）小規模企業者等設備導入資金特別会計についてでありますが、こちらについては、小規模企業者等の設備投資を促進するため、設備資金貸付事業の経理を行うために設置されたも

のでございます。

30ページを御覧ください。

本会計につきまして、一番下の意見・留意事項等の欄にございますとおり、「貸付金の収入未済額については、引き続き償還促進の努力が望まれる」との意見をいただいたところでございます。

収入未済額につきましては、訪問や文書催告等により回収に努めておりますが、収入未済額につきましては1億2,164万5,480円となっております。

引き続き、償還促進に努めますとともに、県財務規則の要件を満たした債権につきましては、不納欠損処理等についても検討してまいります。

最後に、31ページを御覧ください。

監査結果報告書指摘事項について御説明いたします。

支出事務の指摘事項についてでありますと、中小企業再生支援強化事業補助金について、交付決定事務の遅れているものがあったとの指摘でございます。

改善に向けてございますが、指摘内容につきまして職員への情報共有を行いまして、意識の徹底を図るとともに、事務処理の進捗状況を所属内で共有し、確認を徹底することで適正な事務処理に努めてまいります。

○徳地企業振興課長 資料32ページを御覧ください。

表の上から2段目の企業振興課計の欄ですが、令和6年度の予算額は24億1,109万6,000円、支出済額は19億9,726万2,795円で、翌年度への繰越額は3億6,057万9,000円、不用額は5,325万4,205円であり、執行率は82.8%、翌年度繰越額を含んだ執行率は97.8%となります。

次に、目の不用額が100万円以上のもの及び執

行率が90%未満のものにつきまして御説明いたします。

下から4段目の（目）工礦業総務費、不用額464万1,011円であります。

主な内容としましては、一番下の段の共済費について、基礎年金拠出金の負担率が令和6年4月1日に遡って引き下げられたことに伴い、見込みを下回ったものでございます。

続きまして、33ページを御覧ください。

一番上の段の（目）工礦業振興費、不用額4,002万1,413円であります。

その主な内容は、下から4段目の負担金、補助及び交付金のうち、主なものとして、右側の説明欄中ほどに記載しております「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」などでございます。

これは、県内製造業者の省力化や自動化、生産性向上等の設備改修に対する支援であり、令和5年度からの繰越予算により実施したものでございますが、補助額が確定したことにより、執行残が生じたものであります。

次に、34ページを御覧ください。

1段目の（目）工業試験場費、不用額850万8,579円であります。これは、工業技術センターの維持管理経費等でありますが、その主な内容として、表の中ほどに需用費につきまして、光熱水費や修繕等に要する経費が見込みを下回ったことにより、執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

35ページを御覧ください。

「産業づくり」の1、「（1）みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」でございます。

表中の上の「みやざきICT産業を担う人材

育成」、下の「ICT産業人材マッチング支援」では、ICT人材の確保に向けて研修を実施し、ICT技術者の育成を図るとともに、首都圏在住で、本県に関心を持つICT技術者とのネットワークを構築し、県内企業とのマッチングを図ったところでございます。

36ページを御覧ください。

表中の上の新規事業「半導体関連人材育成」では、半導体関連産業における人材育成・確保のため、子どもとその保護者向けの理解促進イベントの開催や中学校・高校での出前授業の実施、産学官連携による大学講義の取組強化等を取り組んだところでございます。

次に39ページを御覧ください。

「産業づくり」の2、「(1) 経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」であります。

主な事業につきまして御説明いたします。

40ページを御覧ください。

表中の上の「先端技術を活用した食のビジネスモデル創出拡大」では、食に関するAI技術等に強みを持つ企業と県内企業のマッチングを図ったほか、最先端のテクノロジーを駆使し、食に関する問題解決や食の可能性を大きく広げていく技術であるフードテック導入の機運醸成を図るセミナーを実施したところでございます。

表中の下の「食品の安全認証取得等販売力強化」では、食品製造業者の新たな販路獲得に欠かせない食品安全の国際規格の認証取得や食品の安全確保のための施設改修など、12件の取組を支援したところであります。

41ページを御覧ください。

表中の上の「下請企業振興」では、県内中小企業の取引の拡大を図るため、受発注企業の登録や、取引のあっせん、商談会の開催に加え、都市圏での商談会への出展支援を行ったところ

でございます。

その下の「ものづくり企業物価高騰対策設備等改修支援」では、電力や燃料など物価高騰の影響を受けるものづくり企業35社における、省力化や自動化などの取組を支援したところでございます。

なお、補正予算の関係により、一部財源を今年度に繰り越しております。

42ページを御覧ください。

表真ん中の「東九州メディカルバレー構想拠点強化」では、医療関連機器産業への新規参入や取引拡大を図るためコーディネーター等を配置し、延べ61社に対して、製品開発への支援を行ったほか、延べ15社に対して、医療関連機器に係る展示会への出展支援を行ったところであります。

43ページを御覧ください。

表中の上が工業技術センター、下が食品開発センターの研究開発事業でございます。

工業技術センターでは、資源環境部、材料開発部、機械電子部の課題11テーマ、食品開発センターでは、食品開発部、応用微生物部の課題7テーマについて研究開発を行うとともに、企業からの依頼に基づき、X線や赤外線を照射して分析や測定を行う試験、各分野にわたる様々な技術指導や相談に対応したところでございます。

46ページを御覧ください。

「産業づくり」の2、「(2) 競争力強化のためのチャレンジ支援」であります。

表中の新規事業「みやざき新ビジネス創出支援」では、デザインの力をブランド構築やイノベーションの創出に活用するデザイン経営の考え方を商品開発や販路確保につなげるため、9つの県内事業者とデザイナー等のマッチング

を図り、伴走支援を実施したほか、県産農林水産物等を活用して開発された商品の審査会、M I Y A Z A K I F O O D A W A R Dを開催したところであります。

47ページを御覧ください。

表中の上の「地域産業技術開発促進・新事業創出推進」では、県内企業が有する技術を生かした新たな事業展開や新製品の研究、開発を目指し、支援を実施しました。

主な実績としまして、地域産業技術マーケティング支援では、自社技術の有意性検証や用途探索といった技術マーケティングに関するセミナーや企業のニーズに寄り添った支援を行ったほか、新事業創出支援では、新たなビジネスモデルの実現に挑戦するなど、持続的な成長が期待される次世代リーディング企業8社に対し、コーディネーターによる伴走支援を実施しました。共同研究開発支援では、県内企業が大学や公設試験研究機関と行う产学官共同研究開発などに関して、事業可能性調査・研究開発併せて18件の支援をしたところでございます。

表の真ん中の新規事業「製造業脱炭素推進モデル育成」では、製造事業者の脱炭素の取組を促進するため、モデル企業3社を選定し、エネルギー診断を実施した上で、温室効果ガス排出量削減計画の策定を支援したところでございます。

48ページを御覧ください。

表中、「みやざきスタートアップ創出・成長促進」では、創業の機運醸成を図るため、資金調達や企業体験等のセミナーやワークショップを9回開催したほか、スタートアップ企業の技術検証のマッチングやスタートアップ支援資金の調達について支援したところであります。

主要施策の成果につきましては、以上であり

ます。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○湯浅雇用労働政策課長 雇用労働政策課の令和6年度決算につきまして、御説明いたします。

決算51ページを御覧ください。

表の1段目の雇用労働政策課計の欄ですが、当課の令和6年度一般会計の決算額は、予算額13億9,348万3,000円、支出済額13億3,654万9,720円、翌年度への繰越額は433万4,000円、不用額5,259万9,280円、執行率は95.9%、翌年度繰越額を含む執行率は96.2%であります。

次に、目の執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。なお、執行率が90%未満のものはございません。

まず、上から4段目の（目）労政総務費です。右から3列目の不用額は365万854円となっております。

主な理由ですが、若者等を中心に本県での就職活動に要する交通費等を補助する新規事業「U I Jターン人材獲得」において、交通費等への補助金が見込を下回ったため、一番下の段になりますが、負担金、補助及び交付金の執行残が生じたことなどによるものです。

53ページを御覧ください。

上から2段目の（目）職業訓練総務費です。不用額は405万8,088円となっております。

主なものは、上から6段目の共済費でありますが、これは、令和7年1月30日付で、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が令和6年4月1日に遡及して引き下げられたことにより、執行残が生じたものであります。

54ページを御覧ください。

表の1段目の（目）職業訓練校費です。不用

額は4,393万2,239円となっております。

主な理由ですが、離職者等の再就職を促進するための委託訓練において、訓練の受講者数が見込みを下回ったことにより、上から5段目の報償費及び報償費の4段下の委託料に、それぞれ執行残が生じたことなどによるものです。

当課の決算につきましては以上です。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

決算55ページを御覧ください。

「産業づくり」の「1 経済・交流を支える基盤の整備」の「(1) みやざきの未来を切り拓く多様な産業人材の育成・確保」についてです。

主な事業について、順に御説明いたします。

56ページを御覧ください。

新規事業「働きやすい職場「ひなたの極」強化」です。この事業は、育児休業取得後の職場復帰を支援する奨励金給付や情報発信強化により、「ひなたの極」認証制度の更なる普及促進に集中的に取り組むもので、令和6年度は14社を「ひなたの極」として認証しました。

その下の、新規事業「賃上げにつながる職場環境整備支援」です。この事業は、県内企業における持続的な賃上げの後押し等につながるセミナーと専門家による個別相談会を令和7年度に全額繰り越して行うものです。実施予定の5回のうち、9月に宮崎会場で2回、都城と延岡会場で各1回の計4回を既に実施しており、残りの1回を今後、宮崎会場で実施予定です。

57ページを御覧ください。

「女性と高齢者の就業支援」です。この事業では、みやざき女性就業支援センター及びみやざきシニア就業支援センターを運営し、就労相談等による利用者数はそれぞれ1,178人、1,194

人となっております。また、就職決定者は136人、113人となっております。

その下の、改善事業「若年無業者等就職サポート」です。この事業では、ヤングJ O B サポートみやざきの運営を行い、40歳未満の若年者を対象に、キャリアカウンセリングや就職に関する情報提供等を行い、281人の就職が決定しております。また、みやざき若者サポートステーションにおいては、心理カウンセリングや短期の職場体験を実施しており、132人の就職決定に繋げております。

58ページを御覧ください。

「中・高校生の県内就職促進」です。この事業では、中・高校生に対して、対象学年に応じた企業説明会等を開催するとともに、県内就職支援員による各私立学校との連携や、就職総合情報サイトによる県内企業の情報提供等を実施しております。このうち、高校3年生向け応募前ジュニアワークフェアでは、高卒者向けの求人票が公開される7月1日以降に、県内4か所で企業説明会を開催し、合計で231企業、1,043人の生徒が参加いたしました。

59ページを御覧ください。

2つ目の事業「就職説明会等開催」です。この事業では、求職者と県内企業の出会いの場として、県内外の大学生や一般求職者に対し、オンラインや対面による就職説明会を開催しております。このうち、オンラインにより今年2月に実施した就職説明会には143人、102企業が参加しております。

60ページを御覧ください。

「宮崎で暮らす働く、県内就職促進」です。この事業では、宮崎ひなた暮らしU I J ターンセンターにおいて、ふるさと宮崎人材バンクを活用した無料職業紹介事業を運営しており、人

材バンクにおいては、令和6年度末時点の登録求職者563人、就職決定者185人となっております。

61ページを御覧ください。

新規事業「U I Jターン人材獲得」です。この事業では、U I Jターン就職希望者に対し、県内企業への就職活動に要した交通費等の補助を行う、U I Jターン就活応援補助金事業を実施し、312件の補助を行いました。併せて、当該補助金の周知のための広報等も実施いたしました。

62ページを御覧ください。

2つ目の事業「技能向上対策」です。ここでは、将来を担う若者などの「ものづくり」への関心を高めるため、小中学校や高校等に技能士を派遣し、技能体験教室や技能講座等を行い、10月にイオンモール宮崎で開催した技能まつりでは2,514人がものづくり体験に参加し、その魅力に触れていただきました。

63ページを御覧ください。

「県立産業技術専門校」です。この事業では、西都市の本校において、高校卒業者以上の方を対象に電気設備科など4科で1、2年生合わせて116人に対し、2年間の普通課程による職業訓練を行ったところです。また、分校の高鍋校では、中学校卒業者以上の方を対象に建築科など3科、7人に対し、1年間の短期課程による職業訓練を行いました。そのほか、委託訓練につきましては、パソコンや医療事務、介護福祉士等の訓練コースを設け、離職者等を対象として、合計681の方に職業訓練を実施し、県民の就職促進に努めたところです。

主要施策の成果については、以上であります。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○今村企業立地推進局長　企業立地課の決算につきまして御説明します。

資料の66ページを御覧ください。

当課の令和6年度一般会計の決算額は、予算額10億837万8,000円、支出済額8億9,301万9,627円、翌年度への明許繰越額2,128万9,000円、不^用額9,406万9,373円、執行率は88.6%、翌年度繰越額を含む執行率は90.7%であります。

次に、不^用額が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものにつきまして御説明します。

ページ中ほどの（目）工礦業振興費であります、不^用額9,369万4,531円となっております。

その主な理由については、まず、委託料の不^用額158万2,559円ですが、これは主に、高原町にあります宮崎フリーウェイ工業団地の分筆・測量に要する費用が不^用となったものであります。

次に、負担金、補助及び交付金の不^用額8,932万円ですが、「企業立地促進補助金」の執行残が主なものであります。

なお、「企業立地促進補助金」は、立地企業の新規雇用や設備投資等の実績に応じて支払うものであります、毎年年度中に補助金の申請資格のある立地企業に対し、年度内の申請の有無と見込額を確認しているところですが、実績払いでありますので、雇用とか投資が計画どおりにいかない等の理由により、実際の補助申請額が見込額を下回ったため、執行残が生じたものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて、御説明します。

資料の68ページを御覧ください。

「産業づくり」の2、「（1）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」であります。

施策推進のための主な事業及び実績の表1段

目の「地域工業団地整備促進」であります。

近年、県内において企業等に御紹介が可能な工業団地が不足している状況にあります。そのため、市町村等が実施する工業団地整備への支援を行い、県内各地域における工業団地の整備促進を図ったところであります。具体的な事業内容としましては、市町村等が行う工業団地整備に関する事前調査や排水施設、取付道路等の基盤施設の整備、さらには、工業団地の分譲を促進するための広報活動費に対して補助を行うものであります。令和6年度は、都城市と延岡市土地開発公社に、調査事業等の補助金を交付したところであります。

資料の69ページを御覧ください。

こちらは「半導体関連企業誘致加速化」であります。

皆様も御承知のとおり、現在、国内外において半導体関連企業の投資が活発化しておりますが、九州におきましては、新生シリコンアイランド九州の実現に向けて、産学官が連携した動きが高まっております。そのため、本県もその一翼を担うべく、半導体関連企業等を誘致するための広い用地の確保や誘致活動を加速化させ、もっと若者の県内就職や、U I Jターンを促進し、県内産業の振興を図るための経費でございます。

事業内容としましては、市町村等が行う半導体関連企業等の誘致を目的とした工業団地整備に係る適地調査等の基盤調査事業に対して補助を行うものであり、令和6年度は宮崎市に補助金を交付するとともに、日向市と日南市に交付決定をしました1,760万円については、事業期間の関係等で令和7年度に繰り越したところであります。

また、誘致活動としましては半導体関連企業

へのトップセールスや、国際的な半導体関連展示会であるセミコン台湾2025への出展に向けた準備等を行ったところであります。

次の「誘致対象企業開拓」でありますが、これは民間のインターネットサービス、それから民間企業のネットワークを活用し、本県に立地可能性のある企業を効率的に新規開拓するための経費であります。令和6年度は、この事業を通じまして企業との面談とか県内視察などが計18件実現したところであります。

次に、「企業立地促進補助金」でありますが、令和6年度は、補助金の申請がありました31企業に対し、新規雇用者数や設備投資の額などの実績に応じ、補助金を交付したところであります。

主要施策の成果につきましては、以上です。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○内田主査 説明が終了いたしました。

委員の皆様から質疑はございませんか。

○日高委員 資料68ページの「地域工業団地整備促進」の中で、調査とかいろんなことをされるということですが、取付道路や排水設備について県がやるんですか。

○今村企業立地推進局長 こちらにつきましては、基本的に市町村への補助となります。市町村の工業団地でありますので、整備は市町村になります。

○日高委員 補助するわけでしょう。どのくらい補助するんですか。

○今村企業立地推進局長 補助率が決まっておりまして、「地域工業団地整備促進」の800万円については、補助率が3分の1となっております。次の「半導体関連企業誘致加速化」も工業団地の補助があるんですが、こちらは半導体関

連企業に特化した団地ということで、補助率をかさ上げして2分の1となっております。

○日高委員 取付道路と排水関係、いわゆる水を取らないといけないんです。800万円が上限か分からなければども……。

あと、いろいろな要件がある中で、水が取れないとか、4メートルしか道路幅がないところもあります。そのあたりまで県がやるのか。やはり造成はしないわけですよね。造成までいけないけれども、道路と排水施設に補助金を交付することを初めて知ったので、そこについて詳しく教えてください。

○今村企業立地推進局長 こちらも実は、そういう施設整備の補助込みの額になっておりまして、県全体で年間800万円しかないものですから、市町村からはこれが足りないという声は聞いているところであります。予算化に向けて何とか頑張りたいと企業立地課としては考えております。

○日高委員 当初予算で県がプールする予算が800万円です。使おうと思えば造成にも使えるということですね。

800万円の県単事業を予算に上げる必要があるんですか。例えば、10億円とか。例えば、本当に県が市町村と連携して、半導体産業を呼び込もうとか本気でやる気があれば、この800万円の予算というのはかなり中途半端な置き方だと思うんです。そのあたりの考え方なんですね、次長。

○松浦商工観光労働部次長 私も令和4年度に企業立地課長をしておりまして、その当時も予算が800万円でした。そのときの市町村の取組状況としては、造成までいかずに設計段階でという事例もありまして、当時は800万円の予算を消化しきれないような状況でございました。そのときの状況で市町村の工業団地に取り組む状況

も違いますので、予算の増減というのがかなりございまして、なかなか市町村のニーズに即時に予算額として対応できていないという状況は、委員の御指摘のとおりかと思います。

そのため、資料69ページの「半導体関連企業誘致加速化」の事業を取りまして、半導体関係という縛りはかけているんですけども、団地整備の予算を別に※5,000万円用意するような形で、取組の工夫はしているところでございます。

○日高委員 ということは、800万円があつて、半導体関連でまた※5,000万円。今の説明だと、半導体関連の5,000万円は何でも使っていい、プールしている予算ということですね。800万円は結局何でも使えるというやつですが、5,000万円はそうじやないような気がしています。

○今村企業立地推進局長 800万円のほうにつきましては、調査も、それから基盤施設の整備にも補助をするんですけども、この4,000万円のほうは基本的に調査のみの補助であります。次長が5,000万円と申しましたけれども、工業団地に使えるのはこのうちの約4,000万円でございます。

それから、そもそも造成の支援・補助は検討しておりません。

○日高委員 造成の支援は当然していないと思うんですけども、先ほど次長が令和4年に課長をされていたときに、800万円が消化しきれなかつたと言われました。するわけないです。800万円で造成とか。工業団地を造成しようと思ったら、億かかりますよ。800万円はどうかなと思います。800万円がいいのか、それともどかんとするのか。800万円があるから何でも使っていいというのは少し違う気がします。これが仮に8億円あつたら、億単位でどんどん執行します

※このページの右段に訂正発言あり

よ。以前、30億円くらい県が貸し付けをしていました。あれももうないでしょう。決算から外れてしまいますが、800万円で何ができるんですか。

市町村によっては宮崎市みたいな大きい都市もあれば、串間市のような小さい市もあったり、町もあるわけで、そこにかけるお金ってなかなか違うんです。予算がある程度潤沢な市はいけるけれども、ないところはなかなか簡単にいきません。5～6ヘクタールだったら山でも10億円かかるんですよ。それで、分譲して売れるかどうかも分からない状況で、ただ調査費だけ出すって、今日は決算ですからしようがないですけれども、800万円、何でも使っていいからどんどん使ってくださいっていうのは筋的にどうかなと思います。次長、そのあたりはどう思いますか。

○松浦商工観光労働部次長 委員御指摘のとおり、現在の市町村の工業団地造成の状況で800万円という額は非常に少ない額かと思います。その時々の工業団地造成のタイミングですとか、市町村もまず調査から入って設計、造成という段階で必要な予算額があると思いますので、必要額に応じた補助金を準備するというのが理想的だと思います。そのタイミングに応じた形で対応できるような形で取り組んでまいりたいと思います。

○日高委員 だから、調査費のみの800万円にしたほうがいいんじゃないでしょうか。造成費で800万円ってやはり少し筋が違うと思うんです。

続けて、資料61ページの「U I Jターン人材獲得」の交通費補助件数312件についてです。

若干件数を下回ったということですけれども、周知等はもともとされていたのでしょうか。こういうのはオーバーして、補正予算を組まない

といけないくらいだと思っています。商工観光労働部がやっていることが少し中途半端なような気がしています。

○湯浅雇用労働政策課長 こちら、当初予算で補助交付金として1,300万円を組んでいて、実際の補助件数は312件、補助金の交付決定額は681万円という状況ですが、県政番組や新聞広告等のいろいろな媒体を使ってPRしたところでございます。これをきっかけに県内企業の魅力を知ってもらって、U I Jターンにつなげていきたいという入り口の部分の補助金でもあります。今年度も実施しておりますし、PRに努めて、もっと使ってもらえるように頑張りたいと思っています。

○日高委員 例えば、チケットを割引で買う人もいれば普通に買う人もいます。このあたりの基準は何かあるのでしょうか。そういう理由で申請が来ないとか、何かあるんじゃないですか。

○湯浅雇用労働政策課長 この補助金につきましては、実際の交通費や宿泊費の領収書を出していただいて、それに対する2分の1とか3分の2の補助を出しておりますので、実費の補助を出しているというような状況でございます。

○日高委員 そのあたりは問題ないというところですね。どのような問題があると思いますか。これは、本当は補正予算を組まないといけないくらい使わないといけないはずなんです。

○湯浅雇用労働政策課長 担当課としては補正予算を組むくらい、可能な限りたくさんの媒体でPRしてやらないといけないんですけども、この場合、特に考えていますのは、宮崎県にいる保護者が補助金を知って、県外にいる子供にこれを使って帰ってきてみたらというのがあるかと思いますので、まずはそういった部分。県外では、県外事務所の個人的なネットワークと

かSNS等もありますので、そういうものを使いながら、実際に県外にいる学生や一般求職者に届くように、さらに工夫を重ねて周知していきたいと思っております。

○日高委員 よろしくお願ひします。

もう1つ、大学生・短大生のインターンシップ受入れについてお伺いします。受入企業が46社、参加人数123人、決算額1,382万3,000円。これはいろいろやっているなと思うんですけれども、インターンシップの中身の問題です。インターンシップはどの程度の期間やられているんですか。

○湯浅雇用労働政策課長 まず対象は、大学生、短大生、専門学校生とかで、期間はいろいろあるんですけども、短いものだと1日だったり、長いものだとひと月とかかけてやるものもございます。

○日高委員 結局就職につなげないといけないと考えれば、企業任せというものでもなくて、実際に労働してもらうとか、実質的に合うか合わないかというところ。こういった、行政がもう一步踏み入れるというところにつなげていかないといけないけれども、1か月もインターンシップを行っているのは聞いたことなくて、本当はあるのかと思いますが。

だから、仕事にどうつなげるかなんですね。賃金をどう稼がせるか。高校生は賃金を稼いだらいけないのでしょうか。いいでしよう。賃金を稼がせるんです。こういう仕事をしたら、こういった対価があるんだということをインターンシップで学ばせるんです。約1,400万円もかけてるので、場合によってはそういうことをすればいいのではという気がします。

○湯浅雇用労働政策課長 委員おっしゃるように、このインターンシップは、まさにそういう

職業体験もあります。大学生は離職率が高いということもありますけれども、こういったインターンシップでいろいろ経験することで、自分に合う企業に巡り合うというところでも大事だと思います。

現在、大学等においては、学生に対して積極的にインターンシップへ取り組むような指導もされているんですけども、正直、県内企業において、インターンシップをしっかり受け入れていくとか、インターンシップをきっかけに就職につなげていくという意識が、まだまだ県の取組も足りなくて、周知できていない部分もあるかと思います。令和6年度に参加してもらった46企業が挙がっていますけれども、こういった企業をどんどん広げていくような、県内企業に対する理解を深めるような取組とか、セミナーも実際やっておりますが、そういうところにもっと企業が来もらえるように働きかけていきたいと思います。

○日高委員 企業がどう考えるかだと思うんです。人材不足と言って、外国人雇用とか言っているけれども、実質、高校生の県内就職率とか、大学生の県内就職率は、コロナ禍が終わってから、どんどん東京に吸い取られている現状じゃないですか。多分、県内就職率は来年も下がります。

だから、大学、短大、もう高校でもいい。この事業には高校がないですよ。そのぐらいから、世の中はこういうものだと、労働の対価として、こういうことでお金を稼げるんだというのをやるべきだと思います。

○湯浅雇用労働政策課長 高校生や中学生に対する取組は、資料58ページのほうで書かせていただいています。一番上の高校3年生向け、あるいはその下の高校1・2年生向けのオンライン

ンの説明会についてですが、3月の高校受験の日は1・2年生は自宅で待機ということになりますので、その日に合わせてオンラインで、家からでも企業を学んでいただく取組をしています。あるいはその下の中学生向けに対しては、県内事業者との意見交換会、あるいは保護者に対する取組等もやっていますので、こういった部分で、まず中学生や高校生、そして先ほど説明しました大学生インターンシップ等につなげていきたいと思っております。

○日高委員 高校生、中学生向けの主な実績を見ています。参加企業が何社とか参加生徒が何名とか、事業的にはこれはできているんです。でも、何のためにこれをするかというと、若い人たちに県内に定着してもらうことが狙いですよね。だから、この事業をするに当たって、成果が出てこなければならないんです。

福祉保健部は、子育て支援をやって合計特殊出生率1.8以上とかいって、できもしないことをやっているわけです。そんなことではなくて、できるところに目標を持っていて、明確に県内定着をやっていくということは、今後もこの成果がどう現れるかだって決算でないと見えないんですけども。中身はやっているんですが、目標に達しないと駄目なんです。経過が良くても、結果が出ないといけないという話です。

だから、こういった雇用や県内定着、企業振興などが表裏一体の関係になるわけだから、そのあたりをしっかりと。次長、そこを総括して言ってください。

○松浦商工観光労働部次長 県内の高校生の卒業後の県内定着に向けての成果目標の御質問ということでよろしかったでしょうか。

○日高委員 総括って。考え方を言えばいいんです。

○松浦商工観光労働部次長 それについては、前回の常任委員会で説明したんですけども、みやざき産業振興戦略のほうで、県内新規高卒者の県内就職割合を、令和8年3月卒で70%という目標を立てております。県内の大学や短大等の新規卒は、令和8年3月卒で55%という目標を掲げております。それに向けて事業を組み立てて、目標達成に向けて取組を進めているところでございます。

○日高委員 県内高校生の県内就職割合を令和8年3月卒で70%。注視しておきます。

○福田委員 関連で資料68ページですが、地域に根ざした企業・産業の振興とか、経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展というタイトルになっています。69ページの一番下の「企業立地促進補助金」の約8億2,000万円について、この補助金交付に値する31企業というのは実績で出ているんですけども、この補助金に値する条件というのはどういうものがあるんですか。

○今村企業立地推進局長 まず、県の企業立地として認定するためには、立地が決まってから通常は4年以内、大規模案件だと6年以内に、県内在住の新規雇用者を一定数雇用する必要があります。一般だと最低でも5人。県内増設では10人を新規雇用していただくということが条件であります。

まず、その条件を確保した上で、雇用者1人当たりいくら、投資額いくら当たりいくらということで、後ほど実績に応じて補助金を支払うことになっております。

○福田委員 はっきり言って儲かっていないと企業が潰れてしまいますよね。将来性というのは補助金の対象には入っていないんですか。

○今村企業立地推進局長 県の企業として誘致するためには、事前にそのあたりをしっかりと確

認をします。過去3年間において、ちゃんと収益が上がっているとか、いろいろな民間調査会社の記録などを参考にしており、それらは誘致企業とするかどうかのファクターとなっています。

○福田委員 その前の「誘致対象企業開拓」の延長上にこの「企業立地促進補助金」というつながりはあるんですか。それとも、全く別個のものなのでしょうか。

○今村企業立地推進局長 やはり新しい企業を開拓するためにも、そのあたりの実績が上がっているところを、ある程度フィルターで絞り込んで、さらに本県に立地していただきたい産業に絞ってアタックをかけるということになっております。

○福田委員 最後に、工業技術センターも材質などいろいろ開発されていますよね。そういうところから、こういう企業に宮崎をもっと発展させてほしいとかいうような希望をもって誘致するような作戦はないんですか。

○今村企業立地推進局長 本県では7つの重点誘致対象の産業を決めております。今回も挙がっております半導体関連とか、本県に割と強みのあるフードビジネス関連といったような業種は重点的に誘致を進めておるところであり、立地が成就した暁には、企業立地補助金も若干かさ上げをしているところでございます。

○日高委員 県が商工会等46団体に補助している「小規模事業経営支援事業費補助金」についてです。県は、将来的に商工会をどう見てますか。

○河村商工政策課長 将来的にと言います。

○日高委員 人口も減ってきてるから、統合していくという動きがあるのか。

○河村商工政策課長 現時点において足元で統

合の議論があるかと言われると、それはありません。現状よく商工会あるいは市町村の方々からは、地域にとって必要な組織だということを聞いております。もちろん効率化というところは必要だと思いますけれども、引き続きその役割をどう果たしていくかというところを主眼に支援していきたいと思っています。

○日高委員 予算的には昨年並みの執行予算で来ていたらそれでいいんですけども、コーディネーターの派遣とかを市町村に対してもやっているということで、これについても昨年度……。減っているのかな。いろいろあるんですが、そのあたりは、どちらかというと予算を確保してくれということだから、決算ではないけれども、よろしくお願ひします。

○河村商工政策課長 予算を確保しろという御指摘だと思いますので、しっかりと受け止めたいと思います。予算自体は徐々に増えておりますけれども、これは待遇改善ですか、我々公務員に倣って1人当たりの給与も上げてもらいますので、予算総額としては上がってきているところでございます。

○脇谷委員 商工政策課の15~16ページ、あるいは29~30ページですけれども、小規模企業者等設備導入資金特別会計についてです。収入未済額が1億2,000万円余りあるということですが、この不用額についてと、どのように見たらいいのかというのを、もう1回説明していただけないでしょうか。

○長谷川経営金融支援室長 この特別会計ですけれども、決算資料の29ページの真ん中ぐらいに書いてありますが、県が小規模企業者に対して行う、みやざき小規模企業者等設備導入資金と中小企業者の事業の協業化、工場や店舗などの集団化・強力化のための資金の貸し付けを行

っている高度化事業の2つの事業で成り立っております。

高度化事業に関しましては、資金の一部を国の独立行政法人中小企業基盤整備機構から資金を一部いただいて、県の費用も含めて民間企業へ貸し付けを行っているという事業でございます。こちらに関しては、償還がありますと、その都度、県の一般会計や中小企業基盤整備機構にお返しするということになります。

もう一方の、みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付については、公益財団法人宮崎県産業振興機構が実施しております小規模企業者等の設備資金の貸与事業を行うものでございます。こちらに関しては、予算額1億2,500万円ということで毎年度実施しておりますけれども、企業が設備を導入する際の資金の一部として貸し付けを行っております。こちらに関しては、特別会計の中で1億2,500万円、毎年度の貸し付けの枠を運用しておりますので、当然1億2,500万円を使い切らないときは、そのまま特別会計の中にプールしておくという形になっております。7年間で1億2,500万円の枠内、毎年度回しているような形でございますので、こういう特別会計の仕組みで運用しているところでございます。

○脇谷委員 ということは、「貸付金の収入未済額については、引き続き償還促進の努力が望まれる」と資料30ページにありますけれども、償還をしても、中小企業基盤整備機構に返すのであって、償還されなくても、県としては、あまり懐が痛まないという感じでいいですか。

○長谷川経営金融支援室長 一部県費もございますので、最終的に破産ということになりますと、最終的には、県のほうで不能欠損ということもあります。

○脇谷委員 そうであれば、償還を促進してもらいたいという気持ちもよく分かりますし、企業としても、手元の資金がないから、設備投資はしたいけれども返せないんだというところで、なかなか償還の促進ができないというところもあると思います。その落とし所というか、どういうところに、県としてはスタンスを持っていらっしゃるんでしょうか。

○長谷川経営金融支援室長 高度化事業に関しましては、経営状況が少し芳しくないというようなところにつきましては、中小企業基盤整備機構のほうがアドバイザーを活用して、現地でのアドバイスなどもやっておりますので、そのあたりも活用しながら、少しでも償還が円滑に進むように取り組んでまいりたいと考えております。

○山口副主査 同じところですけれども、貸付金の回収の主体について、先ほどは宮崎県産業振興機構の実務を委託しているところだという話も出ましたけれども、どこにあるんですか。

○長谷川経営金融支援室長 高度化事業に関しましては、私ども県のほうで実際、貸付先との交渉というか、そのあたりの調整をしているところでございます。

一方で、宮崎県産業振興機構が行っています、みやざき小規模事業者等設備導入資金貸付については、この産業振興機構が主体的に償還の指導等を行っているところでございます。

○山口副主査 確認ですが、産業振興機構が行っているほうについて、仮に貸し倒れとなつた場合——産業振興機構が100万円貸して、100万円取り返せませんでしたというときは、この100万円は産業振興機構側が持ってくれるんですか。

○長谷川経営金融支援室長 そちらに関しては、県が最終的には負担することになってお

ります。

○山口副主査 この指摘については、昨年もおそらく行われていて、少し未済額が増えてしまっているところもあると承知しています。また、今後不納欠損もという話ちらっと出てきていますが、もう少し具体的にどのくらいの可能性があるのかとか、不納欠損になり得そうなところの額の予測とか、そういったものがあれば説明をいただけないでしょうか。

○長谷川経営金融支援室長 令和6年度に2,000万円ほど収入未済額が増えておりますけれども、こちらは昨年度に破産の手続を開始した貸付先が1件増えているということで、2,000万円の増加ということになっております。

それ以前にございました約1億円の収入未済でございますけれども、既に不能欠損処理をしたものもございます。残りの1億円程度に関しては、貸付先の連帯保証人や相続人が所在不明であるというようなこともございまして、まだ財務規則上の要件を満たしておりませんことから、この1億円が残っているような状況でございます。

○山口副主査 ということは、1億2,000万円の収入未済額のうち、約1億円と約2,000万円の主に2件の事案でこの収入未済額が成立しているということですか。

○長谷川経営金融支援室長 増加しているのは2,000万円の1件でございますけれども、それ以前からございます約1億円の収入未済額に関しては4件でございます。

○山口副主査 昨年度も償還促進努力という形で言われていますけれども、昨年度の指摘を受けて、具体的にどういう努力がなされているのでしょうか。また、今回も指摘をされていますけれども、今年度も含めてどういう努力をされ

ているのか教えてください。

○長谷川経営金融支援室長 昨年度発生しました約2,000万円の案件に関しましては、今年度に入りまして、弁護士に事務委任を行っております。先方と交渉を続けておりまして、7月に回収を終えております。

残りの1億円でございますけれども、こちらに関しましても、現在、弁護士に相談している案件がございまして、その状況を見ながら対応してまいりたいと考えております。

○山口副主査 弁護士に相談している案件もございまして、ということは、4件のうち弁護士に相談していない案件もあるということですか。

○長谷川経営金融支援室長 そのとおりでございまして、1件に関しては、弁護士のほうに相談を差し上げているところでございます。ただ、残り3件に関しては、住民票の調査等をやっておりますけれども、住民票が既に閉鎖されているというようなこともございまして、なかなか調査が進んでいない状況でございます。

○山口副主査 住民票が閉鎖されているような3件はいくらになりますか。

○長谷川経営金融支援室長 こちらのほうは合わせまして900～1,000万円程度になります。

○山口副主査 その900万円については、今年度、不納欠損の手続をしている、もしくはする予定はありますか。

○長谷川経営金融支援室長 こちらに関しましては、不納欠損の要件を満たしておりませんので、まだ結論が出ていない状況でございます。

○山口副主査 連絡が取れなくなる場合であるとか、住民票が閉鎖されて追えなくなるというのは、どの段階で気づくものなんですか。産業振興機構はずっと連絡を取ろうとしていたりするわけですよね。夜逃げしちゃったみたいなも

のなかが分からぬですけれども、あまり想定していない気がするんです。貸付けをしたところと連絡が取れなくなってしまうと、県民のお金なので、不能欠損にできるだけしたくないという思いがあります。できる範囲で結構なので、どういう流れでそういう状態になっているのか、もう少し詳しく教えてもらってもいいですか。

○長谷川経営金融支援室長 産業振興機構が行っておりました事業に関しても、既に県のほうで債権回収の手続き、調査等をやっております。古いものですが、昭和30年に貸し付けているようなものもございまして、古いものが残つておる関係上、住民票や戸籍等本等の収集をこれまでやってきておりますけれども、行方がつかめていませんという状況でございます。

○山口副主査 3件のうち、全部がかなり過去のもので、常識的に考えると亡くなってしまっているであろうという方々への貸し付けが、その3件ともそういう状態ですという理解でよろしいですか。

○長谷川経営金融支援室長 連帯保証人の所在が分からぬというところもございます。一方で、貸し付けをした企業が、登記簿をまだ閉鎖していない、清算手続が終わっていないようなところもございます。そちらに関しましては、清算人の選任という手續が生じてまいりますので、そのあたりで、手續をどうするのかというところを総合的に考える必要があると考えております。

○山口副主査 昭和30年となってくると、もう70年ぐらいたっていると思うんですけども、ずっと県庁の中では課題として積み残って、毎年やってきているものなんですか。過去の歴史は分からぬんですけども、事務処理は一生懸命しているのかもしれません、何十年もず

っと結論を出されずに残っているというのは少し驚いています。直近になって発見されたというものなのか、それともずっと解決しないまま70年ぐらい来てますというものなのか、そのあたりを教えてもらえますか。

○長谷川経営金融支援室長 後者のほうです。ずっとこのような状況が続いているということでございます。

○山口副主査 分かりました。

○日高委員 聞き逃したかもしれません、宮崎カーフェリーの償還はまだ決算には入っていないのですか。

○長谷川経営金融支援室長 宮崎カーフェリーの償還に関しましては、今年度から開始ということでございます。

○日高委員 まだ入っていない。

○長谷川経営金融支援室長 昨年度の決算ということで入っておりません。

○山口副主査 雇用労働政策課の「ひなたの極」認証制度ですけれども、登録した会社の数を載せていただいていますが、これに登録したり認証されることによって、実際雇用が増えたりとか採用に対してポジティブな影響があったというところの確認は何かしらされているのか教えていただけますか。

○湯浅雇用労働政策課長 分かりやすいところで言うと、県のほうで開催している就職説明会に参加するにあたって、「ひなたの極」認証企業については、優先して合同就職説明会に参加してもらっています。県でいくと「ひなたの極」がありますが、「えるぼし」といった国がやっている制度もあります。就職説明会に参加もしやすいし、働きやすい企業ですよというのをPRするのに使ってもらっているという状況がございます。

○山口副主査 「ひなたの極」認証によって、いろいろと優先的に参加ができますということですが、結局、彼らの採用にはプラスになっているのか、マイナスになっているのかというとお聞きしたかったところです。プラスになっているのかというところを追えているのか。採用募集していて、これまで予定人数まで到達できなかったけれども、「ひなたの極」に登録をして、いろいろなセミナーに参加させてもらうと採用予定人数全部取れるようになりましたとか、応募人数が1.5倍になりましたとか、認証をすることによって、彼らの採用活動に具体的にプラスになっているのかどうかということを知りたいと思っています。制度としてのメリットについては重々分かりましたけれども、結果が出ているのかというところです。

○湯浅雇用労働政策課長 「ひなたの極」認証企業に対しては、毎年認証後アンケートを実施しております、そのアンケート結果の中には、実際に認証されたことによって、採用にプラスになったというような回答もございます。

○山口副主査 プラスになったというのは、あくまで主観です。具体的に数字的なもので抑えているものもありますか。

○湯浅雇用労働政策課長 企業が人を採用する場合に、実際にこの人は認証を見たからここを選んだのかといった部分はなかなか捕捉が難しいところではございます。人を採用するにあたってはいろいろな条件が重なります。「ひなたの極」も1つありますし、給料がよかったとかもあります。この認証をきっかけに実際に来たかを判断するのは難しいところです。

先ほど申しましたアンケートですけれども、実際に「ひなたの極」認証をとっている企業に

対して、十分に人が採用できているのかをアンケートし、令和5年度については認証企業のうち56.5%が欲しかった人数がとれているというような回答があるところです。

○山口副主査 その56.5%が認証を受けていない企業に比べて高いのか低いのかが分からないと、「ひなたの極」認証がポジティブな制度になっているのかというところに到達できないと思います。登録している企業と登録していない企業との差が分からないと、ひなたの極に入ったほうがいいですよとか、ひなたの極がすごく効果を上げていますよというところを宣伝できないのではないかと思うのですが、このあたりをこれから考えていただけないでしょうか。

○湯浅雇用労働政策課長 副主査がおっしゃるように、「ひなたの極み」認証があったことで分かりやすくというのも大事な観点だと思います。

一方、採用のためだけというわけではなく、そこの会社で働いている社員が、うちの会社は「ひなたの極」に認証されているということでモチベーション高く仕事ができたり、あるいはそれ以外の波及効果——あそこが取っているんだったらうちも取ってみよう、うちも働きやすい職場にしようというような相乗効果を期待しています。副主査がおっしゃるような、採用の観点も大事かと思いますけれども、「ひなたの極み」認証企業がもっと増えるように、いろいろな取組を併せたいと思っています。

○福田委員 先日、男女6名ずつのインターン生と工場見学を行ったんです。「女性と高齢者の就業支援」とありますが、その訪問先が、結婚された女性にお子さんがいたりして、1日のうちに2~3時間は取れるんだけれども、決まった時間に必ず出勤できるわけではないので、

その構内での内職というのがあります。だから女性の方が空いた時間に2～3時間来て、そこで内職する作業というのがあるんです。そういうものについて支援するような施策はないんですか。

○湯浅雇用労働政策課長 女性の働きやすい環境といでのいきますと、先ほどおっしゃった「女性と高齢者の就業支援」の中で、みやざき女性就業支援センターということで、県の中におよそ55歳未満の女性の方を対象にしたセンターを作っております。そこの相談員の方に、例えば限られた2時間で働きたいとか、あるいは毎日は出られないけれどもこの曜日は出られるとか、そういうことを相談してもらうと、企業開拓員の方と連携して企業を回って、こういう形で働きたい女性がいますがどうですか、みたいなことをやる取組を行っております。

○福田委員 そこで仕事を覚えて、正規に働くようになったら正社員として働くという、そういうスタイルですから、平均年齢もうんと若いんです。20代の若者がたくさんそういう内職の仕事で働いています。以前も聞いたんですけども、県でも、女性が働きやすい場所を支援するような施策があると、もっといろいろな企業も手を挙げてくるんじゃないかなと思います。

○松浦商工観光労働部次長 女性の働く場ということで、いろんなライフステージで、子供が小さいときには少ししか働けなくて内職がしたいという方もいらっしゃると思います。内職支援センターという形で内職を御紹介するような制度もありますので、それぞれ女性の方がどれくらいの時間で、どのような働き方をしたいのかということで、いろいろな選択ができるようなメニューとして準備はしております。

○福田委員 ちなみに、都城工業団地に進出し

ました株式会社九州コガネイが新しいシステムをやっています。答弁はいりません。

○湯浅雇用労働政策課長 そういうところもしっかり勉強してやってまいります。

それから、先ほどの副主査の御質問で、「ひなたの極」認証企業の新規の採用充足率が56.5%では分かりにくいという話がありました。同じようなアンケートを一般企業にしたときに40.5%という数字がありますので、それと比較しますと「ひなたの極み」認証企業のほうが16%高い充足率という結果がございます。

○内田主査 ほか、ないですか。進行を代わってもらってもいいですか。

○内田主査 資料71ページになりますが、施策の成果や今後の方向性ということで、企業立地のところで質問をさせていただきたいと思います。

まず、企業立地課が窓口になっていらっしゃると思うので、いろいろな企業からの立地の相談が電話やメールで来ていると思います。いただいた相談を、どのように市町村から情報を取りながら振り分けているというか、こういう相談が来ていますよと市町村に投げていらっしゃるのかとか、府内で横断的にいろいろ協議した上で市町村のほうに振っているのかという流れというのがあるんですか。

○今村企業立地推進局長 いろいろなところから当課に立地の相談があります。民間企業や民間企業が委託しているコンサル、意外と多いのが銀行関係や不動産関係ですけれども、そういう情報があったらこちらが行って、具体的に交通アクセスや土地の広さ等についてのどのような条件が必要なのかを全部、県のほうで聞いて、どの市町村がマッチするかというのは、当課のほうである程度振り分けをしています。当然、

関係課にも聞くことがありますけれども、当課で振り分けて、こういう情報があるんだけれども何かいい返しがありますかということで、複数の市町村へ投げています。市町村からのいい回答がありましたら、市町村と一緒にその企業を訪問して、もっと詳しい情報を聞いたりして立地につなげていくという流れが多いです。

○内田主査 銀行とかコンサルから来ていたときには出向いて行ってからということだと思うし、メールでしたらメールのやり取りで、県外とか海外だったときに電話でやり取りをしながらということだろうと思ったところです。

複数の市町村に話をするということですが、市町村によって準備ができているところや意欲的なところ、様々だと思うんですが、一番新しい情報を常に企業立地課が把握しているんですか。どの市町村がどれくらいの土地が用意できているとか、全部把握できているんですか。それによって振っているのでしょうか。

○今村企業立地推進局長 隨時、各市町村にはどのような用地があるか、どのような物件情報があるかは、県のほうで集約して、最新の状態にして、県の物件データベースとして持っています。お話をあつたらその中で、相応しい市町村に声をかけることが多いです。

○内田主査 情報を取っているのは、企業立地課ということでおろしいですか。

○今村企業立地推進局長 当課から市町村には調査を依頼していますし、県庁にも規制を担当する課があります。都市計画課や農政関連といった補助を出しているところから情報が上がったりすることもあります。物件の情報も含めて、全て企業立地推進局で一括してデータベース化しているところであります。

○内田主査 常に用意ができているところとか、

情報をいただいているということで、庁内横断的な連携もできているということで理解しました。

相談件数が年どれくらい来ているのか、以前伺ったときは把握していないということでしたが、実際に把握されていないのですか。メールとか銀行とかコンサルから年間何件来ているのかを踏まえて、市町村に振っていただきて、成功率がどれくらいだというところまで、しっかり分析していただかないと、補助金をこれから強化していくというときに、可能性と実態が合っていないということになります。分析がしっかりできていなかつたら次に進めないのでないでしょうか。

国内外からの企業誘致をということで知事に頑張っていただいているが、頑張っていらっしゃるところも増えてきていると思うんですけども、市町村はどれくらい土地を用意すればいいのかとか、目安が分からなかったり、何か不透明だと思います。そういう分析とかがしっかりできないと、次のステージに向かってやっているのかが見えないと思っています。

まずは、年間どれくらい相談が来ているかということが分かれば教えていただきたい。その成功率まで分かれば教えていただきたいです。

○今村企業立地推進局長 非常に耳の痛い話でございまして、相談件数は数字として持っているものはございません。主査のほうから話がありましたことも踏まえて、今後しっかりと分析して、今後の企業誘致活動につなげていきたいと思います。

○内田主査 数字が用意できていなくても、電話などをいただいたら必ず報告されているんですよね。それぞれ条件も様々だと思うんですけども、相談されていたら数はどこかに

残っていると思うんです。聞き流していないで
すよね。話を受けたもの全部が宮崎県で可能性
がないか、立地ができるのではないかということ
で、前向きに進んでいるんじゃないですか。

○今村企業立地推進局長 電話とかメールとか、
県庁の企業立地のホームページを見て御相談が
あったものについては全てお返しをしておりま
す。

○内田主査 そうであれば、数は分かるんじや
ないかと思います。今、用意できていなくても
控えていますよね。検討されたりしているとい
うことは、ほかの課とも横断的な取組をしてい
るということは、断っていることもあるかも分
からないですけれども、全て前向きに捉えて、
カウントしていないとおかしいと私は思います。

○今村企業立地推進局長 やはり数字は持つ
ていないんですけども、相談を受けて実際に訪
問した数は持っております。令和6年度につい
て246件、大体毎年200～300件程度は、御相談を
いただいた結果、より詳しい情報を取りに実際
に訪問しているところでございます。

○内田主査 相談いただいたことで足を運ばれ
た件数はメールも含めてですよね。判断基準は
何なのでしょうか。成功させようと思って足を
運ばれていると思いますが、この相談は動かなく
ていいというのと、これは動こうと思う判断
基準です。

もしかしたら県が断っているというか聞き流
している相談が、市町村によっては欲しい案件
かも分からぬじやないですか。私は、受けた
相談は全て市町村にしっかりと渡すべきだと思
います。用意できていないと思っているかもし
れないけれども、もしかしたら市町村は用意で
きている可能性もありますよね。

○今村企業立地推進局長 御相談のあった件に

ついては、全ての市町村にではないですけれど
も、フィードバックはしているところです。

○山口副主査 暫時休憩します。

午後3時5分休憩

午後3時9分再開

○山口副主査 分科会を再開いたします。

○今村企業立地推進局長 これまでの相談の全
数はカウントしておりませんが、県庁、3つの
県外事務所でより確度の高いものを約400件訪問
して、より詳しい情報を聞き取っています。そ
のうち、現在約35件が、非常に確度が高いとい
うことで、これについては市町村にも情報を共
有して、いい物件・案件がないかということで、
フィードバックをお願いしているところです。

○内田主査 それぞれの市町村も努力いただい
ている中で、一般質問の中でも言ったんですけど
も、南海トラフ地震対策ということで、地
元企業も事業拡大とは別に移転の問題を抱えて
いるところもあり、県としては、国内外からの
企業誘致をということで旗を振っていただいて
いて、市町村もやる気を出しているところだと
思うんです。

それで、ただ単に土地が用意されているから
とかではなくて、空きビルとかもあります。小
規模でも企業を誘致したいと思っている市町村
もあると思うので、県が取得した情報を市町村
に投げていただけるような体制をしっかりとつ
くっていていただきたいと感じました。

都市計画課や扱い手農地対策課とか、関係す
る部署もあるんですけども、その2課は規制
する側なので、その2課からの情報は、そこま
で前向きな情報ではないのではないかと思います。
県庁全体で、企業誘致に向けて、これだけ
旗を振って頑張っているんだということで市町

村を支えていただきたい。

資料71ページの下のほうに、補助金とかの補助率を見直す支援制度の充実を図っていきますというようなことも今後の方向性として書いてありますけれども、しっかりと分析していただいて、これだけの土地が足りないんだ、これだけの企業から相談を受けているんだという目安がないと、どれだけの土地を用意していいのか分かりません。

補助金の話もありました。いろいろな事業の質問もありましたけれども、本当に予算として足りないのかどうかも見えてこないので、どれだけの話が来ていて、どれだけの企業誘致を宮崎県が考えていて、その目標が市町村と合っているのかどうかということも含め、来年に向けてしっかりと実行し、成果を上げていただきたい。

知事は九州知事会の会長もされているのだから、熊本県からの流れったり、半導体だったり、九州は1つということを堂々と言えるような宮崎県であってほしいなと私は思います。担当の皆さんも、1件でもキャッチするというような意気込みでやっていただきたいと思って質問をさせていただきました。

決算審査ですけれども、来年に向けても課題としてしっかりと前向きに受け止めていただきたいなと思っていますので、この質問を受けて御答弁をお願いします。

○今村企業立地推進局長　主査のお言葉を受けまして、県庁内各課、それから何よりも、市町村との連携が企業誘致については大事でございますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○日高委員　立地相談件数を把握していないことは、私は分ります。センターを持っていて、センターでプロパーがやっていれば、件数は絶

対分かるわけです。U I Jターンセンターとか、いろいろな相談窓口があればできる。

企業立地課に、相談件数全部を把握できる受付がいますか。やはりできないでしょう。センターを設置して件数を把握するというところまで踏み込むのであればいいですけれども、また「立地相談件数は何件か把握していますか」、「いや、していません」となりますよ。企業立地課の今の体制で件数の全数把握ができるのであればいいですよ。

○今村企業立地推進局長　今の体制で全ての件数をしっかりとっていうのは、なかなか正直、厳しいかなと思いますけれども、その相談を受けて訪問した数とか、メールで返した数、このあたりはしっかりと数字を残していくたいと思います。

○日高委員　結局、相談件数の把握はできないということでしょう。

○今村企業立地推進局長　なかなか厳しいと思いますけれども、数字として残せるものはしっかりと残していくたいと考えております。

○日高委員　初めからそう言えばよかったような気がします。

○内田主査　ほかはないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査　それでは、以上をもって商工観光労働部第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時16分休憩

午後3時21分再開

○内田主査　分科会を再開いたします。

これより、観光推進課、スポーツランド推進課、国際・経済交流課の審査を行います。

令和6年度決算について、各課の説明を求め

ます。

○矢越観光推進課長　観光推進課の令和6年度決算について御説明いたします。

決算特別委員会資料の決算72ページを御覧ください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計について御説明いたします。

表の上から2番目、観光推進課一般会計の欄を御覧ください。

予算額20億6,893万6,552円に対しまして、支出済額17億4,650万6,460円、翌年度への明許繰越額4,281万2,000円、不用額2億7,961万8,092円、執行率84.4%、翌年度繰越額を含む執行率は86.5%であります。

目の執行残が100万円以上のもの及び執行率が90%未満のものについて、御説明いたします。

上から3段目の（目）観光費ですが、不用額の合計は、同じく2億7,961万8,092円、執行率84.4%となっております。

主なものといたしましては、73ページを御覧ください。

下から3段目の負担金、補助及び交付金の2億7,563万1,029円であります。これは主に、昨年8月の南海トラフ地震臨時情報発表により生じた国内外観光客の不安を払拭し、本県への観光需要を早急に回復するための緊急的な誘客対策や、海外からの直行便を活用した旅行商品造成に係る支援の執行残でございます。

次に、特別会計について御説明いたします。

74ページを御覧ください。

表の上から2番目の、えびの高原スポーツレクリエーション施設（特別会計）の合計額になりますが、予算額9,166万6,000円に対しまして、支出済額4,102万669円、翌年度への明許繰越額5,026万8,000円、不用額37万7,331円であります。

上から3段目の（目）観光費の執行率が44.8%であります。これは、えびの高原アイススケート場の製氷車収納庫兼倉庫につきまして、関係機関との調整に日時を要したことから、令和7年度に繰り越したためであり、繰越額を含めた執行率は99.6%となっております。

続きまして、資料の75ページを御覧ください。

一番上の県営国民宿舎（特別会計）の合計額になりますが、予算額1億3,545万5,000円に対しまして、支出済額1億2,572万8,911円、不用額972万6,089円、執行率92.8%であります。

上から3段目の（目）観光費でありますが、不用額の合計は972万6,089円となっております。

主なものといたしましては、表の下から4段目の工事請負費の437万1,891円であります。これは、えびの高原荘の従業員寮屋根改修工事や放送設備改修工事の執行残になります。

歳出決算の説明は、以上でございます。

次に、特別会計の歳入決算について御説明いたします。

資料の76ページをお開きください。

まず、えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計でございます。

ページ中ほど、歳入合計の欄を御覧ください。

調定額4,149万6,588円に対しまして、収入済額は4,149万6,588円となり、収入未済額はございません。

続きまして、77ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計でございます。

ページ中ほどにあります、歳入合計の欄を御覧ください。

調定額1億3,535万5,527円に対しまして、収入済額1億3,535万5,527円となり、こちらも収入未済額はございません。

特別会計の歳入決算につきましては、以上で

ございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の78ページを御覧ください。

「産業づくり」の「3 活発な観光・交流による活力の維持・創出」の「（1）観光の振興」についてであります。

まず、「MICE強化」につきましては、県観光協会におきまして、本県で開催された企業の会議や学会などの主催者に対して50件の開催支援補助を行い、延べ2万661人の宿泊につなげるとともに、企業や大学関係者等のキーパーソンの招請等を実施し、今後のMICEの本県開催に向けた誘致活動を実施したものであります。

次に、79ページを御覧ください。

3段目の「宿泊業の生産性・サービス向上支援」では、観光客のさらなる受入れ等を見据え、人手不足等で厳しい経営環境にある県内宿泊事業者の生産性やサービス向上の取組を支援するため、自動チェックイン機といったDX機器の導入など、計46件の支援を行いました。

その次の「観光人材確保緊急対策」では、観光産業の国内外からの観光客の受入れ体制を強化するため、人材確保のための広告等の情報発信に対する支援を行い、当該事業によりまして52名の採用につなげたところであります。

次に、80ページを御覧ください。

上段の「みやざき観光情報発信強化」では、国内向け県公式観光サイト「みやざき観光ナビ」において、新たな観光スポットや特集記事を追加するなど内容充実に取り組み、アクセス数は、対前年比1.7倍の573万回と大幅に増加したところであります。また、海外向けの観光サイト「VISIT MIYAZAKI」については、国内向け県公式観光サイトと連動した多言語

ページに改修を行ったものです。

次に、その下の「県民総参加！ひなたプロモーション」は、本県のシンボルキャラクターであるみやざき犬を活用した魅力発信事業では、みやざき犬を県内外のイベントなど532回派遣したところであります。また、昨年開催されました、ひなたフェス2024におきましては、26市町村とのコラボ企画を実施し、県内周遊へつなげました。そのほか、本県ゆかりの著名人の方などに県の魅力発信に御協力等をいただくため、みやざき大使への就任をお願いしております。令和6年度には、日向坂46のメンバーや高石あかりさんなど4組に委嘱させていただきました。

次に、81ページを御覧ください。

2段目の新規事業「メタバースで「日本のひなた」PR」は、インターネット上に構築された3次元の仮想空間であるメタバース上に「バーチャルみやざき」を構築し、県内の旅行先として県庁本館及び体験ができる観光地として、鵜戸神宮や高千穂峡の、合わせて3か所を再現したところであります。

次に、82ページを御覧ください。

1段目の改善事業「宮崎の強みを生かした誘客」は、国内交通事業者等と連携した観光プロモーションや、食や神話を生かした誘客事業として、それぞれデジタルスタンプラリーを実施し、合わせて8,247人の参加があったところであります。

3段目の新規事業「観光みやざき緊急誘客」は、昨年8月に南海トラフ地震臨時情報が初めて発表されたこと等によりまして生じた国内外観光客の不安を払拭し、本県への観光需要を早急に回復するため、緊急的な情報発信及び誘客対策として、国内向けには、団体客の旅行商品を造成販売した事業者への支援を行い、延べ

1万1,668人の宿泊につなげるとともに、海外向けには、現地旅行会社と連携したプロモーション等を行ったところです。

次に、83ページを御覧ください。

上段の「大阪・関西万博を見据えた観光誘客促進」は、大阪・関西万博を契機とした本県への誘客を図るため、交通各社との連携プロモーションや、関西圏でのイベント出展等を行ったものであります。

次に、84ページを御覧ください。

上段の改善事業「外国人個人観光客誘客」では、海外向けSNSを活用した情報発信に取り組み、18万人を超えるフォロワーを獲得とともに、OTAと呼ばれるオンライン旅行代理店等と連携し、韓国、台湾、香港、ASEAN、中国市場向けにデジタルプロモーションを実施したものであります。

下段の「みやざきインバウンド誘客回復・強化」は、海外現地の旅行博出展により本県の観光PRを行うとともに、九州各県で東アジアとの直行便が多く運航されている状況を踏まえ、旅行会社に対し、県外空港経由で本県を周遊する旅行商品の造成支援等を行い、インバウンドの誘客促進を図ったものであります。また、海外クルーズ船の誘致拡大を図るため、海外クルーズ船を取り扱う旅行会社招請等の取組も実施いたしました。

主要施策の成果に関する説明は、以上であります。

最後に、令和6年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書について御説明させていただきます。

87ページを御覧ください。

えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計についてでございます。

88ページの一番下、意見・留意事項等の欄に

ありますとおり、「指定管理者と十分連携を図りながら、引き続き利用者の更なる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見であります。

えびの高原スポーツレクリエーション施設は、屋外型アイススケート場としましては日本最南端に位置し、国立公園の利用促進と本県観光の振興に寄与するための施設であります。県としても、えびの市や関係機関との連携を強化し、効果的な情報発信を行うなど利用者の確保や、効率的かつ安定的な施設の管理運営を行ってまいります。

続きまして、89ページを御覧ください。

県営国民宿舎特別会計についてでございます。

90ページの一番下の意見・留意事項等の欄にありますとおり、「指定管理者と十分連携を図りながら、引き続き利用者の更なる確保や効率的かつ安定的な施設の管理・運営を行うことが望まれる」との意見であります。

えびの高原荘及び高千穂荘では、それぞれの指定管理者が魅力的な宿泊プランの造成に取り組むなど、集客の強化に取り組んでいるところであります。県としましても、地元市町や関係機関との連携を強化するとともに、効果的な情報発信や、旅行会社に対して施設を活用したツアーコースの働きかけなどを行い、利用者のさらなる確保や、効率的かつ安定的な施設の管理運営を行ってまいります。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○渡邊スポーツランド推進課長　スポーツランド推進課の令和6年度決算について御説明いたします。

委員会資料91ページを御覧ください。

表の1段目、スポーツランド推進課の計です

が、予算額7億9,310万6,289円に対しまして、支出済額7億5,581万2,345円、翌年度への明許繰越額1,046万円、不用額2,683万3,944円、執行率95.3%、翌年度繰越額を含む執行率は96.6%であります。

目の執行残が100万円以上のものについて、御説明いたします。

一般会計、上から3段目の（目）観光費であります、不用額の合計は2,683万3,944円となっております。

主なものとしまして、まず、表の中ほど、委託料の不用額909万6,512円であります。

これは、プロ野球キャンプの管理運営事業について、日程の変更に伴い作業人数や日数が減少したことや、県内スポーツ施設の視察受入委託業務について、受入チーム数の実績数が見込みを下回ったことなどにより執行残が生じたものでございます。

次に、一番下の、負担金、補助及び交付金の不用額1,628万7,912円であります。

これは、市町村等が実施する資機材及び合宿所整備補助事業について、事業実績に伴う執行残や、合宿、大規模大会等の受入れ支援事業等の実績に伴う執行残が生じたこと等によるものであります。

歳出決算の説明は以上でございます。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料92ページを御覧ください。

「産業づくり」の「3 活発な観光・交流による活力の維持・創出」の「（1）観光の振興」についてであります。

まず、「スポーツランドみやざき誘客推進」につきましては、春季キャンプを行うプロ野球球団の受入支援や、みやざきフェニックス・

リーグ、青島太平洋マラソン等に対するスポーツイベント開催支援のほか、本県合宿を行うプロスポーツチーム等に対し、歓迎セレモニーとして県産品を贈呈するなどの実績61件や、アマチュアスポーツ団体につきましても915団体に対し、合宿やイベント開催に対する支援を行ったところです。

次に、93ページを御覧ください。

上段の改善事業「スポーツランドみやざき全県展開」は、国内外代表合宿の受入支援として、ラグビー日本代表や侍ジャパン、WBCニカラグア共和国代表などの国内外のスポーツチーム計8チームに対し、受入支援を行いました。また、大規模スポーツイベント・大会等の支援として、ソフトバンク公式戦やMIZAKI SURFING GAMES等の開催についても支援を行いました。

下の段の新規事業「スポーツキャンプ総合窓口等設置」は、スポーツ合宿に係るワンストップ相談窓口として、ひなたスポーツ観光ステーションを県観光協会内に令和6年9月に設置いたものであります。実績としましては、相談受付は66件で、うち24件が合宿誘致につながったところです。

次に、94ページを御覧ください。

新規事業「市町村スポーツ施設等整備強化」は、スポーツランドみやざきの全県化を進めるため、市町村が実施するスポーツキャンプ・合宿や、大会開催のための施設整備や合宿所整備について、令和6年度は8市町村へ支援を行いました。

主要施策の成果に関する説明は以上であります。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○牧国際・経済交流課長　国際・経済交流課の令和6年度の決算につきまして、御説明いたします。

決算特別委員会資料の右下、96ページをお開きください。

表の1段目にはありますとおり、国際・経済交流課の令和6年度の予算額は9億5,754万7,000円、支出済額は8億8,815万834円で、翌年度への繰越額は3,296万8,000円、不用額は3,642万8,166円であり、執行率は92.8%、翌年度繰越額を含んだ執行率は96.2%となります。

次に、目の執行残が100万円以上のもの、執行率が90%未満のものについて、御説明いたします。

まず、上から4段目の（目）計画調査費であります。不用額が1,572万9,367円となっております。これは主に、「世界とのつながり強化推進」における、国外からの招聘者に要する旅費の執行残や、「外国人材受入環境整備」における、公益財団法人宮崎県国際交流協会への委託料（事務費）等の執行残であります。

次に、97ページをお開きください。

上から3段目の（目）商業振興費であります。不用額が26万6,180円、執行率は83.6%となっております。これは主に、伝統工芸品の認定協議等に要する旅費の執行残であります。

次に、98ページをお開きください。

上から1段目の（目）貿易振興費であります。不用額が909万2,441円となっております。これは主に、「世界の活力とりこみ」強化推進の委託料や、職員旅費の執行残であります。

次に、99ページをお開きください。

上から1段目の（目）物産振興費であります。不用額が948万1,413円となっております。これは主に、「ふるさと宮崎応援寄附金拡大」にお

いて、返礼品発送業務等の委託料の執行残であります。

次に、100ページをお開きください。

上から2段目の（目）観光費であります。不用額が185万8,765円となっております。

主なものは、上から3つ目の（節）共済費であります。これは、令和7年1月30日付で、職員の給与に係る地方職員共済組合の基礎年金拠出金の負担金率が、令和6年4月1日に遡及して引き下げられたことによる執行残であります。

次に、主要施策の成果に関する報告書について御説明いたします。

101ページの、「人づくり」の1、「（1）グローバル化への対応」についてであります。次の102ページの表の1番目、「多文化共生地域づくり推進」であります。これは、地域住民と外国人住民とが共に地域社会の一員として理解し、協力し合う多文化共生社会づくりを進めるため、宮崎県国際交流協会に業務を委託しているので、多文化共生アドバイザーの派遣により、県民向け異文化理解講座を実施したほか、外国人住民支援事業として、外国人向け防災セミナーを開催したところであります。

次に、103ページをお開きください。

表の2番目、「外国人材受入環境整備」であります。これは、外国人住民が増加する中、行政・生活全般に関する情報提供や相談対応を一元的に行う、みやざき外国人サポートセンターを運営するとともに、地域や外国人住民等のニーズを踏まえた日本語教育の充実を図り、外国人住民も住みやすい社会づくりの推進に努めたところであります。

次に、104ページをお開きください。

表の1番目、新規事業「宮崎県人会活性化・

ネットワーク化」であります。これは、令和5年度の宮崎県人会世界大会開催を契機に新たに築かれたつながりを活用し、国内外の県人会を招聘し、県人会の活性化や次世代への承継に向けた次世代育成会議の開催をはじめ、ネットワークの強化を図るために、宮崎県人会ホームページの開設及び情報発信など、県や県人会同士の交流による関係構築を図ったところであります。

次に、新規事業「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」であります。これは、昨年度、ブラジル宮崎県人会創立75周年を記念し、本県関係者を含め約350名が式典に参加し、本県とブラジル宮崎県人会との親善を深めるとともに、ブラジル県費留学生事業や農業青年国際交流受入れなど、宮崎県人会世界大会を契機とした、本県とブラジルのつながりの強化推進に努めたところであります。

次に、106ページを御覧ください。

「産業づくり」の2、「（1）経済と雇用を支える企業・産業の持続的な発展」についてであります。

まず、表の1番目、「みやざき海外拠点運営強化」であります。これは、上海及び香港に海外交流駐在員を配置して、貿易・投資等に関する情報収集や、県内企業の海外活動の支援、本県への観光誘客の促進などに努めたところであります。

次に、107ページを御覧ください。

表の1番目、「みやざきSHOCHU輸出促進」であります。これは、本県の主要輸出品目である焼酎について、海外市場開拓を図るため、焼酎のブランディング・魅力発信のためのプロモーション等に取り組んだところであります。

次に、108ページを御覧ください。

表の3番目、「ふるさと宮崎応援寄附金拡大」であります。これは、ふるさと納税制度を通じて、県産品をはじめ、本県ならではの多彩な魅力を発信することにより、地場産業の振興や域内経済の循環、地域の認知度向上につなげるものであります。

次に、110ページを御覧ください。

表の2番目、「大阪・関西万博を見据えた県産品魅力発信強化」であります。これは、大阪・関西万博に向け、高まる関西圏の経済活力を取り込むため、県産品の期間限定ショップ、いわゆるポップアップショップの展開や、大規模商談会出展支援など、県産品を「見る」「知る」「買える」機会の創出を通じ、県産品の認知度向上、販路拡大を図ったものであります。

次に、111ページを御覧ください。

「「チームみやざき」による経済交流」であります。これは、県が物産貿易団体と連携し、輸出に取り組む県内事業者を「チームみやざき」体制で支援することで、県産品の輸出のさらなる拡大を図り、グローバルプランが目指す世界からの活力取り込みにつなげるものであります。

主要施策の成果につきましては、以上であります。

なお、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○内田主査 以上で、説明が終了いたしました。

委員の皆様にお諮りいたします。

質疑においては、明日の10時から再開ということでおろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、執行部の皆様にも、たびたび御足労願いますが、明日の10時から再開ということでおろしくお願いいいたします。

以上をもって本日の分科会を終了します。

令和7年9月29日(月)

午後3時51分散会

令和7年9月30日(火曜日)

午前9時58分再開

出席委員(6人)

主 委 員	査 職 員	内 田 理 佐
副 委 員	査 職 員	山 口 俊 樹
委 員	員	日 高 博 之
委 員	員	福 田 新 一
委 員	員	岩 切 達 哉
委 員	員	脇 谷 のりこ

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

商工観光労働部

商工観光労働部長	児 玉 浩 明
商工観光労働部次長	松 浦 好 子
企業立地推進局長兼 企業立地課長	今 村 俊 久
観光経済交流局長	鬼 塚 保 行
商工政策課長	河 村 直 哉
経営金融支援室長	長 谷 川 誠
企業振興課長	徳 地 清 孝
先端技術産業推進室長	加 藤 和 樹
雇用労働政策課長	湯 浅 聰
観光推進課長	矢 越 智 郁
スポーツランド推進課長	渡 邊 陽 生
国際・経済交流課長	牧 浩 一
工業技術センター所長	鍋 島 宏 三
食品開発センター所長	黒 木 俊 幸
県立産業技術専門校長	守 部 丈 博

国土整備部

国土整備部長

桑 畑 正 仁

国土整備部次長
(総括)

海 野 由 憲

国土整備部次長
(道路・河川・港湾担当)

中 原 学

国土整備部次長
(都市計画・建築担当)

迫 節 夫

高速道対策局長
管 理 課 長

山 浦 弘 志

用地対策課長
技 術 企 画 課 長

小 薙 真 二

工事検査課長
盛 土 対 策 課 長

前 村 敦 子

道路建設課長
道 路 保 全 課 長

植 村 幸 治

河 川 課 長
ダ ム 対 策 監

佐 藤 祐 之

砂 防 課 長
港 湾 課 長

前 田 秀 高

港 湾 課 長
空 港 ・ ポ ー ト

椎 葉 倫 男

セ ー ル ス 対 策 監
都 市 計 画 課 長

大 部 薙 一 彦

都 市 計 画 課 長
美 し い 宮 崎 づ く り 推 進 室 長

中 武 透

建 築 住 宅 課 長
高 速 道 対 策 局 次 長

山 下 修 剛

高 速 道 対 策 局 次 長
那 須 紘 之

高 澤 俊 滿

都 市 計 画 課 長
丸 岡 浩 二

村 岡 昭 彦

都 市 計 画 課 長
松 田 真 二

丸 岡 浩 二

都 市 計 画 課 長
杉 本 達 哉

松 田 真 二

那 須 紘 之

事務局職員出席者

議 事 課 主 査

春 田 拓 志

政 策 調 査 課 主 査

増 田 匠

政 策 調 査 課 主 事

岩 倉 有 希

○内田主査 分科会を再開いたします。

昨日の続きからになりますが、説明が終わつたというところで、委員の皆様から質疑をお願いしたいと思います。

○日高委員 資料82ページの「観光みやざき緊急誘客」についてです。

フェイクニュースじゃないですけれども、台

湾関係でいろんなことがあったと。観光客の足が遠のく可能性が出てきたものだから誘致事業をやったということで、緊急と言っているんですね。宮崎県の場合は、常に緊急じゃないかと思っています。商工観光労働部の観光の予算を見てみると、外国人誘客も中途半端で本当にやる気があるのかと感じます。緊急という1つの事業の実績内容ということで書いていますが、観光については、こういうことを常に緊急的にやるべきじゃないかと思うんですけれども、それについてお伺いします。

○矢越観光推進課長 御指摘のとおり、状況に応じて観光需要を喚起するための対策というのはいろいろと打っていかなければいけないと考えております。

資料82ページの「観光みやざき緊急誘客」について御説明させていただいた中では、昨年度、南海トラフ地震臨時情報が日本で初めて発表されました。キャンセル等も大変出ましたので、国内外の観光客の不安を払拭し、観光需要を早急に回復するためということで、緊急的に措置させていただいたものになります。具体的には、アシアナ航空のホームページを活用したプロモーションでは、特集ページをつくっていただきたり、予約特典としてクーポンを付与したりしました。ロッテ観光につきましては、テレビショッピング等々の旅行商品の造成支援等、台湾につきましては、増便を見据えてファムツアー等々の実施をさせていただいたところであります。

繰り返しになりますけれども、コロナ禍前の状態にまだ回復していない本県においては、例えば自然災害——今年度におきましては予言の関係等で大きく落ち込んだりしましたけれども、そういう事象に対しまして、適切に需要喚起

のための対策なり、プロモーションなりを打つていきたいと考えております。

○日高委員 それは分かっているんです。常に緊急であるくらいのレベルでやっていかないといけないんじゃないかという、そういう質問をしています。

○矢越観光推進課長 通常の取組以上に、常に緊急的なプラスアルファの部分をということだと思うんですけれども、我々としましては、既存の事業なりをその都度ブラッシュアップしていくことで、委員の御指摘の部分に応えていくのかなと考えております。

○日高委員 これ以上言ってもうあれなので、もう言いません。

あと、資料84ページの外国人誘客関連の事業については、何をしているのでしょうか。この程度で本当に他県との差別化ができるような誘客対策が整っているのでしょうか。これは決算ですから、今は新しい事業も多分やってきているとは思うんですけども、本当にこの程度でいいのかという気がしているんです。

○矢越観光推進課長 資料84ページの上段と下段もインバウンド関係の取組になります。基本的には直行便対策を柱としまして、直行便の搭乗率をしっかりと総合交通課と連携して埋めていく、それが県内の宿泊に一定程度つながっていくと考えております。

それから情報発信の部分につきましては、観光客の動向として、個人観光客が割合として増えてきているということもあります。オンライントラベルエージェント——OTA関連との連携、それから宮崎県内でのアクセス関係、これは2次交通対策の部分にもなります。あと特に欧・米・豪の方々につきましては体験型の観光を重視されるところもありますので、アドベン

チャーツーリズム等の商品造成に取り組みながら、外国人観光客のインバウンド関係の誘客促進を図っているところであります。

SNSのほうも5言語9媒体で情報発信しております。18万人程度のフォロワー数になっておりますが、昨年度は15万人程度でしたので、この部分でも大きく情報発信できているんじやないかと考えております。

○日高委員 令和5年度から繰越しがあるけれども、何を繰り越しているのでしょうか。

○内田主査 「みやざきインバウンド誘客回復・強化」の令和5年度からの繰越額4億8,369万4,000円です。

○矢越観光推進課長 決算84ページの繰越しの部分は、観光推進課の合計繰越額になるかと思います。

○日高委員 観光推進課は「みやざきインバウンド誘客回復・強化」で全部繰り越しているということですか。

○矢越観光推進課長 決算84ページの右下の一番下の繰越額については、観光推進課の事業の全ての繰越額の合計額ということになります。

○日高委員 だから、観光推進課の繰越しは全部「みやざきインバウンド誘客回復・強化」のところになっていると、この表だとそう見えますよね。

○内田主査 見えますね。

○矢越観光推進課長 繰り返しになりますが、決算84ページの下の段に合計というところがありますけれども、これは報告させていただいております観光推進課の全ての事業の合計額ということになります。「みやざきインバウンド誘客回復・強化」で繰り越している額ではございません。

○日高委員 そういうつくりになっているのか。

○矢越観光推進課長 観光推進課の繰越額は決算79ページの一番下の「観光人材確保緊急対策」2,105万1,000円と、82ページの「県内旅行宿泊応援クーポン付与」4億6,264万3,000円の2つでありまして、その合計額が84ページに記載されていることになります。

○福田委員 資料80ページの下段、「県民総参加!ひなたプロモーション」の主な実績内容等に、日向坂46の誘致及び市町村やひなたフェス2024とのコラボ企画の実施とあります。26市町村をうまく巻き込んだ企画だと思うんですけれども、そのコラボ企画というのを説明していただけますか。

○矢越観光推進課長 ひなたフェス2024の際に、せっかく宮崎県にお越しいただくので、なるべく県内を周遊していただこうということで、県内26市町村それぞれに日向坂46のメンバー貼り付けました。貼り付けたというか、この市は誰というような形で、応援の方を貼り付けまして、その方々のポスターやのぼり旗を各市町村に配置して、そのファン——おひさまの方々に周遊していただきました。

第2弾としまして、フェスが終わった後に、今度はポスターに直筆のサインをしていただきまして、市町村に配置された日向坂46のアイドルが直接、宮崎県の推しの部分といったところをアプリ等から生の声で聞けるような、その市町村に行っていただいて、アプリを介してスマートフォンをかざしていただければ、そういう音声も聞こえるということで、そういう工夫をしながら、県内の周遊を図っております。

○福田委員 日向坂46についてはあまり知らないんですけども、予想よりもかなりの経済効果が出たと記憶しています。これだけすごかつたというのを数値的に出せるものがありますか。

○矢越観光推進課長　主催者が宮崎大学と組んで試算した経済効果のほうは、約29億円と発表されております。

○福田委員　会場がひなたサンマリンスタジアム宮崎でしたよね。知事も、「ああいうところで、ああいうコンサートができるんだというのを自分でも実感した」ということを、いろいろなところで発言されるんですけれども、次に展開していくこうという企画はないんですか。

○矢越観光推進課長　ひなたサンマリンスタジアム宮崎で初めて音楽イベントをやったということになりますけれども、非常に経済効果が高いということもありまして、知事のほうからも再度、県有施設を利活用したイベントということで指示が下りてきております。我々も、2度目のひなたフェス開催に向けて、動いているところあります。

○岩切委員　資料82ページです。

先ほどの日高委員の質問に関連するんですが、予算額に対して決算額の乖離が一番大きいのは、「観光みやざき緊急誘客」だと思っています。1億数千万円ほどの執行残ということになるんですが、この緊急誘客ということで企てられた企画に対して、費用面では十分に使えなかつた事情があるようですね。この事業については、費用は抑えた上で十分な効果を得たという理解でいいのでしょうか。それとも、いろいろな障害があって、十分に費用を使えずに終わったと理解すればいいのかを教えてください。

○矢越観光推進課長　委員御指摘のとおり、1億4,000万円ほど執行残が出ております。これにつきまして主なところを申し上げますと、団体旅行者対策としまして、団体客やグループ旅行を中心とした誘客を図るために、旅行会社の旅行商品造成に対しまして、送客実績に応じて

1人当たり3,000円の補助を実施するということで予算を組んでおります。5万人分となる1億5,000万円の予算を準備したんですけども、実績のほうが1万2,000人泊程度であり、予算額のほうが3,500万円程度ということになったことが主な要因になっております。

キャンペーン期間中が令和6年11月～令和7年1月だったんですけども、ここの延べ宿泊者数を見てみると、前年同月期と比べまして17%ほどの増となっておりますので、そういう意味では一定の効果があったと考えているところであります。

○岩切委員　5万人分に対して1万2,000人分だったけれども、前年よりは大きかったのでという理解ですね。

もう既に今年度も半年ほど経過しつつあるんですけれども、その余波みたいなものが令和7年度につながってきているというような理解でよろしいでしょうか。

○矢越観光推進課長　今年度の延べ宿泊者数の状況を見てみると、昨年度よりは回復しております。この事業が直接の要因と言えるかどうかは分かりませんけれども、我々の取組の一定の成果がそういう結果として現れていると考えております。

○岩切委員　県単でせっかくつけていただいた大きなお金なので、その効果が今年度、来年度とつながっていけばいいなと思っております。あとはまた別の機会に。

○日高委員　5万人泊を3か月間で目指した緊急事業ですよね。1万2,000人泊ということは、これは少しおかしくないですか。3万8,000人泊分が余っているわけだから、5万人泊を目指した以上はもっと努力しないといけない。

緊急の事業なので繰越しじゃないですね。

5万人分で1万2,000人というのはどうかなと思います。5万人で3万人とか3万5,000人だったら話は別だけれども、緊急で5万人泊をやらなきやいけないのに、その2割強です。それで成果があったというのは少し違うと思います。

○矢越観光推進課長 御指摘のとおりかと思います。せっかくつけていただいた予算を有効に活用できなかつたというところは、我々も反省すべき点だと思っております。

私が先ほど申し上げたのは、前年同月期と比べて17%ほど伸びているということですので、このキャンペーンの成果が一定程度あったのではないかというように申し上げたところです。

○日高委員 まずは、何が足りなかつたかというのをやはり反省するところだと思います。

あと、17%宿泊客が伸びたというのは、その関係もあると思うんですけれども、他県はどんどん伸びてきているわけですから、普通伸びてきますよね。だから、商工観光労働部自体の目指すところがどこなのかが分からんないです。コロナ禍からどこまで回復して、どのぐらいの位置を持っていくのかというのが分かりません。宮崎県の状況を考えると簡単ではないというのは分かるけれども、もう少し特筆的にやらなければいけないのではないでしょうか。

私から言えば、財政課も財政課です。財政課が予算をつけて、これだけ不用額として上がるわけだから、やはり財政課も考えてやらないといけない。ピシャッとしたところを考えなよ。そこについてはしっかりと言っておきなさい。だから、財政課と商工観光労働部はしっかりと連携しないと駄目ですよ。やれることはどんどん提案してやらないといけないわけなので、これがなぜ緊急事業で……。これについては、もう結果論なのでしようがないですけれどもね。やる

のであれば計画性を持ってやってください。予算をつけたら、しっかりと満額使う。足りなくて逆に補正予算を組まないといけないくらい観光関係は重要だから、お願ひします。

○矢越観光推進課長 我々も多額の執行残が残ったことに対しましては、歯がゆい思いはしております。御指摘を踏まえて、つけていただいた予算を有効活用できるように、今後も一生懸命頑張っていきたいと思います。

○岩切委員 資料80ページの「みやざき観光情報発信強化」で、みやざき観光ナビが対前年比172%のアクセス数ということで、相當に大きく伸びております。私も時々、みやざき観光ナビをチェックするんですが、非常に見やすくなつて、項目ごとに内容がどんどん出てくるような工夫がされています。従前の観光サイトから変えていく過程の中で、どのような目標でつくられたのでしょうか。要は、宮崎県を知っていただくということなのか、それとも宮崎県に来ていただくという方向なのか、どの層をターゲットにしていらっしゃるのか、そのあたりのコンセプトを報告いただけますか。

○矢越観光推進課長 みやざき観光ナビにつきましては、令和6年2月14日にリニューアルさせていただきました。我々としては、公式の観光ナビのほうにアクセスを増やしたいということもありまして、従前のサイトとの違いとしまして、誘客キャンペーン等の広告などで、サイトのほうに積極的に誘導するような取組が1つ。また、サイトの更新頻度を高くしますとインターネット上の検索結果の上位になりますので、露出を高めるためにも更新頻度を高くしており、みやざき観光ナビですと、ほぼ毎日何かしら情報を更新しているような状況になっております。あとは、特集記事やイベント情報を継続的に発

信することで、閲覧者の満足度やサイトへの再訪意欲といったものを高めたいと考えております。

○岩切委員 物すごくよくなつたということを見させていただいておりますが、ホームページというのはこちら側から積極的に入っていけないと見られません。勝手に入ってくるというのは、大体SNS系ですね。みやざき観光ナビが確かにフェイスブックか何かを持っていらっしゃったと思うんですけども、そこから思わず、みやざき観光ナビのホームページのほうに行きたくなるような、フェイスブックやXの活用をさらに強化していただければありがたいと思うんですけども、そういうシステムは既にお願いはできていらっしゃるのでしょうか。

○矢越観光推進課長 みやざき観光ナビにそういうリンクを貼るなり、誘導するなりといったことはもちろんすけれども、先ほど言いましたように、誘客キャンペーン等をするときには、ホームページのほうに誘導できるような取組をさせていただいているところであります。

○脇谷委員 資料81ページすけれども、「教育旅行誘致・定着促進」につきましてお伺いいたします。

昨年の決算審査では、施策の成果及び今後の方向性について、特段に取り上げて書いてあつたと思っております。昨年の決算審査には、貸切バスの借上料及び商品企画開発費支援ということが書かれており、それを着実に実行されているということですばらしいんですけども、実績の18校は目標に達しているのでしょうか。どれくらいの目標を立てていて、この実績についてどう捉えていらっしゃるか、教えてください。

○矢越観光推進課長 我々としましては、もち

ろん、より多くの学校に来ていただきたいと考えております。令和5年度と令和6年度を比較しますと、令和5年度は44校で令和6年度は18校ですので、実績としては下回ってしまったということになります。

ここでは令和5～7年度の3か年間の成果指標として、教育旅行の延べ宿泊者数3万人にしております。補助金とは関係ありませんけれども、教育旅行全体の宿泊者の受入れとしましては、令和5年度が7,684人、令和6年度が7,291人ですので、年間1万人程度の宿泊者で計算しますと、まだ成果指標に対しては実績が足りていないというような状況になっております。

○脇谷委員 ある県内の大きな企業の方が、教育旅行を県内にすべきだとおっしゃっていました。それからコロナ禍によって県内教育旅行が増えたということを捉えて、その方が言ったように、実際に県内教育旅行が増えたんですけども、それがコロナ禍によってこういうふうに多くなったのかと言われました。コロナ禍においては県内教育旅行が増えたけれども、今後どのように持っていくのかというところをお伺いします。

○矢越観光推進課長 コロナ禍において、県外のほうに教育旅行に行けないという実態もあって、その期間中、県内の教育旅行というのは実績としては多く出たところです。我々としましては、せっかく県内で教育旅行をしていただくというところだったので、コロナ禍後もなるべく県内でと考えており、セールス等を行っていましたが、やはりコロナ禍が明けていきますと、県外のほうに、元に戻っていくというような状況もございます。

ただ、先ほど延べ宿泊者数の数字を申し上げましたが、令和5年度と令和6年度は7,000人程

度で、よく言えば踏ん張っているほうだというような感じはしております。

外国の方々が県内に教育旅行で来ていただいている実績も増えてきております。我々としては、特に台湾ですけれども、訪日の教育旅行の分野についても、今後は力を入れていきたいと考えております。

○脇谷委員 よろしくお願ひします。

○山口副主査 資料81ページにメタバースの新しい取組があったと思うんですけども、構築したところに、実際どれくらい来たとかは分かるものですか。

○矢越観光推進課長 昨年度構築いたしましたバーチャルみやざきには、延べ5,529人が来ていただいております。

○山口副主査 メタバースに詳しくないので、どう評価すべきものなのかが分からないんですけども、目標値を達成されているとか、メタバース界隈ではかなり来ているほうだと、そのあたりは分かりますか。

○矢越観光推進課長 メタバース空間をつくっている他県の自治体もあるんですけども、そこと比べますと、宮崎県が一番数字的には多かったと記憶しております。

○山口副主査 県としての目標値みたいなのがあったんですか。

○矢越観光推進課長 認知度ランキングというものがありまして、その順位を上げようということを成果指標と上げております。令和4年度の認知度ランキングが38位でしたが、令和6年度も同じく38位ということになっております。

○山口副主査 えびの高原スポーツレクリエーション施設特別会計、県営国民宿舎特別会計についてなんですかとも、繰越しといろいろとあったという話もあるかと思いますが、令和

6年度に指定管理者が変わったんですよね。令和5年の末に募集されていたと思います。しかし、予算上は当初予算で組んでいたと思います。なぜこういう形で繰越ししが起きたのかというのをもう少し詳しく教えてください。

○矢越観光推進課長 副主査おっしゃるとおり、本工事につきましては当初予算で組んでおりまして、6か月の工期を予定しておりました。アイススケート場の製氷車と倉庫を整備する予定だったんですけども、指定管理者が昨年度変更になりました。手続関係が2月定例会へずれ込んだということもあり、年度当初、指定管理者のほうが受入体制の構築等に時間と労力を取られておりました。指定管理者との調整に時間を要したこと、昨年度中に入札工事に入りますと、工期がアイススケート場の準備期間と重なり運営に支障が生じるということになり、繰越しになったものでございます。

○山口副主査 指定管理者の選定は1回やり直しているのかな。指定管理者の選定手續が年度末にずれ込んだという話ですが、それもともと11月定例会でやる予定だったのが、2月定例会にずれたということだったんですね。

工事の発注主体は指定管理者ではなく県なんですね。

○矢越観光推進課長 通常11月定例会で選定しているものが、2月定例会にずれ込んでおります。

直接的に指定管理者の選定という部分ということではないんですけども、発注自体は確かに県が行います。指定管理者との連携という部分では、実際にアイススケート場を運営する際には準備期間が必要になってまいります。その準備期間と6か月の工期を考えたら、昨年度中のアイススケート場のオープンに差し支えると

いうことで繰り越したということになります。

○山口副主査 そこが分からなくて、そもそも県が発注者として行う工事で、施設自体も県が工事をしたり……。施設の所有主体は国なのか、県ですかね。持っている施設について指定管理者の多少の意見を聞くことについては理解するところではあるんですけども、当初予算で取っているものが大幅にずれ込むほど、設計変更までする必要性があつたりするくらい、意見を聞かないとできないものだったんですか。

予算を組む段階では、県側としてはこういうものを造るというのは当然決めていて、それに基づいて予算を取っているわけだから、指定管理者との協議で大幅に変わるということはあまり想定していないと思います。どうして指定管理者の準備が整っていないという理由で繰り越さなければいけないぐらいずれ込んだのか、もう一回教えてもらえますか。

○矢越観光推進課長 工期を6か月程度考えてということを申しましたけれども、年度当初に発注ができなかつたというのが大きな部分になるかと思います。年度当初の発注という部分で、指定管理者との調整がうまくできなかつたということです。

○山口副主査 具体的にどういう調整が必要だったんですか。

○河村商工政策課長 おっしゃるとおり、県が施工する立場にありますので、指定管理者との調整というのは、※令和5年度当時の指定管理者との調整で、令和5年度当初想定していた工期の遅れも当然生じましたので、冬のスケート場の運営自体に影響があるということが判明したため、繰り越して次のシーズンにやりましょうという話になったと記憶しています。スケート場自体に関わる施設の更新なので、製氷がうま

くできないような状況にもなりかねず、繰り越したと理解しております。

○矢越観光推進課長 指定管理者との調整の中で、指定管理初年度ということもあり、スケート場の準備期間を通常よりも長めに取りたいという意見もありました。その準備期間を考えると6か月の工期と重なってしまって、発注自体を翌年度に繰り越したということになります。

○山口副主査 議事録を追うと、令和6年2月定例会の常任委員会で、アイススケート場の運営に関わる経費ですという説明をしているようです。製氷車やスケート機材ほかの保管場所として倉庫設置増設をするという話をされています。その段階では、恐らく指定管理者が内定していて、いろいろな協議が始まっているのではないかと思いますが、準備に時間をかけたいという話については、その段階では出ていなかつたから当初予算として計上したという理解でいいですか。

○矢越観光推進課長 その段階では、準備期間を前倒ししたいとかいう話は出ておりません。

○山口副主査 その話はいつ出てきたんですか。4月1日から指定管理期間が始まっていますけれども、もともとは当初予算が通った後、いつから発注しようとしていたのか、これらについて教えていただけますか。

○矢越観光推進課長 4月に入札の準備をして、5月に発注予定だったということでございます。

○山口副主査 指定管理者側からは、いつ準備時間を長く取りたいという要請が来たんですか。

○矢越観光推進課長 3～4月にかけて指定管理者と引継ぎをする中で、アイススケート場に対する準備を早めたいという話があったようで

※44 ページに訂正発言あり

ございます。

○山口副主査 アイススケート場の準備と倉庫の工事発注はどうリンクしているんですか。よりよく管理するために倉庫とか製氷車を準備するものだと思うのですが、それを後ろ倒しにしてまでやりたい準備とは何なのか分からぬのですが、教えてください。

○矢越観光推進課長 工事期間中は、そもそも製氷車自体が通れなくなるというような支障があつたようでございます。

○山口副主査 もともと4月に発注して5月ぐらいから工事を始めてということで、6か月だったら大体11月ぐらいに工事が完了するスケジュールで組んでいます。通常だと、11月ないし12月ぐらいから製氷車を使って準備していくものを前倒したいということは、10月ぐらいから準備を始めたいということだった。工事期間と照らし合わせると、6か月間製氷車が通れないような工事予定になっていたということですか。

○矢越観光推進課長 副主査のおっしゃるとおりになります。通常のアイススケート場のオープン期間は12～2月になります。これまでの開催期間を見ますと、早いときで12月1日ぐらいからオープンしている時期もございます。ですので、通常でいえば11月ぐらいから準備となりますけれども、新しい指定管理者のほうは初めてということもあって、10月ぐらいから準備も始めたいという意向があったということのようございます。

○山口副主査 もともと6か月の工事で、5月に工事し始めたとしたら、何月に完了する予定だったのか。10月末完了でよかったです。当初の予定は10月末完了ですか。

○矢越観光推進課長 当初の計画は11月末完成

のようでございます。

○山口副主査 それだと、新しい指定管理者だろうとそうでなかろうと、準備できないですね。通常12月オープンで11月から準備しているにおかしいでしょう。

○矢越観光推進課長 失礼いたしました。11月中の完成を予定していたということでございます。

○山口副主査 そもそも、前任の指定管理者でもアイススケート場の準備に間に合う工事計画になつていますか。

○矢越観光推進課長 前指定管理者でいきますと、2週間程度あれば準備ができるということありますので、11月中の完成であれば間に合うということになります。早いときで12月1日からのオープンもありましたけれども、気候によって12月中旬や下旬になつたりというのはあります。

○山口副主査 指定管理者募集の段階で、この工事の予定は、指定管理者候補の方々に伝わっているものですか。

○矢越観光推進課長 この工事については伝わっておりません。

○山口副主査 伝わっていない。分かりました。

○福田委員 指定管理者がやるのはいいんですけども、どこがリードしているのか、どこが指示するのかと思っていました。

資料88ページの意見・留意事項等は、監査の方が書かれた内容だと思うんですけども、「指定管理者と十分連携を図りながら」とあります。指定管理者と十分連携を図るというのが具体的に分からなかったんですけども、副主査とのやりとりでそういうことかと思いました。90ページでも、全く同じ文章が意見・留意事項等に書いてあります。そのまま移行しただけの

文章で、1字違わず置いてあるんです。

私たち議員というのは、県民の立場に立って県政のチェックを図るんですけども、先ほどの答弁を聞いてみると、「指定管理者が、指定管理者が」と全て持つて行かれるのは、考えを変えないといけないと思いますよ。私たちが指定管理者に指示するんだというぐらいの強い気持ちで持つていかないと変わらないと思います。それが、「指定管理者と十分連携を図りながら」という監査の意見ではないかと思いますけれども、参考にしてください。

○児玉商工観光労働部長 福田委員がおっしゃる御意見というのは、ごもっともなことだと考えております。指定管理者制度というもので、県民の皆様に広く利用していただく公の施設の管理や使用許可といったものまで含めて、指定管理者の方にお願いするものなんですけれども、指定管理者の選定に当たりましては、当然、こういう条件で公募しますといったものも議会に御報告しながら、最終候補者はこのように決定いたしましたので、この方を指定管理者にお願いいたしますということも議会のほうに御説明しています。

県民の皆さまが利用される施設だからこそ、きちんとそういったプロセスを踏みながら指定管理者を決定し、しっかり利用していただけるようとするということが大事でございます。そこで、県が指定管理者と十分連携しながら、かつ、まさに委員がおっしゃいましたけれども、管理そのものは指定管理者にお願いするんですけども、施設のあり方や十分な活用を図っていきましょうというものは、県がしっかり考えてやらないといけないことだと思っています。

福田委員が御意見いただいたことにつきましては、我々もしっかりと肝に銘じて、今後もしっ

かり連携等を図つていきながら、県民の皆様が利用するところで不自由がないように、万全を期してまいりたいと考えております。

○山口副主査 しつこくて申し訳ないんですけども、えびの高原のレクリエーション施設の件については、一定程度理解させていただきました。

県営国民宿舎特別会計のほうですけれども、監査委員の指摘を見る限りだと、具体的に何が連携できなかつたのかが読み取れませんでした。繰越しが大きくあるわけでもなく、不用額が出てくるのは当たり前というか、執行残なのであるのだろうと思うんですけども、具体的に何を指摘されたと担当課は理解されていらっしゃるんですか。

○矢越観光推進課長 利用者のさらなる確保などはもちろんですけれども、定例的なミーティングなどといった本課と※前指定管理者との連携部分がもう少しあつたほうがいいのではないかというようなところが、連携についての指摘と受けとめております。

○山口副主査 国民宿舎に対しても、指定管理者が令和6年度から変わっているのではないでしょうか。アイススケート場と同じ、小林まちづくり株式会社に変わっていますよね。前指定管理者との連携部分というものは、令和6年度の指摘に当たらない気がするんですけども、そこはいかがでしょうか。前指定管理者とあまり協議できていないということを、既に管理者が変わっているにもかかわらず、そこを監査で指摘をされたと担当課は認識をされている。

○矢越観光推進課長 大変失礼しました。訂正させていただきます。

指定管理者が指定管理初年度ということもあ

※このページ右段に訂正発言あり

って、なかなか厳しい国民宿舎の状況が続いていますので、本課も指定管理者と一緒にになって、利用者増のための取組等を行ってくださいというようなところだと考えております。

○内田主査 今の答弁は、前指定管理者ではなくて本課との連携ということ。

○山口副主査 現指定管理者ですね。

○内田主査 現指定管理者と本課との連携。

○山口副主査 分かりました。

○河村商工政策課長 私の発言で、山口副主査に、前指定管理者との兼ね合いでと答弁させていただきましたけれども、ほかの事業と勘違いをしておりまして、訂正させていただきます。答弁については、観光推進課長のとおりでございます。

○内田主査 ほかにはないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 では以上をもって、商工観光労働部第2班の審査を終了いたします。

執行部入替えのため休憩させていただきます。
暫時休憩いたします。

午前10時53分休憩

午前10時59分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

昨日からの各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が終了しましたが、執行部の皆様から御発言等ございませんか。

○今村企業立地推進局長 昨日、内田主査より御質問がありました、企業からの相談件数につきまして、しっかり整理してお答えできなかつたと思いますので、改めてお答えしたいと思います。

電話やメールなどによる企業等からの立地に係る相談や問合せにつきましては、全て丁寧に

対応しておりますが、特に本県への誘致実現性のある企業に対しては、改めて企業訪問を行っております。その令和6年度の実績は延べで457件ございました。このうち先方の企業から情報提供の了解を得た上で、市町村に情報提供を行ったり、市町村と同行訪問を行った企業数は15件でございます。

今後につきましては、企業から相談を受けた企業の数、業種、相談内容等に係る情報をしっかりと分析して、見える化した上で、市町村にも情報を共有し、市町村の今後の企業誘致活動の参考にしていただくとともに、企業から情報提供の了解をいただいた案件につきましては、市町村とも密に連携、情報を共有しながら、誘致活動を行ってまいりたいと思います。

○内田主査 私の質問だったということで答弁いただきましたが、企業立地推進局において、課から局に変わったのだから、府内もしっかりと統括して、企業の窓口となるというスタンスだったと思いますし、市町村の最新の受入状況や体制といった情報もしっかりとキャッチしてほしい。企業からも3年、5年、10年スパンとかの話が来ていると思いますので、企業立地推進局の担当の方も2~3年で交代というようなことではなく、本当は担当の方がずっといらっしゃるのが、企業側としても安心感があるということも感じているところです。知事の目玉政策だと思いますので、府内での横断的な取組として、しっかりと成果を出していただけるように努めていただきたいと思っております。

九州の中でも、宮崎県は本当にポテンシャルが高い地域なので、そのチャンスを逃さずやっていただきたいです。現在は九州最下位であるように感じますが、是非とも成果をしっかりと出していただいて、相談いただいたところの成功

率をしつかり高めていただけるように、花形の部署だという意識で取り組んでいただきたいと思います。是非とも、県土の均衡ある発展のために、努力していただきたいと思って質問させていただきました。

それでは、商工観光労働部の決算全般について質疑はありませんか。

○山口副主査 聞き忘れていました。資料104ページの「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」についてです。

2,300万円くらい使っていらっしゃいますけれども、どのようなものに使ったのか、内訳を教えてもらえますか。

○牧国際・経済交流課長 「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」の中身といたしまして、記念式典への参加ということで、知事を筆頭に県関係者、議会、関係企業、一般参加者も含めて総勢350名で行ったんですけども、その参加費用をここで組んでおります。そちらがこの事業のメインの費目となっております。

○山口副主査 もう少し細かく、金額まで含めて教えてください。参加費用という丸め方ではなくて、航空券代だとか、式典参加に当たって別に出したのかどうかとか、そのあたりが少し気になっています。

○牧国際・経済交流課長 予算額といたしましては……。少々お待ちください。

○内田主査 暫時休憩します。

午前11時7分休憩

午前11時8分再開

○内田主査 再開いたします。

○牧国際・経済交流課長 大変失礼いたしました。見間違えておりました。

事業費のうち、知事をはじめ職員分の旅費と

いうことで1,560万円ほど見ております。1,559万円が当初予算額でございました。それ以外といたしましては、事務費として、訪問先への様々な記念品などの物品購入費用等を174万円ほどとしております。今回の訪問団にアルゼンチンやパラグアイなど、ブラジルに限らず周辺の県人会にも表敬訪問を含んでおりましたので、それぞれの訪問先に対する贈答品等も含んでおります。それ以外の事務費といたしまして、送料や国際電話利用料、現地ガイドの借上料となります。

それから委託料を360万円計上しておりますが、これは現地アテンドの委託をお願いしております、380万円ほどを一式として計上しております。

それから、ブラジル宮崎県人会では、この75周年記念式典を開催するに当たっての財源がないこともありますので、周年事業を開催するためのブラジル宮崎県人会の事業費として400万円を計上しております。

○山口副主査 参加費で1,500万円、記念品で170万円、現地アテンドで360万円、ブラジル宮崎県人会で400万円と足していくと、決算額を超えていきませんか。

○牧国際・経済交流課長 読み上げたのは予算額でありますけれども……。

○山口副主査 予算額ではなくて決算額。

○牧国際・経済交流課長 当初予算の合計では2,600万円で組んでおりまして、その後、決算時点の予算額は2,300万円ということです。多少の補正減と執行残を残して2,200万円の執行ということです。決算額のほうですね。

○山口副主査 決算額で話していただくと。

○牧国際・経済交流課長 少々お待ちください。

○内田主査 暫時休憩します。

午前11時12分休憩

午前11時18分再開

○内田主査 再開いたします。

一旦、ほかの項目に移りたいと思います。

○山口副主査 商工観光労働部だけでなく全体にも言えることですが、主要施策の成果に関する報告書について、丁寧にまとめていただいていると思います。各事業の目標値は定めてらっしゃると思いますが、それがこの報告書の中では見切れないところがあります。目標に対して事業の実績がどうだったのかが見られるようになってくると、事業に対する評価という点で審査がしやすいと思っています。これは全体に関わってくる話だと思うんですが、ぜひそういう見せ方というところも検討いただきたいと思っています。これはあくまで要望なので、答弁は要りません。

最後のほうで、施策の成果等及び今後の方向性のところに、いろいろと目標値を出していたいいますが、事業ごとの成果目標というものもあると思います。せっかく定めているのであれば、そういうものも見えるような形でつくっていただけたとありがたいと思います。

○日高委員 以前の決算特別委員会では、成果説明書とか聴取書はあったはずですよ。こんな分厚いものが議員に配られたはずです。先ほどの山口副主査の質疑は、それがあれば分かる話だったんです。（「データではある」と呼ぶ者あり）それにも内訳は載っていない。細かい内訳が最近まであったんです。各事業による成果説明書はないでしょう。（「議案書にあった」と呼ぶ者あり）議案書。これに載っていない。

○内田主査 暫時休憩いたします。

午前11時21分休憩

午前11時23分再開

○内田主査 再開いたします。

今の質疑についての答弁は要らないということで、こちらからも財政課のほうなりに申入れをしておきたいと思います。

○岩切委員 商工観光労働部の業務は本当に多種多様で広範なものだと理解しております。それで、県内の人や企業や営みの中で出てくる発想というか、企画を情報収集している状況だと思うんです。先ほど企業立地推進局の質疑答弁がありましたけれども、どこかでそれが詰まつたりすると悲惨なことになってしまふ印象を受けました。

皆さんの手元にもパソコンがございますが、様々な情報がどこかに一斉に集まるような部としての情報管理みたいなものは構築されていないのかを感じたところです。どこかの企業がこう言ったというのは、ある課では参考にならない話でも、ほかの課では参考になるというのが、もしかしたらあるんじゃないかと思うんですが、そういったものは商工観光労働部では構築されていらっしゃらないのでしょうか。

○児玉商工観光労働部長 県だからこそ様々な情報を入手できですし、利害関係等関係なく、その情報を市町村と共有できるというのは、県だからこそ、公益的な団体だからこそできると考えております。

例えば、企業立地の関係ですと、市町村の企業立地の担当者と年に複数回の会議等を開いて、そこで情報共有しており、そこでは本音ベースでいろいろなことを話しています。市町村単位になると、なかなか難しいところもあるんですが、そこは県だからこそできるところです。ただ、今までそこが十分できていたかというと、昨日と今日の質疑の中で、ある程度の統計的な

処理をしたものを情報共有することなどは不十分だったのかなと反省しております。そこは今後、しっかり改善していきたいと思っています。

それと、観光関係につきましても、宮崎県観光協会の総会等で市町村の観光協会と意見交換をしておりまして、そこで情報共有を図っているところです。また、産業関係といいますと、各産業団体や各事業者との意見交換等もございます。

当然、相手方に御了解をいただいた情報の範囲内ということになりますが、広範囲な情報を収集できる県の立場だからこそ、市町村としっかり情報共有を図って、それが県全体の発展につながるような取組をしっかりとしていくべきだと思います。そこは今後もしっかりやっていきたいと思いますし、職員一同、それぞれ意識して取り組んでいただくように指導してまいりたいと考えております。

○岩切委員 部長がおっしゃったように、部内で集められた情報は共有されることが適當だと思うんですが、それをもう少し碎いて、例えば、商工政策課が得た情報を企業立地課に、発展してきている機器を使って共有できるか否か。集まって議論すると、どうしてもそれぞれがフィルターをかけてしまい、貴重な情報をセレクトするじゃないですか。それよりも、全ての情報——こんなことやあんなことがあったというものを互いに共有されていくことのほうが、今から先の情報共有という面では大事になってくるのではないかと思います。捨てられた情報こそが非常に貴重な情報だったということがあるのではないかと思いました。

これから先、商工観光労働部の仕事はどんどん広がっていくように感じていて、そのあたりがうまくシステム化されるといいと感じま

した。情報共有いただいて、漏れなきよう、そこからまた県から市町村に出て行くときのやりようもあると思いますので、是非よろしくお願いします。

○日高委員 私は、昨日と今日の審査をまとめたものを用意しました。

企業誘致では、予算に対して雇用が十分に図られたのかをしっかりと数値で検証していただきたいというのが一つあります。

それと、若者や女性の県外流出が続いているわけであって、効果的な人材定着の施策が十分に取られているのか、決算からどういった課題が見えてきたのもしっかり考えてもらいたい。

そして、一番は、コロナ禍以降は観光客数が若干回復傾向にありますが、観光消費単価の伸びが弱い。決算をしっかりと分析して、令和8年の施策にどう反映できるかが大変重要ではないかと思います。

この3つを私は考えたので、まとめて部長に答えていただければと思います。

○児玉商工観光労働部長 企業誘致については、立地を促進するということの目的は、当然、県内雇用をたくさんつくっていくことあります。補助金自体は実績払いということで、雇用されたものに応じた補助金を支払っているところですけれども、雇用実績についてはしっかりと把握して検証していきたいと思います。また、良質な雇用を生み出せるような立地企業の誘致にしっかり取り組んでいくべきと考えております。

女性や若者の県内定着については、人口減少対策ということでしっかりと取り組んでいくべき事項だと思います。私どもも若者の県内定着に向けては、大学生の県内定着ということで、以前は大学3・4年生を対象にしてやっていましたが、今年度から大学1・2年生も対象にした、

いろいろな企業の情報を伝える場をつくりました。また、高校生などを対象にした、宮崎県内の企業を知る機会をつくる取組もやっているんですが、教育委員会も同じような取組を意識していただいているところです。

一番大事なのは、魅力的な職場をつくっていくことです。どのような働く環境を女性や若者が求めているのか。福田委員から昨日御指摘もいただきましたけれども、やはり働く時間です。短い時間でそれぞれの個人の事情に合わせた働き方を望まれているというところも、当然ニーズとしてあるわけでございます。そういうところは、我々もいろいろな事業者や労働関係団体と話しをした際に、多様な働き方が求められているということを伺っておりますので、そこはしっかりと取り組んでいきたい。県内定着にそこが役立っているのかという視点は、本当に大事だと思っております。

最後に、観光関係ですけれども、昨年度の実績について言うと、宿泊客数の伸びが期待できるようなところまで至っていなくて、コロナ禍前にまだ戻っていないというようなところです。コロナ禍前に回復するというのは、あくまでも本県の目指すところの通過点であって、やはり我々はそれ以上を求めていくべきだと思っています。そのために、K U R O K I R I S T A D I U Mであったり、国際水準の大会が誘致できるようなテニスコートの整備を進めているところでございます。本県にとっての新たな武器と申しますか、誘客を図る上でそのような整備を進めているからには、そこをしっかりと生かして誘客していくのが我々の仕事だと思っています。

そうしていく中で、宿泊客が増えないと1人当たりの観光消費額は伸びませんので、宿泊客

の増加に向けた取組というの大事だと思ってます。今年の1~6月の期間で見ますと、昨年よりは回復傾向にはあると考えているんですが、途中で予言の関係がございまして、5~6月は少し厳しい状況もありました。これまで体験型観光や県内を周遊してもらう取組などをしてきており、一定の成果が出てきているんですけども、そこで満足することなく、どういったものをやれば観光消費額をもっと上昇させられるのかということは、委員御指摘のとおり、しっかり取り組むべき事項だと考えております。

○日高委員 本当に通過点ですよね。通過点といういい言葉をいただきました。来年度の予算にどれだけ部長の意向が反映できるのか、これにかかると思います。ぜひよろしくお願ひいたします。

○内田主査 それでは、先ほどの質問の御答弁はいただけますか。

○牧国際・経済交流課長 「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」についてですが、当日の式典への参加者はおよそ350名ございました。このうち、宮崎県から訪問団として行ったのが30名ほどです。このうち、県職員6人分の旅費の予算を計上しており、その決算額が1,310万3,186円になります。

需用費といたしましては、記念品等を買っております。宮崎県から参加者へのお土産もありますし、県人会活動に長年御活躍いただいた方への功労表彰といった記念品等も含めた購入で74万2,849円を決算額として計上しております。

役務費のほうですけれども、こちらも各種事務費でございます。現地借り上げのバスや国際電話で37万9,230円。それから、現地アテンドを一式で委託しておりますが、こちらのほうが414万6,000円となっております。

最後に、ブラジル宮崎県人会への補助金400万円は400万円のままとなっております。

○山口副主査 旅費の中で知事の名前は特段出ていませんでした。最初の説明では「知事を筆頭に」とおっしゃっていましたけれども、知事は含まれていないのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 当初は知事で予定していたんですが、副知事が代理で参加しております。

○山口副主査 ブラジル宮崎県人会への400万円の補助がございますが、具体的にこの式典そのものにどれぐらいの金額がかかっていて、どうして400万円なのか、どのように使われたと認識されていらっしゃいますか。

○牧国際・経済交流課長 総額のほうは控えていないのですが、積算の考え方といたしましては、ブラジル宮崎県人会の自主財源がほぼないということで、必要経費を積み上げまして、会場の借上料といった現地での事務費ということでお支助をしております。

○山口副主査 この400万円を支出するに当たって、例えば、市の祭りに対しても規則があつたり、どういったものに使ったのかは、領収書も含めて出してもらうということは往々にしてあります。今回はどういう規則にのつて400万円を支出して、その上で400万円が何に使われたのかをどのように確認しているのか、教えてください。

○牧国際・経済交流課長 当然、補助金ですのと、県の財務規則等に基づきまして補助金交付要綱も制定いたしまして、現地県人会からは、必要経費の積算を実績として報告していただいて、会計規則どおりには支払いしております。積算の内訳としましては会場借上料、ボディガードの料金、現地でのアテンド、現地の領事館とい

いますか大使館との調整といった現地での活動費用として必要なものを積算していただいて、その実績を報告していただいて、支払ったということになっています。

○山口副主査 ブラジル宮崎県人会から来た書類もあるし、確認できるということですね。

インターネットで検索すると、飲食とかも割と派手で、サンバの方が出て来たり、うちの議員が太鼓を叩かれています。個人的には、どこからその太鼓を持っていったのかと、輸送費は大丈夫かと思ったりもしているんですけども、飲食費といったものには使われていないのでしょうか。

補助金交付要綱では、補助金はどのように使われるんですか。会場費とかに使えることは大体理解しているんですけども、こういう式典だと、飲食費ですかイベント出演者のギヤラといったものにも使用可能なものですか。

○牧国際・経済交流課長 副主査御指摘のとおり、*飲食についてはこの補助の対象とはしておりません。

それから、ギャランティーが発生するようなステージものについて、ギャランティーそのものは含んでおりませんが、出演調整等に要する事務費は含めております。ギャランティーそのものは補助対象とはしていないということでございました。

○山口副主査 自主財源がない中で出したとおっしゃいますが、飲食とかも一切なく、400万円以外のものについては何かしら手出しであります。皆さんからの交付金やカンパみたいなもので成立しているということなんですか。この400万円補助した式典は全体でいくらかかったのかが分からないと判断しづらいんですけども、

※84ページに訂正発言あり

教えてもらえますか。

○牧国際・経済交流課長 全体事業費は補助実績の中では記載されておらず、必要対象経費だけの精算となっているようでございます。ただ、全体事業費の部分でいきますと、現地の企業や個人からの協賛金という形で、周年事業のほうに協賛金等を集めて開催経費に回したというようなこともありますので、県からの補助金400万円で収めたということではないということをございます。

○内田主査 大会全体の運営費は出てないんですか。

○牧国際・経済交流課長 ブラジル宮崎県人会については、補助金に関する経費だけの実績で精算を済ませているところでございます。

○山口副主査 いろいろなイベントに補助されたりしていると思いますけれども、大まかな全体事業費は把握しないものですか。このくらいの祭りだから半分ぐらいだとか、いろいろやったりすることも往々にしてあると思います。例えば、ブラジル宮崎県人会を信用している前提としても、補助金をお渡しする団体かどうかというところを判断するに当たっても、そういう実績報告みたいなものが見られるということは結構大事なことなのではないかと思うんですけれども、そのあたりはどう判断すればいいんでしょうか。見られないのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 副主査が御疑惑のとおりの部分もあるんですが、この75周年記念式典はあくまでも主催がブラジル宮崎県人会ということですので、ブラジル宮崎県人会から補助として必要な額の相談を受けて、必要な分の範囲内だけで精算を済ませたという事情がございます。

○山口副主査 事情は重々分かるんですが、そ

れは規則上、全く問題ないやり方なのかというところが審査対象になろうかと思っています。全体事業費や実施主体に対しての調査というか、交付する際の一定の基準みたいなものとして、まず全体事業費を把握する必要はないというのが全く問題ないのかということと、補助金を交付する主体として、ブラジル宮崎県人会が適切かどうかという判断は、その規則にのっとってしっかりとやれているのかどうか、結果についても担保できているのかどうかという、これらの点を教えていただけますか。

○牧国際・経済交流課長 まず補助費の支払いとしては、対象経費の部分だけの精算ということで、証拠書類等もしっかりと収集しております。精算においては必要経費についての必要書類を添付していただき、こちらでも審査しますので、問題はなかったとは思っております。

それから補助対象者の適格性につきまして、初めて補助対象とした事業者ではなく、長年の関係性を持った中でのということになります。国内では、反社会的勢力に関する誓約書を取ります。今回は海外の団体ということもありますですが、宮崎県と長年主体的な取組をしている信頼のおける団体ということで補助対象者として認定することに問題はないとの判断したということでございます。

○山口副主査 まず、全体事業費を把握しなくていいというのは、規則上そうなっているのでしょうか。手続をしっかりしたというのは重々分かっているんですけども、そもそも規則上、全体事業費は把握しなくてもいいとなっているのかどうかを確認させてください。

○鬼塚観光経済交流局長 この事業についての補助金交付要綱を設定しております、その中で対象経費を全て挙げていただいて、それが適

正かどうかというところを審査して補助金を交付している流れになっております。その補助金交付要綱自体が法規制上正しいかどうかというのは別観点になるかもしれませんけれども、県としては補助金要綱を制定しているので、適正な執行ということで考えております。

○山口副主査 設定している補助金交付要綱においては適切に判断されているが、その補助金交付要綱自体が通常と照らし合わせて適正かどうかの判断をしていない可能性もあると聞こえます。そうなってくると、どの事業でも適当に補助金交付要綱をつくれてしまうので、おかしな話になってしまいますよね。

○鬼塚観光経済交流局長 この要綱については、財政当局も含めて審査しておりますので、県として適正だと考えております。

○山口副主査 分かりました。

○内田主査 そのほかはないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、以上をもって商工観光労働部を終了いたします。

執行部の皆様、昨日、今日とお疲れさまでした。

続きは、午後1時再開でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、午後1時から再開いたします。

午前11時53分休憩

午後0時56分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

県土整備部の審査は2班体制で、71分間の説明時間となっております。昨日、今日と熱心な審議をさせていただいているところですが、本日、審査が終わるように努めたいと思っており

ますので、よろしくお願いいいたします。

それでは、令和6年度決算について、部長の概要説明を求めます。

○桑畠県土整備部長 説明に入ります前に、お詫びを申し上げます。

さきに提出しておりました令和6年度主要施策の成果に関する報告書に誤りがございました。大変申し訳ありませんでした。別紙でお配りしております訂正表で内容を着席して御説明いたします。

訂正箇所は、令和6年度主要施策の成果に関する報告書の506ページになります。

訂正前の表、「木造住宅耐震化緊急啓発」の一番右の欄、下線を引いております決算額の令和5年度からの繰越額が2,390万1,000円とありますが、正しくは訂正後の表に記載のとおり2,171万1,000円でございます。これに伴いまして、表の一番下の合計欄にも修正が生じております。

なお、タブレットのデータとお手元にお配りしております委員会資料につきましては、訂正した数字を記載しております。

それでは、令和6年度の決算につきまして御説明いたします。

まず、総合計画の体系表に基づきまして、主要施策の成果について御説明いたします。

決算特別委員会資料の3ページを御覧ください。

この施策体系表は、「宮崎県総合計画2024」における分野別施策について県土整備部が所管いたしますものを記載したものであります。

まず、「くらしづくり」の分野についてであります。

施策の1つ目、「自然・環境にやさしい社会づくり」では、県民との協働による河川・海岸

の環境美化・保全活動を推進し、良好な自然環境・生活環境の保全に取り組んだところであります。

2つ目の、「安心で快適に暮らせる社会づくり」では、美しい宮崎づくりの推進や都市公園の整備、県営住宅の建て替えや改修を行うなど、快適で人にやさしい生活・空間づくりに取り組みますとともに、街路整備などにより、まちづくりと一体となった道路の整備を進め、持続可能な地域交通網の構築に努めたところであります。

3つ目の、「安全な暮らしが確保される社会づくり」では、3～5ページにかけまして、河川の改修・急傾斜地の崩壊対策など、台風や地震・津波等による災害を防止・軽減するための対策を実施しますとともに、建設産業における担い手の確保・育成やDXの推進、住宅の耐震化に関する啓発や支援を行うなど、災害に強い県土づくりに取り組んだところであります。また、通過路の歩道整備や区画線・ガードレールの設置を行うなど、交通事故のない社会づくりに努めたところであります。

次に、5ページ中ほどの「産業づくり」の分野におきまして、「経済・交流を支える基盤の整備」では、国や鹿児島県とともに整備を進めてまいりました都城志布志道路が、今年3月に計画から30年を経て念願の全線開通を迎え、都城市を中心とした南九州県域の広域的な道路ネットワークが形成されたほか、細島港など重要港湾の整備等を進め、「広域交通・物流ネットワークの整備・充実」に取り組んだところであります。

次に、令和6年度決算について御説明いたします。

6ページを御覧ください。

表の一番下の段になります。一般会計と特別会計を合わせました予算額は1,610億5,504万5,277円、支出済額は1,002億5,373万7,553円であります。翌年度繰越額につきましては、明許繰越が565億6,158万4,965円、事故繰越が25億7,855万349円、不用額が16億6,117万2,410円となっております。

執行率につきましては62.2%で、翌年度繰越額を含めますと99%となります。

次に、9ページを御覧ください。

監査における指摘事項等につきましては、3件の指摘事項と4件の注意事項がございました。また、別冊の令和6年度宮崎県歳入歳出決算審査意見書におきまして、1件の審査意見がございました。決算に関する詳細につきましては、担当課長から御説明いたしますので、よろしくお願ひいたします。

○内田主査 部長の概要説明が終了いたしました。

これより、管理課、用地対策課、技術企画課、盛土対策課、道路建設課、道路保全課、高速道対策局の審査を行います。

令和6年度決算について各課の説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

○小蘭管理課長 管理課の決算について御説明いたします。決算特別委員会資料の11～12ページが当課の事項別の説明資料です。

まず、11ページを御覧ください。

表の一番上の段、管理課の計でございますが、令和6年度の決算額は、予算額19億4,548万2,000円に対しまして、支出済額19億546万7,123円、不用額4,001万4,877円であります。なお、執行率は97.9%です。

次に、各会計の目における執行率が90%未満のものはございませんので、不用額100万円以上について御説明いたします。

なお、この後の各課の説明におきましても、各会計の目における執行率が90%未満のものと、不用額が100万円以上のものについて御説明させていただきます。

資料11ページの上から4段目、（目）土木総務費ですが、不用額が3,758万6,082円となっております。主なものは、下にあります給料、職員手当、共済費の人事費でございます。これは、職員費で支出を予定しておりました人事費を、公共事業に係る事務経費である公共事務費での支出に振り替えたことによる不用でございます。

次に、12ページを御覧ください。

上から5段目の（目）建設業指導監督費です。不用額が242万8,795円となっております。主なものは、建設業の許可や建設産業振興に関する委託料の執行残でございます。

決算については、以上でございます。

続きまして、主要施策の成果につきまして御説明いたします。

主要施策の成果につきましては、それぞれ一番下の中央と右にページが記載されてございます。右下に記載の決算とついたページで御説明させていただきます。この後の各課の説明も同様でございます。

それでは、右下決算13ページの「（1）災害に強い県土づくり」に係る事業でございます。表の事業名「建設業指導」では、建設業法に基づく建設業許可や、公共事業を受注しようといった場合に必要な経営事項審査、あるいは法令遵守等に関する指導・監督等を行ったところでございます。許可件数等の実績につきましては記載のとおりです。

14ページを御覧ください。

表の一番上、「みやざき建設産業経営基盤強化支援」では、建設事業協同組合等が会員に対して行います融資の原資となる資金を貸し付けますとともに、県内3か所で建設業者に対する法令遵守等の研修会を開催したところでございます。

次の「未来へつなぐ建設産業担い手確保・育成支援」では、従業員の技術力向上に向けた資格取得等に取り組む建設業者等に対する支援を行いましたほか、建設産業担い手コーディネーターを配置し、高校生を対象とした現場見学会や就業体験の実施、また建設ICTに係る研修会を開催いたしました。さらには、建設産業に特化したポータルサイトにより、建設産業の魅力を幅広い世代に向けてPRしたところでございます。

15ページを御覧ください。

表の一番上、「建設技術者事務効率化アドバイザー緊急派遣」では、建設技術者の事務作業をサポートする人材の育成を図りますため、さきの常任委員会でも御説明させていただきました建設ディレクター研修を実施したところでございます。

次の、新規事業「建設産業外国人材定着支援」では、外国人が抱える就労への不安等を解消するため、先ほど御説明しました建設産業向けのポータルサイトに特設ページを作成いたしまして、外国人材受入企業の情報等を発信いたしましたほか、建設産業で働く外国人向けの相談窓口を設置したところでございます。

なお、この相談窓口につきましては、これまで各部局でそれぞれ設置しておりましたが、今年度より総合政策部に窓口を一本化し、利用者の利便性向上、あるいは支援の充実を図ってお

るところでございます。

次に、16ページを御覧ください。

以上、御説明いたしました取組を通じまして、Ⅱの今後の方向性になりますが、引き続き関係団体等との一層の連携強化を図りながら、建設産業の魅力向上とPRに努めまして、将来の担い手の確保・育成につなげてまいります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○前村用地対策課長　用地対策課の決算についてまして御説明いたします。

決算特別委員会資料17ページを御覧ください。

当課は、一般会計と特別会計がございます。

まず、一般会計についてありますが、上から2つ目の段、一般会計の合計欄を御覧ください。

令和6年度の決算額は、予算額5億6,677万8,781円に対しまして、支出済額3億2,820万9,337円、翌年度繰越額2億875万1,038円、不用額2,981万8,406円となります。執行率は57.9%、翌年度への繰越額を含めますと94.7%となっております。不用額100万円以上のものにつきましては、上から5番目の（目）土木総務費2,981万8,406円ですが、その主な理由は、公共用地取得事業特別会計における事業費の確定に伴い、一般会計からの繰出しが不用となったことによるものであります。

次に、18ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計についてであります。

一番上の段、特別会計計の欄ですが、令和6年度の決算額は、予算額8億4,238万723円に対しまして、支出済額6億414万6,415円、翌年度繰越額2億875万1,038円、不用額2,948万3,270円となります。執行率は71.7%、翌年度へ

の繰越額を含めますと96.5%となっております。

不用額100万円以上のものにつきましては、上から4段目の（目）土木総務費2,948万3,270円でありますが、その主な理由は、国道218号五ヶ瀬高千穂道路工事及び蘇陽五ヶ瀬道路工事の事業費の確定に伴い、不用となったことによるものであります。

17ページの一番上の段、用地対策課計の欄を御覧ください。

一般会計と特別会計を合わせました当課の決算は、予算額14億915万9,504円に対しまして、支出済額9億3,235万5,752円、翌年度繰越額4億1,750万2,076円、不用額5,930万1,676円となります。執行率は66.2%、翌年度への繰越額を含めますと95.8%となります。

次に、20ページを御覧ください。

公共用地取得事業特別会計における歳入につきまして、上の表の一番下の段、歳入合計の欄を御覧ください。令和6年度は、予算現額8億4,238万723円、収入済額6億441万7,803円で収入未済はございません。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

21ページを御覧ください。

公共事業用地取得の推進でありますが、これは公共事業の円滑な推進のため、特別会計において公共用地の先行取得を行うものであります。

令和6年度は、国道218号の五ヶ瀬高千穂道路工事、蘇陽五ヶ瀬道路工事などの先行取得を行ったところであります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○植村技術企画課長　技術企画課の決算について御説明いたします。

資料の23ページを御覧ください。

一番上の段、技術企画課計の欄のとおり、当課の令和6年度決算額は、予算額5億1,518万5,285円、支出済額4億4,509万2,760円、明許繰越額6,329万2,419円、不用額680万106円であります。

執行率は86.4%ですが、翌年度への繰越額を含めると98.7%となっております。

次に、不用額が100万円以上のものについて御説明いたします。表の上から4段目の（目）土木総務費を御覧ください。

不用額が680万106円となっておりますが、これは、主に盛土対策課の分任の「盛土防災総合推進」において、執行額が生じたものであります。盛土対策課の事業費に係る決算額につきましては、後ほど盛土対策課長より御説明いたします。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の24ページを御覧ください。

「（1）災害に強い県土づくり」についてであります。表の「インフラDX推進」であります、これはデジタル技術を活用し、建設産業における生産性向上や担い手の育成・確保を図るため、民間技術者や産業開発青年隊を対象に、ICT活用工事に関する研修等を実施したものであります。

また、令和6年度に検討した土木の分野で情報連携を実現する台帳等管理システムの構築業務に取り組んでおり、令和7年度に事業費1,570万円を繰り越しております。

今後は台帳等管理システムの構築や研修内容のさらなる充実等を通じて、建設業の生産性向上や業務の効率化・迅速化を図ってまいります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○前田盛土対策課長 盛土対策課の決算について御説明いたします。

資料の26ページを御覧ください。

盛土対策課の事業につきましては、環境森林部、農政水産部、県土整備部の3部から予算の分任を受けて事業を行っております。そのため、今から御説明します決算額は、3部の分任額を合算した金額となっており、そのうち、県土整備部分につきましては、技術企画課経常予算の内数になります。

それでは、一番上の段、盛土対策課計の欄を御覧ください。

当課の令和6年度決算額は、予算額1億9,130万1,772円、支出済額9,385万1,786円、明許繰越額8,644万9,986円、不用額1,100万円であります。執行率は49.1%ですが、翌年度への繰越額を含めると94.2%となっております。不用額1,100万円につきましては、表の上から4段目の（目）農地調整費、表の下から4段目の（目）治山費、ページが変わりまして次の27ページ、表の上から3段目の（目）土木総務費の合計で、全て「盛土防災総合推進」の執行残になります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の28ページを御覧ください。

「（1）災害に強い県土づくり」についてであります。表の「盛土防災総合推進」であります、これは盛土規制法に基づき、規制区域の指定に必要な基礎調査等を実施したものであります。昨年度の補正予算でお願いした事業で、繰越しのため完了しておりませんが、危険な盛土等の対策として、県全域の既存盛土等の危険性を把握するための調査等を実施しております。

今後は、盛土等による災害を未然に防ぐために、関係機関との情報共有を行う体制を整備す

ることで、盛土規制法の適切な運用に取り組んでまいります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○椎葉道路建設課長 道路建設課の決算について御説明いたします。

資料の30ページを御覧ください。

表の一番上の段、道路建設課の計であります
が、令和6年度の決算額は、予算額が413億
7,151万4,790円、支出済額が243億7,975万1,654
円、明許繰越額が160億4,717万6,000円、事故繰
越額が9億3,620万7,081円、不用額が838万55円
で、執行率が58.9%、翌年度への繰越額を含め
ますと99.9%となっております。

続きまして、下から4段目になります（目）
道路新設改良費を御覧ください。

不用額が809万9,148円となっておりますが、
これは主に国庫補助事業が確定したことに伴う
不用額であります。また、不用額の右側、執行
率が56.7%となっておりますが、これは翌年度
への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御
説明いたします。

32ページを御覧ください。

「直轄道路事業負担金」であります。この事
業は、国が整備をしております国道10号ほか
1路線5工区の整備費の一部を県が負担したも
のであります。この事業におきまして、道路改
築のほか、交通安全対策等が実施されたところ
であります。

33ページを御覧ください。

次に、「公共道路新設改良」であります。
この事業は、主に国の補助金や交付金を活用して、
国道や県道の改良を行う事業であります。主な
事業内容等の欄を御覧ください。道路改築の状

況でございますが、一般国道では国道327号ほか
7路線20工区の整備を行い、610メートルの供用
を開始し、また、地方道では宮崎西環状線ほか
45路線64工区の整備を行い4,040メートルの供用
を開始したところであります。

35ページを御覧ください。

I、施策の成果等であります。

①にありますように、国の直轄事業におきま
しては、国道10号などのバイパス整備や防災対
策事業等が進められたところであります。令
和7年2月には都城志布志道路の都城インター
チェンジから乙房インターチェンジまでの区間
が開通したところであります。

また、②にありますように、県境の道路整備
により物流の活性化を図るため、国道447号真幸
バイパスの整備を推進したところであります。

また、③にありますように、中山間地域等の
産業、生活を支援するため、西臼杵地域の竹田
五ヶ瀬線などの整備を進めてきたところであり、
令和6年12月には五ヶ瀬町の竹田五ヶ瀬線土生
工区の供用を開始したところであります。

II、今後の方向性の欄を御覧ください。

本県の道路改良率は67.6%にとどまっており、
さらなる整備を図る必要があると考えております。
今後も必要な予算の確保に努め、整備を推
進し、道路ネットワークの構築に取り組んでま
いります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、
特に報告すべき事項はありません。

○大部園道路保全課長 道路保全課の決算につ
いて御説明いたします。

資料の36ページを御覧ください。

ページの一番上の段、道路保全課計に記載し
ておりますとおり、令和6年度決算額は、予算
額が276億3,107万6,292円に対しまして、支出済

額が175億1,453万4,700円、明許縲越額が100億490万8,470円、事故縲越額が1億209万2,900円、不用額が954万222円であります。執行率は63.4%、翌年度への縲越額を含めますと99.9%となっております。

次に、上から4段目の（目）道路橋梁総務費でございます。不用額が953万9,959円となっておりますが、これは主に道路台帳修正業務に要する経費等の執行残によるものであります。

37ページを御覧ください。

上から4段目の（目）道路維持費でございます。執行率が62.2%となっておりますが、翌年度への縲越しによるものであります。

次に、38ページを御覧ください。

中ほどの（目）橋梁維持費でございます。執行率が58.4%となっておりますが、これも翌年度への縲越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

資料の39ページを御覧ください。

「（1）快適で人にやさしい生活・空間づくり」についてであります。

表の「沿道修景美化推進対策」でありますが、これは空港、港湾、駅などの主要な交通の玄関口と、県内の主要な観光地などを結ぶ路線である沿道修景美化推進路線等において、花の植栽や除草などを行ったところであります。

40ページを御覧ください。

「「みやざきの道」愛護ボランティア支援」であります。これは地域住民等が行う道路美化や草刈り活動に対しまして、活動用具や活動奨励金の支給を行ったところであります。

次に、41ページを御覧ください。

I、施策の成果等でありますが、①にありますように沿道修景美化推進路線への重点的な植

栽等の実施により、沿道の修景美化を図ったところであります。引き続き効率的な沿道修景美化に取り組んでまいります。

②の地域住民等が行う道路愛護活動につきましては、延べ参加人数が5万4,300人余となり、また「「みやざきの道」愛護ボランティア支援」による協定締結団体数は、目標に対して順調に増加しているところであります。

次に、42ページを御覧ください。

「（1）災害に強い県土づくり」についてであります。引き続き43ページを御覧ください。

「公共道路維持」でありますが、この事業は、国の補助金や交付金で実施する事業であり、橋梁補修をはじめ、のり面の防災対策や舗装補修などを行ったところであります。

45ページを御覧ください。

I、施策の成果等でありますが、主に国庫補助事業等で実施している緊急輸送道路の防災対策や、橋梁の老朽化対策については、目標達成に向けて順調に進展しているところであります。また、日常的な道路管理につきましては、道路パトロール等により不具合を把握し、速やかに補修するなど、適正な維持管理を図ったところであります。今後も引き続き必要な予算の確保に努め、効果的な事業執行を行うことで、防災対策や適正な維持管理を進めてまいります。

続きまして、46ページを御覧ください。

「（2）交通事故のない社会づくり」についてであります。

「公共道路維持」でありますが、この事業は国の補助金や交付金で実施する事業であり、歩道など交通安全施設の整備を行ったところであります。

47ページを御覧ください。

「人にやさしい沿道環境整備」であります。

区画線や防護柵の整備など、安全対策を行ったところであります。

続きまして、48ページを御覧ください。

I、施策の成果等であります。交通安全施設の整備につきましては、通学路交通安全プログラムを中心に整備を進めており、歩道整備などの安全・安心な歩行空間の確保を行ったところであります。今後も引き続き、道路管理者、警察、教育委員会などと連携し、交通安全対策の充実を図ってまいります。

最後に、監査結果報告書指摘事項につきまして御説明いたします。

49ページを御覧ください。

(3) 契約事務の指摘事項であります。

串間土木事務所におきまして、片側交互通行に伴うソーラー信号機等賃貸借契約等について、契約手続が大幅に遅れているなどが見受けられたとの指摘がございます。今後は、遅滞なく事務処理を行うよう、所属職員への周知を徹底するとともに複数職員で確認するなど、所属のチェック体制を強化するように指導し、再発防止に努めてまいります。

また、決算意見審査書につきましては、特に報告すべき事項はありません。

○山浦高速道対策局長 高速道対策局の決算について御説明いたします。

資料111ページを御覧ください。

一番上の段、高速道対策局計の欄ですが、当局の令和6年度の決算額は、予算額40億8,480万7,000円、支出済額40億8,344万4,061円、不用額136万2,939円、執行率は99.9%となっております。目の執行率が90%未満のものはございませんので、執行残が100万円以上のものについて御説明いたします。

表の上から4段目、(目)道路橋梁総務費で

ありますが、不用額が136万2,939円となっております。これは、主に下から3段目の備品購入費にて、公用車を購入した際に執行残が生じたものなどであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の112ページを御覧ください。

「(1)広域交通・物流ネットワークの整備・充実」についてであります。中段の表の施策推進のための主な事業及び実績を御覧ください。

まず、1段目の「高速道路網整備促進」については、各種大会の開催などや、国及び関係機関への要望活動に関する経費ですが、令和6年度の実績は、各種大会などが20回、要望活動が16回となっております。また、九州中央自動車道に関する用地国債を活用した用地先行取得分の繰出金を公共用地取得事業特別会計へ支出したものであります。

次に、113ページを御覧ください。

「高速自動車国道等直轄事業負担金」については、新直轄方式で整備する区間、清武南から日南北郷及び直轄方式で整備する日南・志布志道路などの6区間、計7区間の整備に係る県の負担金であります。

続いて、施策の成果等について御説明いたします。

114ページを御覧ください。

②にありますとおり、東九州自動車道では、令和6年4月に唯一の未事業化区間であった南郷～奈留間の新規事業化など、九州中央自動車道においては、平底～蔵田間が計画段階評価の調査区間に選定されるなど、事業が進捗しております。今後とも沿線の自治体や民間団体等とのさらなる連携を図り、高速道路ネットワーク

の1日も早い全線開通及び暫定2車線区間の4車線化に向けて、引き続き建設促進大会の開催や、国への要望活動などに取り組んでまいります。

最後に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○内田主査 以上で、説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○日高委員 総括次長に質問しますけれども、この繰越しは適正と判断していいのかを御答弁お願いします。

○海野県土整備部次長（総括） 公共事業の繰越しについては、比較的高い金額で移行していると思っております。繰越しについては、適正に執行していくこともありますけれども、毎年災害等で年度後半に補正がつきます。災害の多い本県は、どうしてもそういう状況になってしまっているという現状がございますが、繰越し分も含めて、執行体制をしっかりと整えて、公共事業を早く適正に進めていく必要があると思っております。

○日高委員 当然、県土整備部というのは、補助金や交付金の決定によるもの、用地買収に係るもの、災害などのいろいろな要素があって、どうしても繰越しという形にならざるを得ないものもあります。そういった中でも、公共事業を1日も早く執行する努力というのは、今回の決算の中で何かされたのですか。そのあたりをお伺いします。

○小園管理課長 御質問に対して的確な御回答になるのか、若干、不安な中での御回答になりますが、委員もおっしゃっていただきましたとおり、事業を繰り越すもの、かつて補正予算があまりつかなかったころ——当初予算でしっかりと組まれていたころは、年度当初から計画を持

って事業が実施できていたと思います。ただ、近年、大規模な災害でありますとか、国土強靭化という特殊な事象に対しまして、年末、あるいは年度末にかけて補正が組されます。そういたしますと、その事業を国から内示が来て、設計などをしても、必要な工期を入れますと、どうしてもその年度で終わらない部分が出てまいります。繰越しが多い年度というのは、得てしてそういう補正が遅かったとき、あるいは大規模な災害があったときでございます。

私どもとしても、発注の工夫などをしながら、できるだけ早期の事業執行を念頭に置きながら個々の事業を進めておるところでございます。ただ、どうしても工期の都合上、やむを得ず繰り越す場合もあるということを御理解いただければ大変有り難く存じます。

○日高委員 それは理解しているんです。理解した上で、今回努力したところがあるのかを聞いているわけであります。なぜこんなことを聞くかというと、年度末に工事を一斉に発注されても工事の平準化がどうしても損なわれるからです。3月は忙しくて、4～6月は暇が出て、7～8月の暑い時期は忙しくて、例えば入札しても厳しいとかね。そんなことではいけないので、以前から工事の平準化については、予算を繰り越して、4～6月もしっかりとやっていくということでした。そういったことは継承されているのかというのが、今回の決算で再確認したかったところです。

○小園管理課長 おっしゃるとおりです。やはり事業者あっての公共事業ということになりますので、事業者に過度な負担がかからないような取組が必要と考えてございます。そういった中で、繰り越すことでの完成時期が少しづれることで、デメリットに見える分もあります

が、発注に早く取りかかるという点がございますので、4～5月、もしくは6月での発注がより可能になるという意味では、1つメリットがございます。

また、委員がおっしゃっていただきましたのはゼロ県債のことかと思います。債務負担行為によりまして、今年度のうちに何らかの事務を進めながら、来年度に工事をしていただく取組も現在させていただいております。昨年度も実施させていただいておりましたので、今後の議会でもお願いすることがあるかも分かりません。そのあたりも含めまして、平準化の取組も進めていきたいと考えてございます。

○日高委員 ゼロ県債。ゼロ県債は年々増えてきているのでしょうか。

○小藪管理課長 業者が受けける数字も一定程度見ながら発注させていただいております。平準化という観点ですので、あまり大きな増減はさせていないのではないかと考えますが、申し訳ございません。手元に数字がございませんでした。

○日高委員 私は10年ぐらい前から、ゼロ県債はどんどんやっていって、とにかく暇な時期をなくして発注していこうという話をしていました。これは技術企画課の所管ですか。

○植村技術企画課長 委員がおっしゃる平準化につきましては、年平均して大体1.0をキープするのがベストですけれども、4～6月は工事件数、稼働件数が少なくなるので、そういったところで目標値を定めて、なるべく4～6月に稼働している工事が高まるようにということでの取組となります。令和5年度の県のみの平均でいきますと、0.75ぐらいの稼働率があったり、先ほどおっしゃいましたゼロ県債につきましては、年間30億円ぐらいを申請しております。さ

らに平準化を図るために、6月定例会で繰越しを申請しております。

年々繰越し額が増えておりまして、なるべく工期を多く取りたいということで、令和6年度に150億円程度だった繰越し申請が、令和7年度には165億円となっており、平準化を図るために早期の繰越し申請やゼロ県債を活用し、平準化が少しずつではありますが、図られているような状況ではあります。

○日高委員 多分以前もゼロ県債は30億円だったんです。平均で言っているのではないかと思います。これを増やそうとしているのではなく、30億円なら30億円くらいを設定して、それが何年も続いている状況ではないかと思うんですけれども、本当だったらゼロ県債は必要なところだと思います。それを補正予算で上げているということでしょう、15億円くらい。

○植村技術企画課長 ゼロ県債につきましては、令和4年度が約47億円、令和5年度が約27億円、令和6年度が約32億円ということで、年度の予算に応じて若干上下はしているという状況ではあります。それで30億円前後ということです。

○日高委員 この件については分かりました。

○福田委員 資料49ページですけれども、道路保全課の指摘事項の内容を詳しく教えてください。

○大部蘭道路保全課長 この件につきましては、災害等により県道の一車線が通れなくなるということで、道路利用者の安全を確保するために信号を設置する業務になっております。

これはリース会社から信号機等を借りて設置している業務なのですけれども、今回、契約手続きが遅れた主な理由としましては、串間土木事務所の職員が4名から2名に減ったということがあります。

もう一つは、職員からリース会社に資料の提出を数回ほど依頼しましたが、リース会社も忙しかったせいか、なかなか提出いただけなくて、職員も減ったということも重なり、業務に手が回らなかつたというのが実情でございます。

○福田委員 要するに、期限に合わせるのに人手が足りなかつたということですか。

○大部園道路保全課長 リース会社を悪く言うつもりはないのですけれども、リース会社の方が規定どおり資料を出していただいたら、職員の方もスムーズに処理ができたのではないかと推察しております。

○福田委員 県のほうからの指示というのは、串間土木事務所職員とリース会社との関係のところで止まっているのですか。

○大部園道路保全課長 先ほど申し上げましたとおり、串間土木事務所の職員から数回ほど書類の提出の依頼はしておりましたが、なかなか出していただけない状況でした。職員もお願いしていたので、出してくれるだろうというところで少しブランクが空いた関係で、業務が後手に回ってしまったのかと思われます。

○福田委員 何か奥歯に物の挟まったような言い方ではないのですけれども、内容が気に食わなかつたから出さなかつたということですか。

○大部園道路保全課長 そういうわけではなく、あくまでも私の個人的な推測ですけれども、リース会社も忙しかつたのではないかと推察しております。

○福田委員 分かりました。

○日高委員 道路保全課に伺います。

のり面とかの補修をやっていますね。これは決算に関する内容か分かりませんが、年々のり面工事が減っているといううわさがかなり流れています。割合としてはどのくらいずつ、年々

減っているのでしょうか。

○大部園道路保全課長 県土整備部におきましては、道路保全課も含めてほかの事業課も、のり面工事をしているところでございます。ちなみに、道路保全課につきましては、10億円程度で推移している状況でございます。昨年度は新規工区等の立ち上げがありまして、調査設計のほうに予算を取られた関係で若干減っております。

令和7年度予算のほうは昨年度より多くなっておりますので、今年度は引き続き計画的に執行してまいりたいと考えております。

○日高委員 令和6年度は調査設計に要したことでした。のり面は砂防課になるので砂防課に聞きますけれども、しっかりと調査設計を急いでやるようなことが必要かと思っております。

それと、道路愛護活動の話がありました。協定団体が年々増えているということで、いいことだと思うのですけれども、実動部隊はどれぐらいなのですか。団体を増やすことよりも、実動部隊がどれだけいるかだと思うのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

○大部園道路保全課長 草刈り活動ですけれども113団体ございまして、そのうち73団体で実績があります。約7割弱の実績でございます。

○日高委員 草刈りと言いましたけれども、これは河川パートナーシップ事業とは違うのでしょうか。一緒ですか。

○大部園道路保全課長 河川パートナーシップ事業とは違いまして、あくまでも県が管理する道路ののり面等の草刈りが対象となります。

○日高委員 そうであれば、道路保全課が出している草刈り事業はほぼ公共発注であり、ボランティアではないですね。

○大部園道路保全課長 道路保全課としましては、普段、造園業者に依頼している分とは別に、ボランティア事業として、「「みやざきの道」愛護ボランティア支援」という形で支援させていただいているところでございます。

○日高委員 河川パートナーシップ事業とこの事業の単価は違うのですか。

○大部園道路保全課長 河川パートナーシップ事業は承知しておりません。道路の場合でいいますと、100～500メートル未満の1回当たりが5,000円。上限としましては、6キロメートル以上で2回刈ったときに11万6,000円という形で支給しております。

○日高委員 メートルは分かるけれども、幅があるから面積ではないのでしょうか。

○大部園道路保全課長 幅につきましての明確な基準はなく、延長で支払うような形となります。一般的に、造園業者には幅1～2メートルの草刈りをしていただいておりますので、同様のレベルではないかと思われます。

○日高委員 単価は比べようがなさそうですね。そんなものなのですね。よく分かりました。

でも、県土整備部ですから、ある程度単価は合わせていると思うのですけれども、河川課長は次の班だから聞けばいいですから、道路保全課については終わります。

○脇谷委員 資料28ページについて、盛土対策課にお伺いします。

公共3部が予算を取ってやられていらっしゃるとは思うのですけれども、「盛土防災総合推進」の中身とすみ分けについて、詳しく教えてください。

○前田盛土対策課長 「盛土防災総合推進」につきましては、資料27ページの表の中に、既存の盛土等の基礎調査という形で入れております。

簡単に説明させていただきますと、過去に造成された盛土に対して、実際に危ないかどうか、速やかに応急対策をする必要があるかどうかといったものを調査しております。

それと、昨年度まででいきますと、規制区域の指定もありましたので、そちらのほうの調査などで費用を出しているような状況になります。

○脇谷委員 ほかの2部とのすみ分けというのはもちろんあると思うのですけれども、そちらはいかがでしょうか。

○前田盛土対策課長 基本的には3部で全て連携してやっております。それぞれが負担していくでやっていくという、分任という形を取っております。全部一緒に事業を進めていくことになります。県内ほぼ全域を規制区域にかけていますので、全体でやっていくというような形で考えております。あと、宮崎県盛土等情報管理システムというのも作っております。

基本的に公共3部の負担でいきますと、おおむね3分の1ずつで費用負担をお願いしているところです。

○脇谷委員 公共3部で3分の1ずつ応分負担をする場合、どこかが少ないとが多いとか、そういうものはあるのですか。

○前田盛土対策課長 資料26ページでいきますと、不用額につきまして、(目)農地調整費が100万円とか、(目)治山費と(目)土木総務費で500万円ずつとなっております。緊急時に応急対策工事を実施しなければならないというような場所に関しては、そういった対策費用を計上していた状況になります。

ただし、山地部と比べて農地のほうが少ないという想定をしていたという中で、その分で費用の負担割合が少し変わっている部分はございます。実績はなかったので不用残というような

形にしております。

○脇谷委員 分かりました。

○日高委員 盛土については、公共3部で盛土状況確認書を取ると思います。公共3部の中では、一番比重が重いのはどこですか。

○前田盛土対策課長 住宅関連の建てる部分で一番問合せが多くなっている状況になります。盛土規制がかなり厳しくなっていて、1メートルから許可が必要となっておりますので、住宅が一番多いという形になっております。そのため、県土整備部が一番多いというような状況になっています。

○日高委員 農地改良の部分では問合せはありますか。

○前田盛土対策課長 農地のほうでどれだけ盛土ができるかどうか、それが規制に対象になるのかということで問合せは出てきております。農地転用する場合に、土砂を盛って、さらにかさ上げをしたりとかいうのも出てきたりしますので、そういういた問合せも出てきております。

○日高委員 表土の高さが30センチというのは、農地の場合は別に出てくるのではないか。盛土対策課もかなり忙しいだろうとは思いますが、そういうものも……。

○前田盛土対策課長 農地の場合は30センチからチェックが入ってくるようになっています。ただ、農業委員会にもいろいろな協力をお願いしております、最初の振り分けとかも各市町村の農業委員会でしていただいて、その中からの情報を全て盛土対策課にいただけるように制度的に設計したところです。

○山口副主査 資料15ページの「建設産業外国人材定着支援」についてお伺いします。実績として、情報発信としてポータルサイト内に特設ページを作成とあります。ポータルサイトはビ

ルミヤのことだと思いますけれども、具体的にどのあたりを追加したのか。ワークインジャパンのところかと思っているのですけれども、ことどこを追加して、どれぐらいお金がかかったのか教えてもらっていいですか。

○小園管理課長 ホームページを御覧いただいている中での御説明ですので、ほかの委員の皆様も御覧いただいているのか恐縮ですけれども、副主査のおっしゃるとおりでございます。そちらのホームページの原案を作成いただいています。

あと、経費につきましては、相談窓口と合わせた形でやっているものですから、合計金額579万2,000円の中で対応いただいているところでございます。

○山口副主査 一括委託をしていて、相談窓口の設置と情報発信のホームページの作成というものをまとめて発注していると、内訳は分からないという理解でよろしいでしょうか。

○小園管理課長 おっしゃるとおりでございます。

委託事業としてやっておりまして、細かくて恐縮ですけれども、ホームページの原案をワードで作っていただいたものを、私どものほうでホームページ掲載をさせていただいております。そこと相談窓口の中でいろいろな話を聞く中で、そういういた情報も含めまして、ホームページに載せる原案を作成しているような事業になってございます。

○山口副主査 ちなみに、この情報発信については、誰に何を知ってほしくて行っているのでしょうか。

日本語で書いてあります。ホームページには翻訳機能もついているので、翻訳しようと思えばできるだろうとは思いますが、外国の方に読

んではないのがメインであれば、最初から外国語でもいいのではないかという気がするのですがけれども、このページは誰に何を知ってほしくて作成したのかを教えてもらえますか。

○小瀬管理課長 副主査のおっしゃるとおりです。確かに、第一義的には、県内で働く外国人の方にも見ていただきたいですし、県内での外国人の採用を希望される企業にも見ていただきたいと考えてございます。

ただ、海外に目を向けてみると、使われる言語につきましてはもう少し検討すべき点があるのと考えているところでございます。多少進行形のところがありますので、そのあたりの改善も含めまして、今後検討させていただきたいと考えてございます。

○山口副主査 続いて、技術企画課の「インフラDX推進」についてお伺いしたいと思います。

確認ですけれども、令和7年度への繰越額が1,500万円くらいあります。令和7年度の予算額が2,100万円あるという形で記載していただいているが、これは足し算をするのですか。令和7年のこの事業における予算というのは、2,100万円足す1,500万円なのか、それとも2,100万円の中に1,500万円が入っているのですか。教えていただければと思います。

○植村技術企画課長 令和6年度の繰越額が1,570万円、令和7年度の予算が2,100万円ということです。合わせて執行しても別々に執行してもよろしいですし、その業務内容によって、予算の執行の仕方についてはその都度検討しています。

○山口副主査 ということは、今年度においては3,600万円ぐらいは枠としてはあるだらうという理解をしようかと思いますが、いいですか。

○植村技術企画課長 トータル予算ではそのよ

うな形になりますけれども、この1,500万円につきましては、情報連携基盤構築のための検討業務に昨年度末に予算を充てております、こちらの業務で執行しております。

○山口副主査 関係機関との調整に日時を要したためという繰越理由になっているのですけれども、具体的にはどんな調整があったのですか。当初予算で恐らくこの額が入っていたと思います。

○植村技術企画課長 システムを作成する際に、道路台帳や河川台帳、砂防関係の施設台帳といったシステムの中に取り込むよういろいろな台帳等ございます。関係各課との調整が必要でございましたので、そういうところとの調整に日時を要したことを繰越理由として書かせていただいている。

○山口副主査 この事業は、令和5年度の1,400万円くらいから始まっていると認識していて、令和6年度に繰り越したのが1,000万円、さらに令和6年度予算も1,600万円ぐらいについて、そのうち1,500万円を繰り越しているという形で、予算の大半を繰り越しながら事業されているように感じられます。

当初に予算を上げている段階でやろうとしていることが決まっているのだから、繰り越すことを前提で仕事をしているわけではないと思うのですけれども、そんなに想定外の調整が府内での調整で生じたのですか。

○植村技術企画課長 令和5年度は、まず、今回のシステムについて、どのような情報を取り込んで、どのような機能を備えるべきかという、情報基盤の基本設計を実施しております。

さらに、その翌年度の令和6年度は、その基本設計に基づいてシステムの構築をしているところです。県土整備部で管理しております道路、

河川、砂防施設といったところの施設台帳のデジタル化がなされておりませんので、そういったところのデジタル化の作業と併せて各課と協議をしていく中で、庁内ではありますけれども、少し時間を要したということでございます。

○山口副主査 確認ですけれども、この事業が令和5年度に上がってきたときに、事業期間は令和7年度まで上がってきているようです。繰越しをされていらっしゃいますけれども、今年度にこの事業自体は完了する予定と理解していくよろしいでしょうか。

○植村技術企画課長 今年の8月からシステムの一部運用を開始しております。例えば、現場に行った際に、タブレットで道路台帳を確認しながら、地元住民の苦情や要望を受け付けて、その場で記録したりしています。そういうところで、既に一部のシステム構築が昨年度の繰越し事業で完了しております。

今年度につきましては、内容のグレードアップですか、各事務所からの意見を伺って、どういった機能を備えたほうがさらにいいかといったところの検討を加えることとしておりまして、基本的には今年度である程度の形までは完了する予定でございます。

○山口副主査 「基本的には」というのがよく分からなかつたけれども、終わるのでしょうかというところで考えていいですか。

○植村技術企画課長 ある程度までは終わりますが、その後のシステム運用や一部改修といったところが課題として残る可能性があるということでございます。

○山口副主査 分かりました。

続いて、道路保全課にお伺いしたいのですけれども、「公共道路維持」についてもかなりの額の繰越しを行われています。一定程度仕方の

ないところもあるかもしれないですが、この決算額を見ると、前年度の分を次年度でしっかりとやることに業務を取られていて、翌年度に繰り越すことが当たり前の形になってしまっているのではないかとも、表面上で読み取ってしまうところがあります。

基本的に予算を要求するに当たっては、現年度でしっかりと完了できるもの、もしくは完了する予定のものを要求しているということを大前提として、理解しておいてよろしいでしょうか。

○大部園道路保全課長 副主査のおっしゃられるとおり、基本的には当初予算案につきましては、年度内に執行させるということで考えております。

先ほど管理課長からも話がありましたけれども、近年、補正予算をたくさんいただいている関係もありますし、令和4年災や令和6年災で結構大きな災害がありましたので、その影響も多少あるかとは考えておりますけれども、適正な執行には努めていきたいと考えております。

○山口副主査 今、補正予算という話もありましたけれども、令和6年度予算額32億9,386万3,000円とありますが、このうちどれだけが当初予算でどれだけが補正予算なのか教えてもらつてもいいですか。資料46ページの「公共道路維持」になります。

○大部園道路保全課長 先ほど御指摘いただいたことについて、資料43ページにも同じ「公共道路維持」というのがありましたので、そちらのほうと勘違いしておりましたので、訂正させていただきます。

交通安全事業につきましては、用地買収などを伴う関係がありまして、どうしてもスムーズにいかないケースもございます。その関係で繰越しが増えているものでございます。

○山口副主査 資料43ページの「公共道路維持」について、どうなるか教えていただけますか。

令和6年度予算が73億円ぐらいありますが、どれだけが当初予算で、どれだけが補正予算なのか。

○大部園道路保全課長 *当初予算が50億円で、残りの23億円が補正予算というような形になっております。

○山口副主査 当初予算は50億円で23億円が補正予算。実際に使っている決算額が16億円くらいということですか。

○大部園道路保全課長 副主査のおっしゃるところです。

○山口副主査 今の話でいえば、補正が多かつたので使い切れませんという話が説明としてありましたけれども、補正額は23億円ですよね。でも当初予算が50億円あるじゃないですか。16億円しか使っていない。いろいろな事情がそれぞれあるにせよ、そこが気になっていますが、どうしてなのですか。

○大部園道路保全課長 訂正ですけれども、令和6年度につきましては、8月に台風第10号の影響で大きな災害等もありました。そういう災害対応が出先事務所で多く発生した関係で、本来より執行率が下がったということでございます。

○山口副主査 通常だともっと執行率は高いけれども、他業務が増えてしまったために、当初予算のほうに業務上回らなかつたということが、この決算の状況なのだという理解でよろしいですか。

○大部園道路保全課長 台風も含めてですけれども、この業務の中には、当然、先ほど交通安全事業でも言いましたが、用地買収とか地権者との調整とかもありますので、そういうもの

も含めまして執行率が下がったということでございます。

○山口副主査 令和6年度が特別ということなのです。今から見ますけれども、ほかの年度だと執行率はもっと高いのですか。

○大部園道路保全課長 令和6年度予算への繰越しは42億円ということで、令和6年度よりは少なくなっております。

○山口副主査 それでも40億円弱繰り越しているわけだから、恐らく同じように例年50億円とか60億円単位の当初予算はつていらっしゃるのではないかと思うのです。そのうち40億円を繰り越していますと、令和6年度については、災害とかがあったので60億円近くになりました。

増えてしまった部分については理解しなくもないところであるのですけれども、課題感として私が感じているのは、当初予算から考えて40億円とか30億円とか、そういう単位内での繰越しが常態化しているという可能性があるのではないだろうかと、そこは何とかいく努力をしないといけないのでないだろうかと思っています。

常態化しているということに対して、仕事の進め方としてやむを得ないことがあるということであれば、教えていただければ、そこは理解したいと思いますが、改善できる可能性があるということであれば、改善していくべきであろうと思っているので、指摘していきたいと思っています。何か理由があるか、部長に教えてもらえますか。

○桑畠県土整備部長 道路保全課長が申し上げましたけれども、資料43ページの令和6年度予算をおさらいいたしますと、現年の予算が73億円、このうち*当初予算が50億円、補正予算が23

*84ページに訂正発言あり

億円という構成になっておりまして、当初予算50億円のうち34億円を繰り越している状況でございます。

当初予算分についても、企業と契約させていただいて、発注といいますか、工事にはかかっているのですけれども、工事自体が終わっていないケースになります。全く執行していないわけではなく、工事は発注していますが3月までに工事が完了しなかったというものが大部分を占めているかと思います。

先ほども道路保全課長が話をしましたけれども、公共工事の品質確保の観点から、公共工事の工期を大分長く設定することになっておりまして、ある程度の規模になってしまふと、すぐ年度末を標準工期で超えてしまうというような状況がございます。そういう傾向も重なって、当初予算の繰越額が増えているという状況にございます。

補正予算については先ほど申し上げましたとおりですけれども、国土強靭化の予算が大体年度末に流れでまいります。年度内に契約できるもの、契約できないものがございますけれども、ほとんど全ての額を繰り越しているというような状況になっております。

繰越額が大きくなっているというのは現実的にございますけれども、契約ベースでは、当初予算についてはしっかりと年度内に発注しているという状況でございます。あと、工期の終期をどこに設定するかというところで、予算上の取りまとめとしては、副主査が御指摘になったとおりの状況になっているところでございます。

○山口副主査 私も少し勉強不足なところがあるので教えていただきたいのですが、契約ベースの執行率的なものはどこかに書いているのでしたか。

○小園管理課長 この資料の中には、そこまでのデータは掲載していないと思います。

○山口副主査 やっているのであれば、契約ベースのものも補足で書いていただければ、それはそれで分かるような気はしています。

私も勉強不足で読み切れていたので反省しているところがありますが、使い切っていなく見えてしまうので、工事自体は全部執行しようとしているということであれば、そういう形で載せてもらえるような形を取っていただけたと分かりやすいと思います。検討していただければ十分です。

○小園管理課長 補足させていただきます。

記載の仕方につきましては検討させていただきたいと思いますが、大きな整理といたしまして、本件の場合、先ほど部長が申し上げましたとおり、未契約繰越しというのは基本していない状況ですので、何らかの発注行為がしてあるものが繰越しという形になっていると思います。そういった意味では、純粋に使われなかつたお金は不用額に出てきております。

令和6年度一般会計の不用額が全部で15億円ほどございまして、うち公共事業が14億円、その中でさらに災害復旧が12億円となっておりますが、そのほとんどが繰越しの災害復旧ですので、繰越しの災害復旧について、令和6年度の額が固まったため不用にしているというような状況でございます。そのため、事業の発注という観点では、一定程度適正にやってきているものと考えてございます。

○日高委員 高速道対策局長に伺います。

用地国債を活用した先行取得の用地の特別会計への繰出金についてですが、用地を県があらかじめ取得するのでしょうか。このあたりは毎年出るのですか。

○山浦高速道対策局長 用地国債というのは、県が国に代わって先行取得をして、後から国が買い戻すという制度となります。これは国道218号——九州中央自動車道のほうでやっているところですが、買収のほうは順調に進んでおります。

○日高委員 局長の仕事ぶりで進んでいるということを、よく西臼杵の人から聞いております。これは褒めていますからね。

高速道路についていつも言われるのが、防災の高速道路ネットワークなんです。例えば、高速道路でつながると経済はどうなるのか。ミッシングリンクが解消されて日南市までつながりましたが、どういう波及効果があるのかとか、物流会社などの車がどれだけ増えたかとか、そのあたりの調査は当然されているものと思っております。

そういった中で、今回これだけが高速道路に入れて、どれくらい有利に動いたというか、高速道路の効果が上がってきたのかということを、今回の決算でどう検証されているのか伺いたいと思います。

○山浦高速道対策局長 今回の決算と直接というところではございませんけれども、基本的に高速道路がつながって供用率が伸びると、キャンプや合宿などによる県内の経済波及効果というのはございます。直近でいきますと、日南市から北九州市まで令和5年3月に開通をしました。県内の供用率が現在80%なのですが、そのときの経済波及効果というのが118億円。

平成25年ぐらいでいきますと、供用率61%で経済効果が96億円ということで、高速道路がつながると、キャンプなどで来られて、着実に経済効果的には上がっていくというような感じに今のところなっています。

平成26年、平成27年でいきますと、東九州自動車道では、宮崎～延岡が平成26年3月開通、供用率が約69%で約90億円の効果。宮崎～大分が平成27年3月に開通しておりますけれども、供用率が71%で130億円という形で、高速道路がつながっていくと、誘客などといった形で県内には着実に波及効果が出てくるのだろうということで、ミッシングリンクを早く解消しないといけないと考えております。

○日高委員 そういう考え方を持たれていれば安心です。違うことを考えていないかと思ったものですから。

だから、高速道路において用地を取得することは非常に重要だと思います。ここができれば、国土交通省からすれば、宮崎県はこれだけ用地を早めに先行取得してくれたのだと、県の意気込みが分かるんです。普通の道路もそうですが、用地買収・用地取得は大変重要になります。そこが順調だということなので、これを継続してやっていただきたいと思います。

用地取得だと、年間どれくらい県が立替えをするのですか。

○山浦高速道対策局長 特別会計については、今年度5億円を用意しております。

○日高委員 大体5億円ですか。大体毎年そんな感じですか。それとも、今年は少し多めに取得しておこうとか、そういう戦略はあるのでしょうか。

○山浦高速道対策局長 年度ごとに少し凸凹が生じます。補償が大きい物件があると金額的には伸びますが、用地補償ですから、補償の調査に時間がかかるため、単年度で均一に予算がかかるというものではありません。そういう意味では、今年度の用地費としては少し多いという状況でございます。

○日高委員 これは少し決算から外れるけれども、国土交通省と毎年やっていかないといけないので、そのための地固めは非常に重要なところです。トンネルや橋梁も多いので、そのあたりをしっかりとやってもらいたいと思います。よろしくお願ひします。

○内田主査 ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、以上をもって県土整備部第1班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後2時28分休憩

午後2時31分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

これより、河川課、砂防課、港湾課、都市計画課、建築住宅課の審査を行います。

令和6年度決算について、各課の説明を求めます。

○中武河川課長 河川課の決算について御説明いたします。

資料の50ページを御覧ください。

一番上の段、河川課計ですが、当課の令和6年度決算額は、予算額492億8,730万9,809円、支出済額281億2,338万1,196円、明許繰越額187億2,829万1,000円、事故繰越額12億2,939万223円、不用額12億624万7,390円、執行率57.1%で、翌年度への繰越額を含めますと97.6%となります。

まず、4段目の（目）河川総務費でございます。不用額が4,048万5,989円、執行率は56.0%となっております。不用額については、主に河川施設の維持・管理費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、51ページを御覧ください。

4段目の（目）河川改良費ですが、不用額が3,205万7,076円、執行率は62.2%となっております。不用額については主に公共災害関連河川等事業費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、52ページを御覧ください。

6段目の（目）海岸保全費ですが、不用額が1,114万3,000円、執行率は59.2%となっております。不用額については主に海岸保全事業費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、下から4段目の（目）水防費であります。執行率が55.6%となっておりますが、翌年度への繰越しによるものであります。

次に、53ページを御覧ください。

下から2段目の（目）土木災害復旧費であります、不用額が11億2,256万1,325円、執行率は51.3%となっております。不用額については主に災害復旧事業費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

資料の55ページを御覧ください。

「（1）良好な自然環境・生活環境の保全」についてであります。

主な事業について説明いたします。

56ページを御覧ください。

「河川パートナーシップ」であります。これは、自治会等が実施する河川の草刈り等に対して報奨金を支給するものであり、良好な河川環境や景観の保全等を図ることを目的としております。

57ページを御覧ください。

上段のI、施策の成果等であります。

②にありますとおり、「河川パートナーシップ」への参加団体数につきましては、平年並みの759団体となっており、官民の協働による河川の管理や環境の保全が図られております。

次に、中段のII、今後の方向性であります。
②にありますとおり、今後も河川や周辺環境を安定的に良好な状態に保ち、治水安全度や官民の信頼・協力関係の維持及びさらなる向上を図っていくため、引き続きパートナーシップ事業の推進に取り組んでまいります。

58ページを御覧ください。

「（1）災害に強い県土づくり」についてであります。

下の表を御覧ください。

主な事業について御説明します。

まず、「公共河川」であります。これは、浸水被害を受けた箇所の河川改修事業等を行うものであり、耳川ほか28河川におきまして、河道掘削や堤防整備などを行ったところです。

次に、59ページを御覧ください。

中段の「県単河川改良」であります。これは、八重川ほか95河川におきまして、河道掘削や護岸の整備などを行ったものであります。

次に、60ページを御覧ください。

上段の「公共土木災害復旧」であります。これは、令和6年に被災した国道265号など、90か所の道路や河川及び砂防施設等の災害復旧を行ったところです。

次に、下段の「ダム施設整備」でありますが、松尾ダムほか12ダムの放流設備等の改良を行ったところです。

62ページを御覧ください。

上段のI、施策の成果等であります。

まず、①でありますが、令和6年度は、防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策予算の活用により、洪水に対する安全性の向上が図られたところであります。

また、②でありますが、令和6年に被災した施設等に対する災害復旧事業では、令和6年度予算で施工する箇所の80.9%に着手し、14.2%の復旧が完了しております。

次に、下段のII、今後の方向性であります。

まず、①でありますが、令和6年度末の河川整備率は50.6%といまだ低い水準にあることから、今後とも、より一層重点的に河川改修を推進していく必要があります。

また、②でありますが、本県は、洪水・地震・津波など自然災害のリスクが高いことから、県道の強靭化を着実に推進していく必要があります。

今後とも引き続き、必要な予算確保に努めるとともに、効果的な事業執行を行い、ハード・ソフト両面から減災・防災対策を推進してまいります。

次に、監査結果報告書の指摘事項について御説明いたします。

63ページを御覧ください。

収入事務の指摘事項についてであります。

都城土木事務所の砂利採取料において、調定が遅れているなど調定事務の適当でないものが見受けられたとの指摘でございます。

これにつきましては、会計制度等の確認の徹底や、進行管理表を複数の職員で確認することで、執行の進捗管理を的確に行うなど、組織内の体制を強化し、再発防止に努めてまいります。

最後に、決算審査意見書につきましては、特に報告すべき事項はございません。

○三橋砂防課長 砂防課の決算について御説明

いたします。

資料の64ページを御覧ください。

一番上の段、砂防課計であります。令和6年度決算額は、予算額148億9,592万1,401円、支出済額87億5,230万533円、明許繰越額57億9,895万円、事故繰越額2億2,786万145円、不用額1億1,681万723円、執行率58.8%で、翌年度への繰越額を含めますと、執行率は99.2%となります。

下から3段目の（目）砂防費であります。不用額が1億1,681万723円で、執行率が58.6%となっております。不用額については、主に公共砂防事業費の確定に伴うもので、執行率については翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果について御説明いたします。

66ページを御覧ください。

「（1）災害に強い県土づくり」についてであります。

主な事業について御説明します。

まず、「通常砂防」であります。宮崎市の伊倉谷川1・2ほか75溪流において、堰堤工等を実施いたしました。

67ページを御覧ください。

下段の「地すべり対策」であります。椎葉村の大藪2地区ほか6地区において、地すべり解析や地すべり観測等を実施いたしました。

68ページを御覧ください。

上段の「急傾斜地崩壊対策」であります。都城市の城山西側地区ほか52地区において、擁壁工や、のり面工を実施しました。

次に、下段の「総合流域防災」であります。これは、流域一体となった総合的な防災対策を行うものであり、基礎調査として、土砂災害警戒区域等の指定関連の調査を県内一円で実施い

たしました。

70ページを御覧ください。

上段の「県単自然災害防止急傾斜地崩壊対策」であります。これは、市町村が実施する工事等に対する県からの補助金であります。日向市の岩崎1地区ほか4地区において、擁壁工やのり面工を実施したものです。

71ページを御覧ください。

上段のI、施策の成果等についてであります。

まず、①土砂災害警戒区域の整備につきましては、令和6年度は砂防事業で4溪流、急傾斜地崩壊対策事業で4か所の工事を完成させ、土砂災害に対する安全性の向上を図ったところであります。

次に、②令和6年度の啓発活動につきましては、小中学生を対象とした土砂災害防止教室や、地域住民を対象とした土砂災害防止講座を開催し、土砂災害防止に関する県民意識の向上を図ったところであります。

II、今後の方向性でありますが、①に記載のありますとおり、土砂災害警戒区域の令和6年度末の整備率は30.5%であることから、今後とも安全で安心な県土づくりを目指し、施設の整備を進めるとともに、②に記載のありますとおり、警戒避難体制の整備や防災情報の提供に取り組むなど、ハード・ソフトの両面から総合的な土砂災害防止対策を推進してまいりたいと考えております。

最後に、審査意見書及び監査報告書について、特に報告すべき事項はありません。

○那須港湾課長　港湾課の決算について御説明をいたします。

資料の72ページを御覧ください。

港湾課は、一般会計と特別会計がございますが、一般会計から御説明をいたします。

72ページの表、上から2段目、一般会計の計の欄でございます。

令和6年度決算額は、予算額80億3,029万7,196円、支出済額64億9,218万8,333円、明許繰越額13億6,647万円、事故繰越額8,300万円、不用額8,863万8,863円、執行率80.8%、翌年度繰越額を含めますと98.9%となります。

73ページを御覧ください。

まず、上から2段目の（目）海岸保全費であります。執行率が66.1%となっております。これは翌年度の繰越しによるものであります。

次に、下から3段目の（目）港湾管理費であります。不用額が2,142万1,434円となっております。これは、「油津港利用促進支援事業」の額の確定による残や、港湾施設維持管理費の執行残などであります。執行率が89.1%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、75ページを御覧ください。

一番上の段、（目）港湾建設費であります。不用額が3,045万1,701円となっております。これは、主に公共港湾建設事業費の確定に伴うものであります。執行率が80.1%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

76ページを御覧ください。

上から5段目の（目）港湾災害復旧費であります。不用額が3,570万7,567円、執行率が65%となっております。これは、港湾災害復旧事業において事業費が確定したことに伴うものであります。

77ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の決算についてであります。

一番上の段、特別会計の計の欄であります。

令和6年度決算額は、予算額20億9,463万円、支出済額14億3,850万2,800円、明許繰越額5億7,860万円、不用額7,752万7,200円、執行率68.7%、翌年度繰越額を含めますと96.3%となります。

まず、上から4段目の（目）港湾管理費であります。不用額が935万1,965円となっております。これは、主に港湾運営に係る需用費及び委託料の執行残であります。執行率が84.8%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、下から3段目の（目）港湾建設費であります。不用額が6,530万円となっております。これは、細島港整備に伴う執行残であります。執行率が56.2%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

78ページを御覧ください。

下から2段目の（目）予備費であります。不測の事態への対処のため計上しておりますが、全額の200万円が不用額となっております。

ここで、72ページにお戻りいただきまして、一番上の段、港湾課計の欄を御覧ください。

当課の一般会計と特別会計を合わせました令和6年度決算額は、予算額101億2,492万7,196円、支出済額79億3,069万1,133円、明許繰越額19億4,507万円、事故繰越額8,300万円、不用額1億6,616万6,063円、執行率78.3%、翌年度繰越額を含めますと98.4%となります。

次に、79ページを御覧ください。

港湾整備事業特別会計の歳入について御説明いたします。表の一番下の段の歳入合計ですが、予算現額20億9,463万円に対しまして、2列横の収入済額が15億8,988万4,873円となっております。

80ページを御覧ください。

主要施策の成果の主なものについて説明いたします。

「（1）広域交通・物流ネットワークの整備・充実」についてであります。

主な事業及び実績であります、「港湾改修」では、油津港におきまして、船舶の大型化に対応する水深12メートルの第10岸壁の整備を進めています。宮崎港においては、マリーナ航路等の砂の堆積対策として、防砂堤工事を進めたところであります。

81ページを御覧ください。

一番上の「統合補助」であります、宮崎港ほか2港におきまして、桟橋補修や緑地連絡橋の整備等を行ったものです。

82ページを御覧ください。

一番上の「ポートセールス推進」であります。ポートセールスについては、企業訪問や県内外でのセミナー開催等により、新規・増加貨物の掘り起こしや、港湾関連企業のマッチング機会づくりなどを行い、利用促進に努めました。

次に、84ページを御覧ください。

I、施策の成果等につきましては、港湾の利便性・安全性の向上に向け、②に示します細島港の原木輸出に対応する16号岸壁や、宮崎港の緑地連絡橋が完成、供用開始しました。油津港では、船舶の大型化に対応する第10岸壁工事の進捗が図られました。

次に、下段の今後の方向性についてであります。重要港湾への重点投資により、利便性・安全性の向上を図り、老朽化対策についても計画的に推進することとし、細島港では、国が進める19号岸壁整備に関連する泊地工事等を、宮崎港では、マリーナ航路等の砂の堆積対策として防砂堤工事を、油津港では、第10岸壁工事を推進してまいります。

また、③のポートセールスにつきましても、関係自治体や関係団体と連携して推進してまいります。

主要施策の成果については、以上であります。

次に、審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

85ページを御覧ください。

令和6年度宮崎県歳入歳出決算意見書より抜粋しておりますが、（13）港湾整備事業特別会計についてであります。

86ページを御覧ください。

一番下の意見・留意事項等のとおり、借入金の推移など財政状況に留意しながら、引き続き計画的な施設整備と効率的な運営が望まれるとの意見がありました。

港湾整備事業特別会計につきましては、港湾の円滑な運営に向け、港湾機能の充実強化を図ってきたところでありますが、今後とも使用料収入の確保と経費の節減を図り、健全な運営に努めてまいります。

○村岡都市計画課長　　都市計画課の決算について御説明いたします。

資料の87ページを御覧ください。

表の一番上の段、都市計画課計の欄でございますが、当課の令和6年度決算額は、予算額72億9,128万2,000円に対しまして、支出済額39億4,356万9円、明許繰越額33億4,048万3,000円、不用額723万8,991円となっておりまして、執行率は54.1%となります。

また、翌年度への繰越額を含めますと99.9%となっております。

88ページを御覧ください。

一番上の段の（目）街路事業費であります。不用額が650万1,693円となっておりますが、これは公共街路事業費の確定に伴う執行残であり

ます。

また、執行率47.9%につきましては、翌年度への繰越しによるものであります。

89ページを御覧ください。

一番上の段、（目）公園費であります。執行率56%となっておりますが、これは翌年度への繰越しによるものであります。

次に、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

90ページを御覧ください。

まず、「（1）快適で人にやさしい生活・空間づくり」についてであります。

91ページを御覧ください。

表の下段、「みんなで取り組む「美しい宮崎づくり」」であります。これは、景観形成に取り組む団体に対して、市町村と連携し、活動に利用する経費の一部を支援したものなどであります。

次に、92ページを御覧ください。

「県単都市公園整備」でありますが、これは、ひなた宮崎県総合運動公園ほか5公園で、施設の改修工事等を行ったものであります。

93ページを御覧ください。

I、施策の成果等であります。

②にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、団体への補助のほか、セミナーの開催等による魅力ある地域づくりを推進しました。

また、③ひなた宮崎県総合運動公園につきましては、各施設の老朽化対策を実施することで、利用者の利便性や快適性が確保されました。

II、今後の方向性につきましては、②にありますように、美しい宮崎づくりにつきましては、連携・協働による植栽活動のモデルづくり等を通じ、愛着と誇りを持てる美しい宮崎の創造と

継承を図ってまいります。

また、③ひなた宮崎県総合運動公園につきましては、施設の高質化及びトイレの改修等を行うことで、利用者のさらなる利便性・快適性の確保をしていきます。

続きまして、94ページを御覧ください。

「（2）持続可能な地域交通網の構築」についてであります。

ページ中ほどの「公共街路」でありますが、これは、延岡市の安賀多通線ほか10路線で街路の整備を行ったものであります。

96ページを御覧ください。

I、施策の成果等でありますが、環状道路や駅及びバスターミナルへのアクセス道路の整備、通学路における交通安全の確保などを進めたところであります。

II、今後の方向性につきましては、未整備区間において、都市部における安全で円滑な交通を確保するとともに、安心で快適な都市空間の整備に取り組んでまいります。

次に、97ページを御覧ください。

「（1）災害に強い県土づくり」についてであります。

ページ半ほどの「公共都市公園」につきましては、ひなた宮崎県総合運動公園におけるサンマリンスタジアム観客席改修工事等を行ったところであります。

98ページを御覧ください。

I、施策の成果等でありますが、スポーツランドみやざきの主要施設である武道館やサンマリンスタジアムの老朽化対策を実施したことにより、施設利用者の安全性の向上を図ることとしております。

II、今後の方向性につきましては、各種スポーツ施設の老朽化対策や改修を進めることで、

災害対応力の向上に取り組んでまいります。

最後に、監査結果報告書指摘事項について御説明いたします。

99ページを御覧ください。

(2) 支出事務の指摘事項についてであります。特別史跡公園西都原古墳群の維持管理業務について、概算払いと支出した委託料の額の確定等の精算手続が行われていなかったとの指摘でございます。

改善につきましては、事務処理手続を再確認するとともに、チェックリストを活用し、複数の職員で確認するなど、チェック体制の強化をすることで再発防止に努めてまいります。

また、決算意見審査書に関しましては、特に報告すべき事項はございません。

○松田建築住宅課長 建築住宅課の決算について御説明いたします。

資料100ページを御覧ください。

表の一番上の段、建築住宅課の計でございますが、令和6年度決算額は、予算額が24億9,838万円、支出済額が22億4,315万8,632円、翌年度への繰越額が2億1,591万2,000円、不用額が3,930万9,368円、執行率89.8%で、翌年度への繰越額を含めると98.4%となっています。

次に、同じページの表の中ほど、(目)建築指導費ですが、不用額が567万1,839円となっています。これは、主に委託料や旅費、需用費等の執行残によるものであります。

次に、101ページを御覧ください。

(目)都市計画総務費でありますが、執行率が81.5%となっています。これは、旅費、需用費等の執行残によるものであります。

次に、中ほどより下になります。(目)住宅管理費ですが、不用額が3,274万4,280円となっており、執行率が89.4%となっています。これ

は、主に委託料や補償・補填及び賠償金等の執行残によるものであります。

次に、102ページを御覧ください。

表の中ほどより下、(目)住宅建設費ですが、執行率が88.5%となっています。これは、主に翌年度への繰越しによるものであります。

続きまして、主要施策の成果の主なものについて御説明いたします。

104ページを御覧ください。

「(1) 快適で人にやさしい生活・空間づくり」であります。

主なものとしましては、次の105ページを御覧ください。

「公共県営住宅建設」であります。主な実績内容等の欄を御覧ください。右側の住宅整備事業では、令和6年度に宮崎市の出来島団地において、建て替え完了に伴う既存建物の解体工事、外構工事を行いました。その下の環境整備事業では、宮崎市の神宮駅東団地等の外壁改修工事3棟、宮崎市の大塚C団地等のエレベーター改修工事3棟、日向市の三ツ枝B団地給水設備改善工事4棟、門川町の下水流団地等のエレベーター設置工事2棟を実施しました。

次に、106ページを御覧ください。

I、施策の成果等であります。②の県営住宅についてですが、建て替えのほか、住戸内の段差の解消や手すり設置による高齢者向けの住戸の整備、エレベーターの設置など、入居者の利便性の向上を図ったところです。

II、今後の方向性であります。②の県営住宅についてですが、昭和50年代前半までに建設された多数の県営住宅が建て替え時期を迎えており、計画的な整備に取り組んでまいります。

次に、107ページを御覧ください。

「(1) 災害に強い県土づくり」であります。

「被災建築物・宅地応急危険度判定体制拡充」ですが、下の主な実績内容等の欄を御覧ください。被災建築物応急危険度判定士の養成のための講習会を3回、判定士の模擬訓練を1回実施しました。

次に、108ページを御覧ください。

「木造住宅等耐震化支援」ですが、耐震化が必要な木造住宅等の所有者に対しまして、国・県・市町村が耐震化の費用の一部を支援する事業です。下の主な実績内容等の欄を御覧ください。令和6年度では、アドバイザー派遣99件、耐震診断526戸、耐震改修107戸、ブロック塀等除去100件について支援を行いました。

次に、109ページを御覧ください。

「木造住宅耐震化緊急啓発」ですが、これは、木造住宅の倒壊リスクの軽減を図るため、木造住宅の耐震化について広く県民に啓発する事業です。下の主な実績内容等の欄を御覧ください。令和6年度に、テレビCM制作、放送を計219本、ラジオCM制作、放送を計114本、住宅の耐震化に関する相談対応359件、路線バス車内広告52台、県内温泉施設、店舗へのポスター掲示52施設など、県民に対して啓発や相談対応を行いました。

次に、110ページを御覧ください。

I、施策の成果等であります。②の木造住宅の耐震化の実績については、啓発や相談窓口の設置等により、耐震診断件数は前年度比2.8倍、耐震改修工事件数は前年度比1.6倍といずれも増加しております。

II、今後の方向性でありますが、②につきまして、木造住宅の耐震改修に対する所有者の負担軽減を図るため、耐震化に取り組む業者の確保や、改修費用のローコスト化を図るための取組をさらに加速し、建築物の耐震化等に積極的に取り組んでまいります。

主要施策の成果については、以上であります。最後に審査意見書及び監査報告書に関して、特に報告すべき事項はありません。

○内田主査 説明が終了いたしました。委員の皆様から質疑はございませんか。

○日高委員 資料56ページの「河川パートナーシップ」の予算について、繰越額はないですか。

○中武河川課長 ございません。

○日高委員 こういうのは、事業予算を決めずに必要なところを予算化して、ないものは基金で対応するようなやり方は考えられないのでしょうか、お伺いいたします。

○中武河川課長 現時点ではそこまで考えていませんが、団体数が今後伸びていくといったような状況が増えていくようであれば考えていく必要もあると思っております。現状は大体多めに足りているという状況でございます。

○日高委員 何回も繰り返すのですけれども、予算は足りていません。「河川パートナーシップ」については、予算が足りているのではなくて、いろいろな団体が赤字覚悟でやっている状況です。その前の年だったか、予算を1,000万円足したのですけれども……。今後、ロボットが導入されるとは思いますが、この事業はもう少ししっかりやっていかないといけません。

先ほど、道路保全課の道路沿いの草刈り予算についてお伺いしましたが、「河川パートナーシップ」の積算方法と違うのかお伺いしたいと思います。

○中武河川課長 単価の出し方はそれぞれ成り立ちが違うので異なりますが、先ほど道路保全課長が申し上げたのは道路なので、道路に影響がないところで幅1メートル程度の延長の単価で組まれています。

一方で河川の場合には、堤防や河川内の高水敷といった、面的に広い範囲の草を刈るものですから、平米単価で構成されております。単価につきましても、「河川パートナーシップ」の場合は最低500平方メートル以上ということで価格を細かく設定してやっており、単価の構成は違っているという状況です。

○日高委員 どちらが有利なのですか。

○中武河川課長 見比べますと、「河川パートナーシップ」のほうが若干単価が高いという感じでございます。

○日高委員 河川の草刈りよりも道路の草刈りのほうが単価が低いんですね。逆かと思っていたから。

○中武河川課長 高いようです。

○日高委員 この質問はやめるけれども、県管理河川の整備率が50.6%でいまだに低いと書いてありますが、河川が整備されているかはどう見極めればいいですか。

○中武河川課長 確かに委員のおっしゃるとおり、河川の整備率はすごく分かりづらいです。道路ですと、2車線の道路が出来上がると改良済みとか、すごく分かりやすいのですけれども、河川の場合は広いところ、狭いところ、もともと自然に流れております。

そういう中で、いわゆる治水の断面が足りていない——計画の雨が流れ切らないところを、県内で1,000キロメートルほど延長をピックアップしております、その改修がどれくらい進んでいったかということでパーセンテージを出しているところです。

○日高委員 今の説明では多分分からないです。もっと分かりやすく説明してください。

○中武河川課長 未改修のところを改修しているのですけれども、必要な改修区間の中で

50.6%しか整備が終わっていません。大体平均的に0.2%ずつ年間整備が進んでいるという状況でございます。

○日高委員 普段は水が流れていない川ということですよね。

○中武河川課長 流れてはいますけれども、断面が狭い川が未改修ということです。

○日高委員 雨が降ったら断面も広くなったりするものですよね。だから、河川の整備率というのは必要なのでしょうか。

令和6年災のうち、令和6年度予算で施行する箇所については80.9%に着手し、14.2%しか復旧が完了していない。令和6年災全体としては38.6%着手している。どこの河川がよくて、どこが悪いかが分からなくなと思いました。ただ、災害があると河川は大変です。河川による水害というのは相当あるわけです。だから道路とかよりも河川なのです。

だから、0.2%ずつ進んでいるというのは非常に遅いのではないかと思います。0.2%ずつしか進んでいないということは、次年度は50.8%、その次は51%、その次は51.2%でしょう。やつていくわけですけれども、こういうことでいいのかなと思います。それしか予算は組めないわけですね。

○中武河川課長 委員がおっしゃるとおり、河川改修率というのが一つの指標なのですから、分かりやすいところでいきますと、洪水浸水した家屋がどれくらい減少したかとか、いろいろな数字の効果の出し方というのはございます。浸水被害等ですと、類似の台風が来ないと効果がなかなか現れない部分もございます。

1年の指標として表すにはなかなか難しい指標なものですから、この河川の整備率を上げさせていただいているという状況でございます。

○福田委員 監査結果報告書の中で、砂利採取料について調定が遅れているなど、調定事務の適当でないものが見受けられたということで、都城土木事務所の収入事務が指摘されていますけれども、詳しく教えてください。

○中武河川課長 河川内の砂利を採取する場合に、砂利採取料といいまして、料金を県のほうが収入として受けるという事務がございます。

今回のケースでいきますと、下半期分ということで、令和6年10月1日～令和7年3月31日の半年間の砂利採取における収入の調定をする事務手続がありました。本来であれば、許可日である10月1日にこの事務を行いまして、相手方に10月15日納付期限の納付書を発行しまして、納めていただく手続をすべきだったのですけれども、その事務を失念しておりますと、10月15日の納付期限より後に、遡って事務を行ったというところが適切でなかったということでございます。

○福田委員 この話とは直接関係ないかもしれません、台風が来て、あるところに砂がたまり、民間の方がきれいに整地しようということで、ブルドーザーできれいに持つていけるよう砂を山積みにされました。それを持っていく業者も現れたのですが、規定がいろいろあってということで、都城土木事務所からストップがかかったのです。地域の人は台風で来た砂利を運んでくれるからいいと思っているのです。協力して砂利を運ぼうという人もいるのですけれども、都城土木事務所がストップをかけたのです。

これは何が原因ですか。想像するに、土砂を持つていくところで、今度は盛土の問題があるというのを少し感じたんですけども、そういったことは関係ないですか。

○中武河川課長 今のお話と直接関係はないのですけれども、恐らく河川内の土砂に関しまして、以前はいろいろな方が持つていってもよかったです時代がありました。

ところが、土砂の供給が減っていく中でどんどん砂利を取ることで、河川がどんどん河床低下していたということで、こういう規制をして、許可制度になりました。法律ができる以前の方は今でも許可をしているのですけれども、現在は新たな許可は行っていないというのが実情でございます。

砂利を勝手に持つていかないようにという意味で、法的に手続のストップをかけたというのもひとつあるのではないかと思います。

○福田委員 ありがとうございました。参考までに。

○脇谷委員 先ほどの日高委員の質問で、年0.2%の進捗と言われましたけれども、資料58ページの「公共河川」に関して、国2分の1、県2分の1が入った、耳川ほか36河川とあります。2級河川の一つ瀬川なども入っているということで、これが0.2%進捗という感じですか。

○中武河川課長 一つ瀬川の改修もこの中に入っています。先ほど0.2%と申し上げましたけれども、延長でいきますと大体年間2キロほど整備が進んでいる状況でございます。一つ瀬川もその中の一つに入っているという状況です。

○脇谷委員 資料59ページの「県単河川改良」の小松川や八重川、天神川もそうですけれども、小さい川に関しては、どのくらい進んでいるですか。

○中武河川課長 分かりにくくて申し訳ないのですけれども、河川を改良するときに、一定の水を流せる能力を確保するということで、川幅

を広げるなどのいろいろな整備をします。

河川が計画どおりに出来上がった部分を0.2%と申し上げましたけれども、「県単河川改良」で計画どおりの断面を確保するような改修的・改良的なものであれば率に入りますし、部分的な護岸の補修といったものだけですと、この率には含まれないということになってまいります。計画の河川断面がどのくらいできてきたかということでございます。

○脇谷委員 つまり0.2%という進捗状況ではなく、いろいろな状況も踏まえてやっているという感じなのでしょうけれども、「県単河川改良」と国も入れての「公共河川」について、どのように進めているのだろうと思っているところです。

○中武河川課長 「県単河川改良」の場合には、基本的に交付金等の採択にならない事業をやっているという面がございます。比較的規模の小さい、「公共河川」で手が回らないきめ細かなところを重点的にやっているという状況でございます。

○脇谷委員 「公共河川」については、一つ瀬川や耳川も入っているということなのですけれども、予算確保につきまして、近年の動向はどのような感じなのでしょうか。

○中武河川課長 河川の場合は、特に国土強靭化の予算が確保しやすい状況が続いておりまして、大体の規模感で申し上げますと、令和6年度当初予算25億7,000万円に対しまして、補正予算が39億円ということで約40億円となっています。どちらかというと、当初予算よりも補正予算のほうを多くいただけている状況でございます。

○脇谷委員 補正予算を積み増しても、なかなか0.2%しか進まないという感じですか。

○中武河川課長 現在、河川課のほうでいただいている国土強靭化関連予算を加味しても0.2%でございます。実際、維持管理のメンテナンス部分ですとか、それ以外のものも含まれておりますので、幅広に予算は確保しているという状況でございます。

○脇谷委員 「県単河川改良」についてです。小松川ほか77河川をやっていくということで、同じぐらいの河川の幅なのでしょうけれども、どの河川を先にやるかというのにはありますか。

○中武河川課長 まずは、河川の流れ、治水能力がないところを考えていきますけれども、地域バランスも多少考えながらやっております。

補足説明をさせていただきますと、「県単河川改良」につきましては、国土強靭化に伴い予算を多く配分いただいている状況がございます。この中にしゅんせつのお金も入っておりまして、台風通過後に非常に緊急性のあるところから優先的にしゅんせつをやらせていただいたりしております。そういう意味で優先的なところからやらせていただいているという状況がございます。

○日高委員 国の予算でも県単でも、しゅんせつをしていますよね。県は、流域治水というのを進めないといけないというのでやっていると思います。

流域治水なんかを言ったら、計画的にどの部分を河道掘削、河川改修するという根拠みたいなものをやりながら、なおかつそこに予算を当てはめていくということをやらないといけないと思うのですけれども、計画性をもってやっているのでしょうか。

流域治水と言っているのであれば、ただ災害が来るから、少し崩れたからそこをやるのでは話にならない。そのあたりの計画とかは何かあ

るのですか。

○中武河川課長 現在の河川整備が進まない中で、国土強靭化のしゅんせつにつきましては非常にありがたい予算でございます。しゅんせつにつきましては即効性がございますので、氾濫しそうだとか、あるいは河川の水位が高いですと内水被害にもつながりますので、浸水家屋が出そうなところに瞬間に予算が入れられます。

一方で、河川改修は計画的にやっておりますので、例えば、耳川ですと橋梁の架け替えも行っておりまますし、美郷町のほうでは宅地かさ上げもやっております。こういった改修系の計画的な事業も入れつつ、短期的にはしゅんせつも効果的にやっているという、そういう状況でございます。

○日高委員 だから、流域治水というのは一体何だろうかという話になってくるわけです。河川が氾濫したではいけないわけで、するかもしれないからやらないといけないというところにピンポイントに予算をあてがうのが流域治水だと思います。予算執行に当たって、そこがしっかり守られてきているのか。大雨が降るじゃないですか。どこに降るかによっても全然違うわけですよ。

非常に難しいけれども、今回の決算を分析して、県単の部分については新たなことを考えているのでしょうか。ただ単に公共工事を増やすないといけないからやる、ただ単に掘っているだけなのかというのを考えるのか、どっちなのかなと思う。

○中武河川課長 この県単予算は、どちらかというと各地元の方々からいただいている要望になかなか応え切れていない予算規模でございます。脆弱な護岸を修理・補修してほしいという心配事ですか、そういった部分になかなか応

えられていないので、この県単予算をもっと戦略的に使っていく必要があります。

そういう中で、この県単予算をいかに有効に活用していくかということを河川課としては考えております。例えば、この県単予算事業の一部が、今度の国土強靭化の5か年計画における新しいメニューでできれば、県単予算をさらに有効なところに回せます。県単予算をどこに使うか、いかに有効に使うかというのは考えながら業務を進めているところでございます。

○日高委員 せっかくこの委員会でそういう話をするとわですかから、次の事業につなげていかないといけないわけです。河川のことが結構詳しくなったじゃないですか。

○中武河川課長 委員の御指摘を受けまして、今後もそういった戦略的に事業を推進していきたいと思っております。

○日高委員 お願いします。

○福田委員 港湾課にお聞きしたいのですけれども、資料84ページの施策の成果及び今後の方向性についてです。港湾整備については、3重要港湾へ重点的に投資し、利便性及び安全性が向上したと施策の成果にあります。

そして、今後の方向性として、港湾整備については、3重要港湾へ重点的に投資を行い、利便性及び安全性の向上を図っていくとあり、細島港、宮崎港、油津港という3つの港が記載されています。

油津港では、船舶の大型化に対応する第10岸壁（水深12メートル）事業の進捗が図られたとありますて、今後の方向性として、同じく油津港では船舶の大型化に対応する第10岸壁（水深12メートル）の工事を推進していくとありますが、どのくらいの進捗が図られていて、あとどれだけあるという内容なのかを教えてください。

○那須港湾課長　油津港では、第10岸壁を延伸する工事をしております。その隣にある岸壁が船舶の大型化により延ばす必要があり、それを延ばしたことによって工事の必要が生じ、75メートルある10号岸壁を延ばしている最中でございます。

昨年度の実績としましては、工事に着手したことから推進が図られたということにしておりまして、今後は工事をどんどん進めていきたいということでございます。

○福田委員　どれくらいかかるのですか。

○那須港湾課長　水深がかなり深いこともあります。岸壁整備で60億円の計画をしております。

○福田委員　どれぐらいの期間がかかるのですかという質問です。

○那須港湾課長　現在の計画としまして、令和15年までの完成を考えております。

○福田委員　先日、観光推進課から大型クルーズ船の説明を受けました。油津港は大型クルーズ船が寄港する場所でしょうか。

○那須港湾課長　大型クルーズ船になりますと利用いたします。

○福田委員　九州管内における油津港の寄港数が非常に減っています。コロナ禍以前に少しは戻ってきていますが、たしか年間にまだ11か12ぐらいの寄港数です。それが来年の目標として寄港数を50と上げているのです。

私は、倍以上になる根拠は何があるのかと質問しましたが、あくまでもセールスを一生懸命やるということで、港を大きく広くするという理由は出てきませんでした。設定された目標と関係あるのかと思ったけれども、令和15年だったらかなり先ですね。

○那須港湾課長　そうですね、あと8年ほど先

になります。

○福田委員　貨物船と交差に同じ港を利用しているから週に何回しか着けないというのも、寄港数が減っている理由なので、そこをクリアして大型クルーズ船が着けるようになるともっと寄港数が増えると思ったところですが、今回の工事と観光推進課から出された回数は関係ないというのが分かりました。

○山口副主査　港湾課に資料86ページについてお伺いします。収入未済額が一定程度あると思いますが、収入のめどが立っているのかということと、毎年、過年度収入があるように見受けられるのですけれども、何か理由があるのか教えてください。

○那須港湾課長　まず、記載しております200万円程度の収入未済額ですけれども、令和6年度に発生した未済額が28万円少しあり、過年度分の未済額として172万円あります。令和6年度に発生した28万6,000円については今年度払っていただけたことになりました。電話をしたり訪問したりという結果でございます。

過年度未済額の172万円ですけれども、昨年度18件あった過年度未済分のうち、8件は納入していただいたという状況で、残るのが172万円ということでございます。地道に粘り強く活動していくれば解消に向かっていけるのではないかと思っております。

○山口副主査　何者でどれくらい残っているのかということと、法律上きちんと回収し切れるのか。時効みたいなものはないのかというところを確認させてください。

○那須港湾課長　一番古いものだと平成29年度の未済分がございます。件数でいきますと、9人、10件になります。

また、施設の使用料についての時効は5年と

いうことになります。

○山口副主査 5年。

○那須港湾課長 5年です。ただし、相手に対して督促とかをしておけば延びることになります。

○山口副主査 他の部署とかだと、弁護士のような法律の専門家等にもお願いしながら、債権回収に動いているところもあるようですが、今後、特に過年度に対する収入未済への対応について、何か考えていること、実際に動いていることがあれば教えてください。

○那須港湾課長 現在やっておりますのが、電話をする、訪問する、督促状を出すということと、県税事務所と連携いたしまして、実際に差押えもしております。

副主査がおっしゃいますように、弁護士などの専門家への相談も考えていく必要があるかと思っております。

○内田主査 資料90ページについて、都市計画課へ質問させていただきます。

「（1）快適で人にやさしい生活・空間づくり」ということで、施策の目標に、人口減少下でも持続可能な都市を実現し、「県土の発展につなげ」という言葉があるのですが、ここで書いてある発展というのはどのような発展なのか、ビジョンも踏まえて、将来像を描かれているのかというのをお聞かせいただきたいですか。

○村岡都市計画課長 本県全体の都市計画の方向性を示しております宮崎県の「都市計画に関する基本方針」というものがございます。こちらにおきまして、人口が減っていく中でも活力を維持できるようなまちを今後つくり上げていきますというような方向性で、検討を行っているところであります。

基本方針の中でうたっておりますけれども、

基本的な考え方といたしましては、国のほうが示しているコンパクト・プラス・ネットワークという考え方の下で方向性を打ち出しているところであります。

○内田主査 「スマートでコンパクトなまち宮崎県」というような将来像なのかなと、人口減少の中ですので、インフラの維持管理とかにも経費があまりかかるないようコンパクトシティをということなのかなと、今の御答弁で感じ取ったところではあります。

昨日今日と、商工観光労働部の企業立地課にいろいろと質疑させていただき、半導体企業の企業立地を進めていきたいというような意思の中で、企業ニーズに沿うような用地が不足しているというのが課題であり、積極的な誘致活動を行っていきたいというような答弁がありました。企業立地課として、どれぐらいの相談件数があって、いただいている相談の中で市町村の用地がどれだけ足りていないのかとか、そういう分析をされているのかという質問をさせていただきました。昨日お答えいただけなかったのですが、今日お答えいただいて、見える化を進めていきたいというような意思を力強くおっしゃられて、相談件数も電話やメールだけでも457件ありましたという話がありました。実際の成功率はお答えにはならなかったのですけれども、400件以上の企業を訪問したり頑張っているという中で、15件ぐらい誘致に結びついているというような答弁だったと思います。

そのような答弁のやり取りの中で、市町村に土地の確保などを頑張っていただく中で、補助金についての質問とかもあったのですけれども、要は土地が足りないというのが大きな課題だということはすごく感じました。しかし、都市計画課のお答えでは、持続可能な——現在を維持

していけるようなというお答えで、発展的な答えじやないということをかなり感じております。

資料93ページについて、今後の方向性の①が読まれなかつたので、議事録に残していただきたかったと思ったのですが、市町との連携、適正な土地利用への誘導、都市施設の適切な見直し・整備を促進していくという方向性が書かれているのですけれども、この「促進」というのも維持していきますということなのでですか。

もっと宮崎を発展させるために、商工観光労働部で答えていただいているような、いろいろな企業の誘致も前向きに進めていくと。

用地をどんどん取得して道路を造っていくことによって、企業とまちを活性化させるというのもあるかもしれないのですけれども、企業がこれだけ来ているのだから道路を前倒ししてでも建設してもらわないと困るというようなところに、宮崎県は攻めの姿勢として持っていてほしいと思っていて、それが県土の均衡ある発展だと思っていますが、そこを含まないのですか。

○村岡都市計画課長 企業誘致をするにしても、誘致できるような土地が足りないとか、前からいろいろおっしゃられている内容だと思います。例えば、地域産業の発展だとか、そういう側面で見ると、間違いなく企業誘致は大事だと考えております。

一方で、まちとして必ず考えておかなければいけないのは、例えば、津波が来るかもしれないのに高台のほうに移りたいと言われて、企業が移られたときの跡地の問題です。

立地企業の跡地をどうするのかも考えておかないといけません。恐らく移転前の場所というのは、そういった災害のリスクはあるかもしれないのですが、利便性が高かつたり、何らかの

なりわいや歴史的背景で出来上がったものもあるかと思います。その跡地に入りたいという企業も出てくるのではないかという気がするのですが、その部分を今後のまちのビジョンとしてしっかりと考えておかないと、不必要にといいますか、場当たり的に拡大することだけは抑えておかなければいけません。

お答えになっているかどうか分からぬのですけれども、拡大させるといいますか、まちのビジョンとしてそういうものをつくっていくのであれば、それは当然進めていくべきだと考えております。

○内田主査 今のお答えもひとつあるかなと思いますが、例えば、農地転用する際には、代替え地をしっかりと用意してください、農地をしっかりとつくってくださいという条件があるので、そこを農地にすればいいのではないですか。

いろいろな条件があるので、それに合わなかったりするかもしれません、空いた用地の使いようとしては、いろいろな方法があると思っています。

○村岡都市計画課長 おっしゃられるような考え方もあると思います。地元という言い方ばかりをして申し訳ないのですけれども、ビジョンとして、今までの跡地はだんだん工場とかが立地できないように、災害があってもダメージが少ないような活用の仕方をする。

安全なところにまち全体が少しづつ移転していきます。そういった長期ビジョンの下で動かれるということであれば、これは当然一体となって進めていくべきだと考えております。

○内田主査 県土の発展というのは、いろいろなやり方もあると思うし、条件もあると思いますが、宮崎県を維持していくということだけで

はなくて、発展させていくということも含めて、企業立地課や担い手農地対策課などとも連携を取りながら、チェックもしっかりとしながら進めていくという意気込みも含んでいると取っていいですか。今後の方向性も含めて、部長に答弁していただきたいです。

○桑畠県土整備部長 本議会でも御質問いただきまして答弁いたしましたけれども、県土の発展という意味でいきますと、先ほどお話しがあったようなコンパクト・プラス・ネットワークというような、縮小・維持していくという立場だけではなくて、やはり産業を含めまして発展していくべきだと思っております。

当然、先ほどお話ししましたように、跡地の問題をはじめ、いろいろな問題がありますけれども、そこは地元の市町としっかり話をさせていただいて、発展する土地の利用も当然やっていくべきだと思っております。

企業の考え方もありますし、市町のまちづくりの考え方もありますけれども、そこはしっかりマッチングさせて、県もしっかりと中に立って発展していく、維持すべきところは維持していくという観点に立って、まちづくりを進めていきたいと思います。

○内田主査 ほかにないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、以上をもって県土整備部第2班の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後3時50分休憩

午後3時53分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

各課長の説明及びそれに対する委員の質疑が終了しましたが、県土整備部の決算全般につい

て質疑はありませんか。

○大部園道路保全課長 先ほど説明した予算額について、73億円の内訳に誤りがありましたので、訂正させていただきます。

正しくは、当初予算が約37億円で、補正予算が約36億円であり、当初予算のうち令和7年度に繰り越した額は約21億円でした。

○内田主査 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、以上をもって県土整備部を終了いたします。

執行部の皆様お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後3時54分休憩

午後3時56分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

○牧国際・経済交流課長 内訳について先ほど誤った発言をしてしまいましたので、お詫びして訂正させていただきたいと思います。

資料の104ページを御覧ください。

「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」についてでございます。

資料104ページの説明のところで、食糧費と謝金等が含まれていなかったと発言いたしましたが、実際には含まれておりました。正しくは、式典における食事代や式典等でのアトラクションとして謝金も今回の補助金に含まれております。

補助対象経費の内訳といたしまして、食事代194万2,000円のほか、物品や会場装飾代等……。会場費として344万6,000円です。そのほか会場警備費等が35万9,000円入っております。他の経費としても44万5,000円ほどございまして、その他経費を含めまして、総額で補助対象経費

としましては425万1,000円でございました。

このうち本県からの補助金といたしまして400万円を定額補助したところでございます。

この本補助金交付要綱に基づきまして、対象経費となるものに関して、式典に係る開催経費及び謝金につきましては、この補助金の対象といたしまして適切に会計処理を行ったところでございます。

○内田主査 説明に対して質疑はございますか。

○山口副主査 教えてほしいんですが、食事代が194万円で、会場代が344万円と聞こえたんだけれども、そうなると、圧倒的にもう補助対象経費が飛んじやうんです。正確に教えてもらつていいですか。

○牧国際・経済交流課長 式典全体の会場費合計が先ほど言いました340万6,000円となっております。この主な内訳といたしまして、食事代が194万2,000円。物品や会場装飾代等に……。装飾代は計算しておりませんので、食事代が194万2,000円。それから……。

○山口副主査 ゆっくりでいいので正確にお願いします。

○内田主査 暫時休憩いたします。

午後4時2分休憩

午後4時3分再開

○内田主査 再開いたします。

○牧国際・経済交流課長 改めて御説明いたします。

こちらの式典の開催経費のうち、式典本体の開催経費総額が344万6,000円。このうち主なものといたしまして食事代194万2,000円が含まれております。344万6,000円の残りの経費は、広報費やプログラムの印刷費といった開催費に関する事務的経費となっております。

補助対象経費425万1,000円のうち、会場代以外に警備費36万円ほど、その他の経費44万6,000円ほどがかかっており、この大きな3つを合わせて425万1,000円という計算になっております。

○日高委員 まず総額の420万円から説明すれば分かるんだけれども、食事代が何万円だとか言われても違うところに行ってしまうので、やはり説明の仕方だと思いますよ。議事録には残ったと思うのでいいです。

○山口副主査 その他の45万円というのは何ですか。警備費を除いたもう一つの柱です。その他に丸められると困ります。

○牧国際・経済交流課長 その他の経費といたしまして、一番多いものとしましてコピーディアが計上されております。それから、慰靈碑の保存協力費であるとか、会場外で行われた記念事業等もその他経費に含まれているようござります。

○山口副主査 一番多いコピーディアで幾らですか。

○牧国際・経済交流課長 単位を間違えておりました。一番多いのが広告費でございます。これが日本円に換算して17万円程度でございます。

○山口副主査 食事代の194万円は何人分になるんですか。

○牧国際・経済交流課長 こちらは350名で計上しております。

○山口副主査 もともとは、全体の事業費は分かりませんという答弁をいただいていたかと思いますけれども、425万円が全体の経費ということですか。それとも、全体経費は分からなければ、補助対象経費が425万円で、それをいろいろ精査して400万円を出してあげたという理解をすればいいでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 副主査の後ろの質問のとおりでございまして、現地県人会が個別で

動かれた経費等もあるかと思いますが、今回の申請分については、直接補助申請用にくくられた事業費だけが計上されているということでございます。

○山口副主査 400万円の補助の半分以上が飲食もしくはそれに伴うものとして消費されていますが、これは予算の使い方として適切なのかという議論が恐らく出てきてもおかしくないのでないかと個人としては思っています。

このように、飲食というものに対して、これだけの額を使うということは、担当課として問題ないという認識なのでしょうか。

○鬼塚観光経済交流局長 我々としては、今回、記念式典という目的の事業に対して補助しているというところがございまして、記念式典につきましては、やはり飲食が付随してくるものとは理解しています。

金額の多寡についてですが、これが正しいかどうかというのは一般的には判断できませんけれども、補助金要綱の中でも補助対象として認めているので、我々とすれば、適正な補助要綱に基づいて執行していると理解しております。

○山口副主査 この事業を組み立てるときの400万円というものも、補助経費の大半を飲食に使うということを想定していたのかということと、今回の式典においては全ての参加者の手出しもしくは参加費はなかったのかを確認させてください。

○牧国際・経済交流課長 記念式典を行うという目的で起こされた事業でございますので、当然、飲食を伴うことは当初から予定しておりました。予算においては、現地からの見積りを基に積算をしたということでございます。

それから、参加者からは参加費を徴収しておりません。

○山口副主査 当初の積算の段階で、飲食費が大半を占めるという概算を既にしていたということでいいんですか。確認ですけれども、飲食代は分からないので会場使用料として見ていたわけではなく、飲食も完全にこれだけの額だという前提の下で予算計上していたということでいいのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 細かな積算内訳はございません。現地からは、式典全体費ということで見積りが出てきたということになっております。食事代だけで幾らという細かい積算はございませんでした。

○山口副主査 他の式典事業においても、これだけ飲食費が大半を占めるものがあり得るんでしょうか。

県としては、通常の式典開催事業において、これだけ飲食費が大半を占めるような補助金要綱、事業を恒常的に行っているものですか。それともこれが特殊なのでしょうか。

○牧国際・経済交流課長 國際会議等のレセプション等を行う場合には、レセプション費用として飲食費を想定した事業費を組むことはありますかと思っております。

○山口副主査 その際に、飲食費については、上限を設けましょうとか、そういうことにはなかなかならないものですか。

あまり県民の方にきれいに説明がつきづらい費用だと感じるところもあるもので、一応、確認させてください。

○鬼塚観光経済交流局長 副主査がおっしゃられたいのは、やはり会議の内容によると思います。ただ、我々は全体を承知していないところでございます。

この事業に関して具体的に説明しますと、この式典は、県が事業者に委託して実施していた

事業になります。令和6年度から、現地の県人会が主催してやるということになりました。

それまで400万円の事業として実施していたものですから、今回もその予算は変更せずに400万円の補助をするという事業を組み立てて、実施しているところでございます。金額については、そういったことでございます。

○児玉商工観光労働部長 いろいろな御指摘、ごもっともだと思います。

今回の「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」につきましては、75周年の節目の事業ということで開催したものだと承知しております。

海外で実施するものですから、その開催の検討に当たりましては、これまでブラジル現地でこのようなレセプション等を含めた記念式典を実施してきた中で、予算の組立てをしてきたものと承知しております。

宮崎県にゆかりのある皆様方にお集まりいただき式典を実施するという中で、こういう食事の場をメインとしており、レセプションの中で、いろいろな踊りや現地で親しまれている芸能文化の発表などもあったものと承知しております。

いずれにしましても、先ほど御意見等いただきましたけれども、当然、海外でこのようなイベントを実施するに当たっても、どのようなもののかっていうのはしっかり見積りを取るべきものだと思います。先ほどの局長の答弁で、これまで400万円規模のもので実施していたものについて、継続して実施する方向で検討していく中で、見積書も取ったのでありますけれども、その見積書の内容が十分詳しいものであったのかというところについて、副主査の御指摘については十分踏まえて、今後また同様の式典等を実施するに当たっては、内容の確認はすべきも

のと思います。

これまで答弁させていただいた中で、内容についてしっかりと説明できなかつたことにつきまして陳謝申し上げます。

○山口副主査 先ほど、局長が委託したという言葉を使わされていましたけれども、これは結構危ない言葉じゃないかと思っています。

委託したということは、こちら側が内容を決めていますから。食事代とかも含めて、こういう形でやってくださいっていうのは委託ですよ。これだけの金額で食事代も込み込みでやってくださいという形で内容を定めて県が委託したんですか。

○鬼塚観光経済交流局長 説明足らずで申し訳ありません。委託内容としては、式典だけではなくて慰靈碑とかを回っていくんですけども、その行程代も含めた委託ということになります。

○山口副主査 食事も込みで、こういう形のパーティーをやってくださいという形で、主体的にお願いをしたのは県だということでいいんですね。委託内容を決めたのは。

○内田主査 暫時休憩します。

午後4時20分休憩

午後4時21分再開

○内田主査 再開します。

○鬼塚観光経済交流局長 大変失礼いたしました。私が申し上げたのは、5年前の事業のことございまして、現在はこの補助制度にのつって事業を実施しているものでございます。

○山口副主査 分かりました。

○岩切委員 全体的に県の補助金を出す制度に乗つかってやったということで、今日これだけごたごたしたのは、現地での費用を把握できるものが手元になかったことをもって、その全体

費用を確認していませんとお答えになったことが原因だと思います。

結果、把握されていたという結論になつてしまつたらしいわけですね。そのあたりは準備できていなければ準備できていないで、しっかりと調査した上で答弁いただければ結構なことなのに、慌てて答弁されたことで、我々の頭の中を混乱させているところがありますよね。内容的にごまかしだとか不正があるわけではないのに、何となく変な雰囲気になってしまったのは、その辺に原因があるかと思います。

海外で行われる事業だから不透明なところがあるのでないかというようなところが提起されたら、そこは資料もそろえてしっかりと準備でありますという姿勢でおられたほうがよろしいんじゃないかと思うんです。

ぜひそういった対応で決算審査にもお臨みいただきたいし、これから事業展開も行っていただきたい。希望を申し上げておきたいと思います。

○鬼塚観光経済交流局長 大変申し訳なく思っております。適切な説明ができなくて、こういった場も設けていただくことになりました。次回以降、改めて気をつけた上で、準備をして説明したいと思います。

○内田主査 岩切委員にもまとめていただいてありがとうございます。

前回の補正予算審査のときも申入れさせていただきましたが、再度申し入れさせていただきます。

本日はお疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後4時24分休憩

午後4時27分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

まず採決についてですが、10月1日の午後1時に採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、そのように決定いたします。

そのほかで何かありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは以上で、本日の分科会を終了いたします。

午後4時28分散会

令和7年10月1日(水曜日)

か。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 御異議ありませんので、原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、主査報告骨子案についてであります。主査報告の項目及び内容について御意見はありませんか。

暫時休憩いたします。

午後1時36分休憩

午後1時37分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

主査報告につきましては、正副主査に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、そのようにいたします。そのほか何かございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 以上で分科会を閉会いたします

午後1時37分閉会

○内田主査 分科会を再開いたします。

まず、議案の採決を行いますが、採決前に、昨日の議論の中ありました「ブラジル宮崎県人会創立75周年記念式典」の件ですけれども、部長をはじめ国際・経済交流課長が説明にあがった件で皆様に御説明したいと思います。

のために暫時休憩させていただきます。

午後1時1分休憩

午後1時36分再開

○内田主査 分科会を再開いたします。

これより採決に入りますがよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○内田主査 それでは、議案第25号についてお諮りいたします。

原案どおり認定することに御異議ありません

署名

商工建設分科会主査 内田理佐

